

阪神・淡路震災復興計画
最終3か年推進プログラム

～成熟社会につなぐ創造的復興～

平成14年12月

兵庫県

目 次

序説 阪神・淡路震災復興計画最終3か年推進プログラムの策定趣旨	1
・被災地の概況	5
・創造的復興に向けた取り組みの検証	17
・残された3か年の重点プログラム	41
1 3か年の基本的な考え方	42
2 分野別重点プログラム	44
(1) 21世紀に対応した福祉のまちづくり ～ 少子・超高齢社会における本格的な生活復興～ 被災高齢者の見守り体制の整備	45
被災高齢者の健康づくり・生きがいづくり	47
こころのケアの推進	50
住み続けたい住まいづくり	52
(2) 世界に開かれた、文化豊かな社会づくり ～ 参画と協働の“創造的市民社会”づくり～ 県民ボランティア活動の推進	56
子どもの体験活動や子育て環境づくりなどの促進	59
文化を活かした個性ある地域づくり	60
(3) 既存産業が高度化し、次世代産業もたくましく活動する社会づくり ～ 産業構造の転換期におけるしごと活性社会づくり～ 中小企業・地場産業等の第二創業・経営革新への支援	63
商店街・小売市場の活性化対策	65
しごとの創造と多様なワークスタイルづくり	68
新産業創造の推進と成長産業の育成	70
国内外企業の立地促進	73
構造改革特区の形成推進～国際経済拠点構想、神戸医療産業都市構想などの推進～	75
新しいライフスタイルを創出する地域産業の新展開	76
地域資源を活かしたツーリズムの推進	78

(4) 災害に強く、安心して暮らせる都市づくり	
～震災の経験と教訓の継承・発信～	
地域の防災力を高める安全・安心なまちづくり	81
実戦的な防災体制の構築	83
防災の担い手づくりの推進	85
国際防災・人道支援拠点の形成	87
住宅再建支援制度の実現	88
周年記念事業の推進	89

(5) 多核・ネットワーク型都市圏の形成	
～復興市街地整備の推進とまちのにぎわいづくり～	
土地区画整理事業、市街地再開発事業の早期完成と未着工地区の対応	91
まちのにぎわいづくりの推進	94

復興事業一覧	97
--------	----

(資料)	103
------	-----

残された3か年の課題と取り組み方策一覧

- 「阪神・淡路震災復興計画最終3か年推進プログラム」案のとりまとめにあたって
- 阪神・淡路震災復興計画後期5か年推進プログラムフォローアップ委員会の検討経過
- 阪神・淡路震災復興計画後期5か年推進プログラムフォローアップ委員会委員名簿

序説：阪神・淡路震災復興計画最終3か年推進プログラムの策定趣旨

（経緯）

10年間での“創造的復興”をめざして、平成7年に策定した阪神・淡路震災復興計画の終了まで残すところ3か年となった。

前半5か年が過ぎ、ちょうど折り返し点にたった平成12年に、震災対策国際総合検証会議等の検証結果や多くの県民の方々のご意見などを踏まえて、復興計画後期5か年推進プログラムを策定した。その後、後期5か年推進プログラムの円滑かつ効果的な推進を図るために、フォローアップ作業を通じて、被災者の実態や復興の現状を的確に把握しながら、個別・多様化した課題に対するきめ細かな施策展開を行ってきた。

（目的）

残り3か年となった今、復興市街地の整備など震災に直接起因する課題に加え、災害復興公営住宅等の新しい住まいでの生活に伴う課題など震災復興の過程の中で生じた課題も残されている。今後は、後期5か年推進プログラムを着実に推進しつつ、これらの残された課題の解決に全力で取り組むとともに、震災を契機に高まった県民のボランティア活動やまちづくり活動など先駆的な取り組みや新しいしくみを、それらの成果や課題を見極めつつ、成熟社会を支えるしくみとして定着させる必要がある。

今回、策定した「阪神・淡路震災復興計画最終3か年推進プログラム」は、被災地の置かれた現況や、これまで7か年余の創造的復興に向けた取り組みについて検証を行った上で、残された3か年の基本的な考え方や課題を整理し、課題解決に向けた施策の方向や一般施策として引き継ぐべき施策の方向、県の事業を中心に残り3か年で重点的に取り組むべき事業などをとりまとめたものである。

策定にあたっては、パブリックコメントによる県民の方々からのご意見・ご提言等を踏まえるとともに、学識経験者や団体・NPO代表等で構成する「阪神・淡路震災復興計画後期5か年推進プログラムフォローアップ委員会」において検討を行うなど、県民の「参画と協働」によるプログラムづくりに努めた。

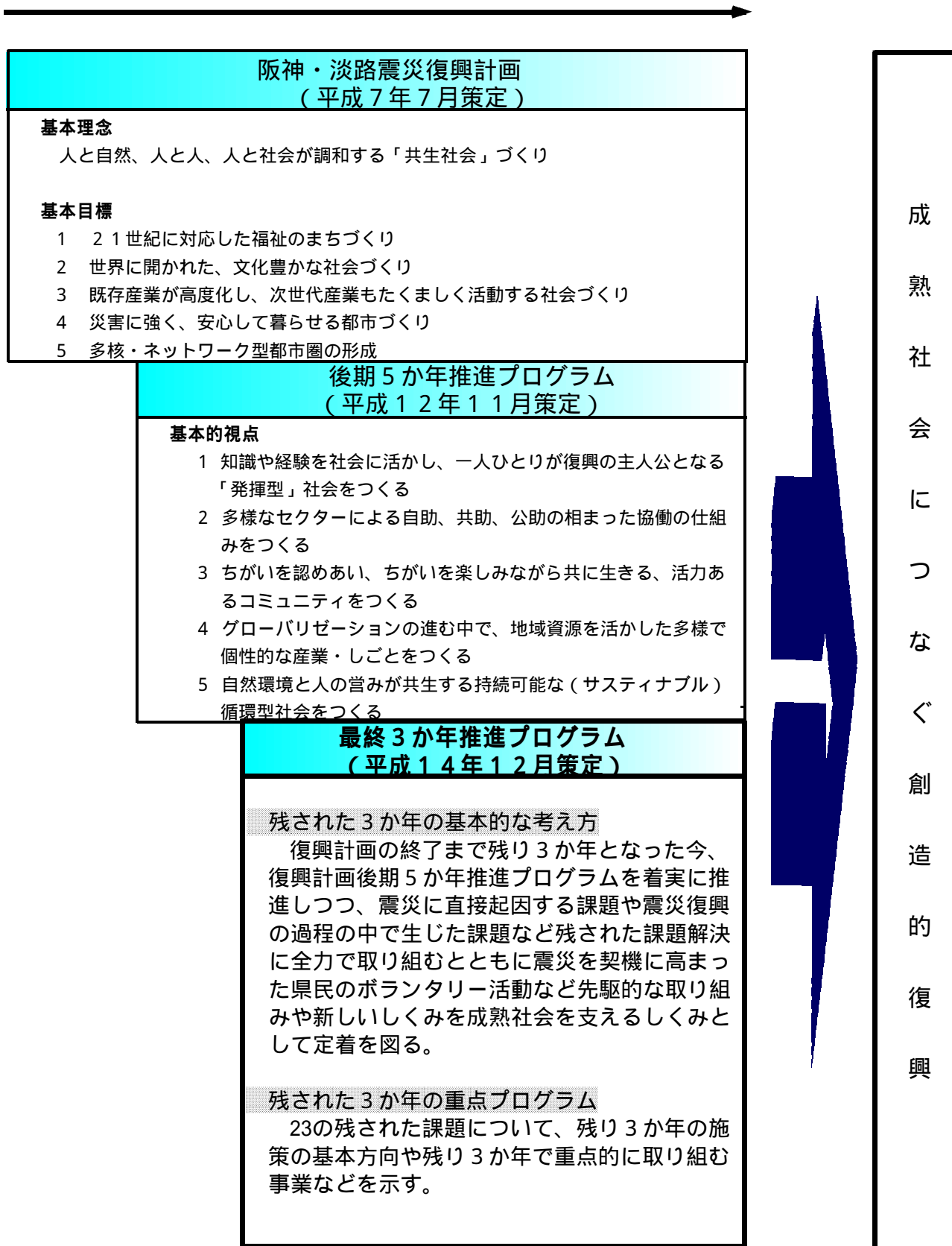
（今後に向けて）

これまで7年間の震災復興の歩みは、被災者をはじめ、団体・NPO、企業、行政など多様な主体が英知を合わせて様々な課題に取り組んできた「協働復興」の歩みともいえる。最終3か年においても、それぞれのこれまでの歩みと成果に誇りと自信を持って、創造的復興に向け、力強い第一歩を踏み出していかなければならない。

今後、このプログラムに基づき、残された課題解決の取り組みを進めるなかで、これまでの「参画と協働」を基調とした新しい動きを、21世紀の地域づくりにつないでいき、そして、次なる飛躍へと進められるよう全力で取り組んでいく。

なお、最終3か年にあたっては、個人や地域で課題が個別・多様化している現状などを踏まえ、引き続き、プログラムのフォローアップを通じて、施策・事業の評価を行いながら取り組みを進めるとともに、節目となる震災復興10年には総点検を行い、成熟社会につなぐ創造的復興を確かなものとしなければならない。

阪神・淡路震災復興計画最終3か年推進プログラムの位置づけ



プログラムの構成

阪神・淡路震災復興計画最終3か年推進プログラムの構成は以下のとおりである。

序 説	<ul style="list-style-type: none"> プログラムの策定の経緯、目的、位置づけなどを示した。
・被災地の概況	<ul style="list-style-type: none"> 人口やくらし、産業などの統計データをもとに、被災地の概況を示した。
・創造的復興に向けた取り組みの検証	<ul style="list-style-type: none"> 平成7年度に策定した阪神・淡路震災復興計画の5つの基本目標を示すとともに、この基本目標を目指してどのような取り組みをどのような形で行ってきたのかを検証した。 基本目標ごとに、これまでの取り組みの成果等を踏まえ、残された重点課題を整理した。 震災を契機に拡がり、成熟社会につないでいくしくみを整理した。
・残された3か年の重点プログラム	<ul style="list-style-type: none"> 残された3か年における、基本的な課題認識や5つの取り組みの視点、施策体系を示した。 5つの基本目標と23項目ある残り3か年の施策課題に即して、「現状と課題」、「残り3か年の施策の基本方向」、「残り3か年で重点的に取り組む事業」を示した。 「残り3か年の基本方向」では、残り3か年の重点課題に対する施策の方向に加えて、震災復興10年目以降を見据えた課題の方向性を極力盛り込んだ。
復興事業一覧	<ul style="list-style-type: none"> 今後、残された3か年において、復興事業として位置づけて推進する288事業を施策体系ごとに整理した。

被 災 地 の 概 況

被災地の現下の課題を分析するためには、被災地の復興の状況を客観的に把握することが必要である。

このため、この章では、このプログラムの策定の参考にするため、人口や暮らし、産業、まちづくりの視点から主要な統計データを用いて、被災地の概況を示した。

〔本章のまとめ〕

- 1 被災地（10市10町）の人口は、平成13年11月1日時点で震災前の水準を回復し、被災者の意識もまちの復興感「速い」と感じている人の割合は増加し、生活の向上感も上昇している。
- 2 震災後3か年で、被災地の総生産が震災前の水準を上回り、全体の水準面においては回復が見られるとともに、被災地の開業率が全国平均や県平均を上回るなど産業の本格復興に向けた動きも見られたが、その後の景気低迷の影響を受け、平成10年度以降は足踏み状態が続いている。
- 3 市街地再開発事業、土地区画整理事業等のまちづくりは、一部権利調整等で遅れはみられるが順調に推移し、観光入込客数は明石海峡大橋の開通、淡路花博ジャパンフローラ2000の成功、神戸ルミナリエの開催等により、平成10年度以降、震災前の水準に回復している。

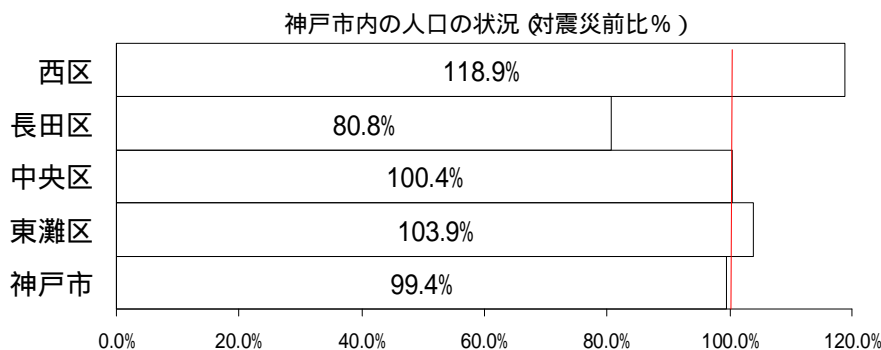
また、震災を契機とした県民のボランティア活動が広がりを見せ、住民主体の防災への取り組みを示す自主防災組織率は着実に上昇してきた。

1. 人口

被災地全体の人口は平成13年11月1日時点で震災前（平成7年1月1日）の水準を上回るなど、被災地全体としては震災前の水準を回復している。

被災地を地域ごとにみると、震災後、人口が2割近く増加した神戸市西区のような地域もある一方、震災被害の大きかった神戸市長田区の人口は、いまだ震災前の約8割の水準にとどまっている。

	H7.1.1	H13.11.1	H14.11.1
被災10市10町	3,589,126人(100)	3,590,180人(100.0)	3,604,451人(100.4)
兵庫県	5,526,689人(100)	5,571,216人(100.8)	5,582,934人(101.0)



資料：「兵庫県推計人口」をもとに作成

2. くらし

- 被災者の復興感は、「速い」と感じている人の割合は増加し、現在の生活の満足度は、20/30歳代に比べ、60歳以上の高齢者は低い。
- 被災地における生活向上感は上昇し、震災復興対策に対する満足度も大幅に上昇している。
- 暮らしは、被災地の家賃が下落したこともあり、家計に占める住居費が減少し、教養娯楽費は全国水準に戻っている。
- 震災後、LPガスの消費量は増加したが、仮設住宅から恒久住宅への移行に伴い減少し、都市ガスの消費量が元に戻っている。

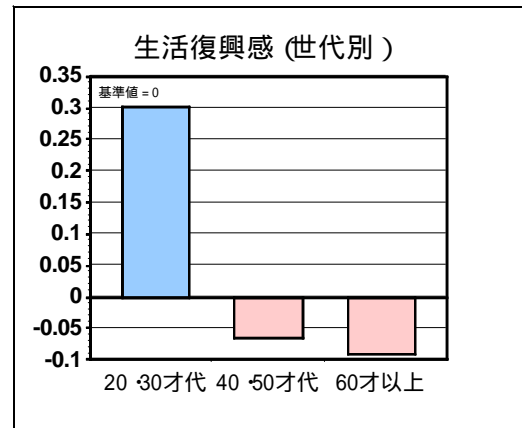
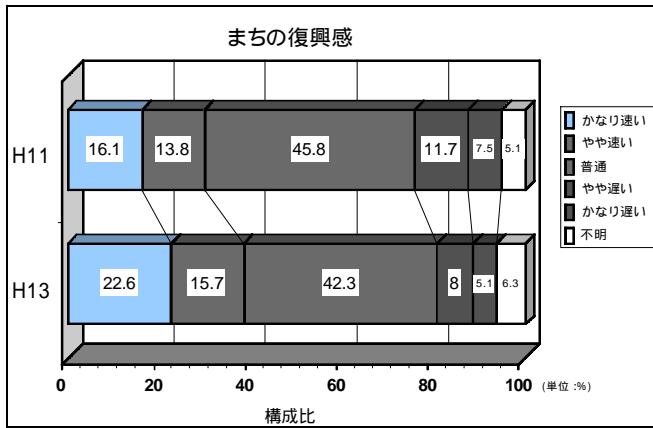
(1) 被災者の意識（H13年度生活復興調査）

まちの復興感

- ・「かなり速い」・「速い」 H11.3：29.9% H13.1：38.3%
- ・「かなり遅い」・「やや遅い」 H11.3：19.2% H13.1：13.1%

被災者の現在の生活の満足度

- ・20・30歳代 高
- ・60歳以上の高齢者 低



(2) 県民の意識 (県民意識調査、内閣府「国民生活に関する世論調査」)
 生活向上感(「向上」又は「同じようなもの」)
 被災地における向上感が増加し、低下感は減少している。

区 分		7年度	13年度
被災地	向上	60.0%	64.7%
	低下	37.6%	32.7%
被災地外	向上	72.7%	60.7%
	低下	24.5%	37.2%
全国	向上	80.3%	69.0%
	低下	18.2%	30.1%

震災復興対策満足度(「満足」又は「まあ満足」, 「不満」又は「やや不満」)
 被災地(神戸市)における満足度が大幅に増加、不満は大幅に減少している。

区 分		7年度	13年度
県	満足	23.3%	42.1%
	不満	51.9%	30.6%
神戸市	満足	19.9%	43.9%
	不満	61.4%	33.9%

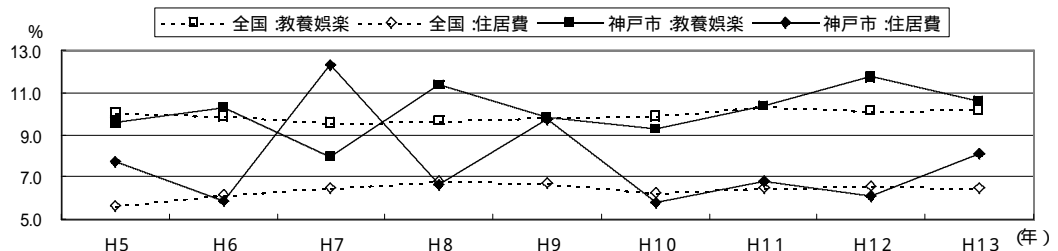
(3) 暮らしのゆとり

家計から見た暮らし(家計調査)

被災地(神戸市)における住居費が減少し、教養娯楽費が全国水準に。

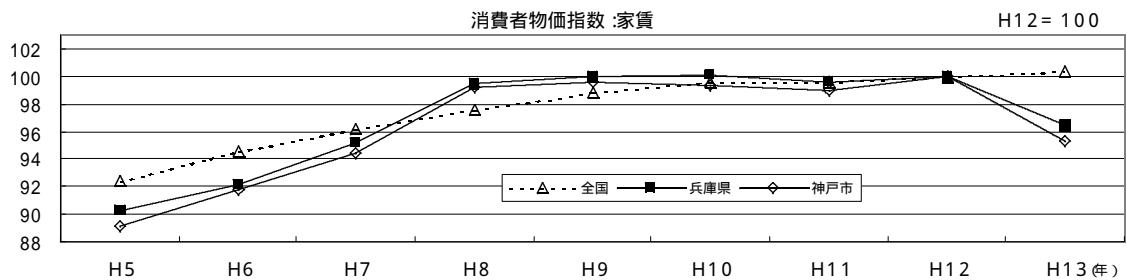
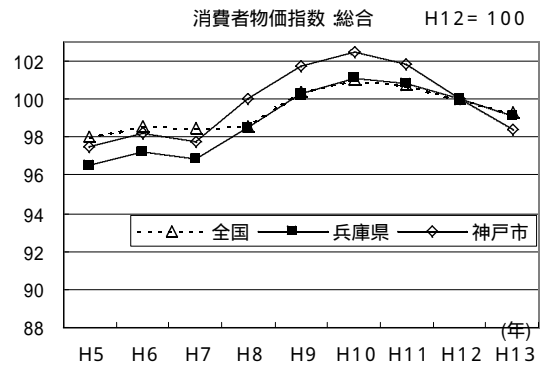
【消費支出：家計の消費支出に占める割合(%)】

教養娯楽費	全国	H 7 : 9.6%	H 1 3 : 10.2%
	神戸市	H 7 : 8.0%	H 1 3 : 10.6%
住居費	全国	H 7 : 6.5%	H 1 3 : 6.5%
	神戸市	H 7 : 12.3%	H 1 3 : 8.1%



物価の推移（小売物価統計調査等）
 被災地（神戸市）の物価は、震災後急上昇し、全国を上回る水準で推移し、その後H7水準に下落。同様に家賃も、震災後急上昇し、全国とほぼ同水準で推移し、H13にはH7水準に下落。
 【消費者物価指数】（H12年 = 100）

		H7年	H13年
全国	総合	98.5	99.3
	家賃	96.2	100.4
兵庫県	総合	96.9	99.1
	家賃	95.2	96.5
神戸市	総合	97.8	98.4
	家賃	94.4	95.3

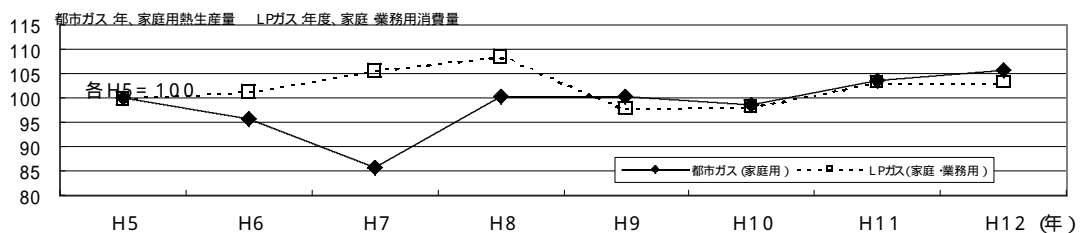


預金残高（県内：日本銀行、他各金融機関）
 兵庫県下の預金量は、全国を上回る伸び。
 （H6年末=100） 全国 H6年末：100 H12年末：105.2
 兵庫県 H6年末：100 H12年末：110.1

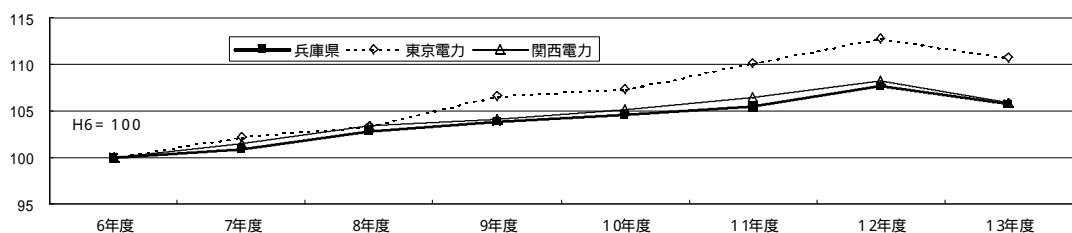
一般旅券発給状況（県旅券事務所）
 兵庫県、神戸市とも旅券発給数は、全国を上回る伸び。
 （H6=100） 全国 H6：100 H12：112.4
 兵庫県 H6：100 H12：117.6
 神戸市 H6：100 H12：114.6

(4) エネルギー消費量（各事業者）

ガス消費量
 震災後、仮設住宅の増加によりLPガス消費量が増加したが、仮設住宅から恒久住宅への移行とともにLPガスが減り、都市ガスが元に戻り、その後微増。



電力消費量（電灯電力販売量：各事業者）
 震災後一貫して消費量は増加し、12年度をピークに全国的に減少に転じた。



3. 産業

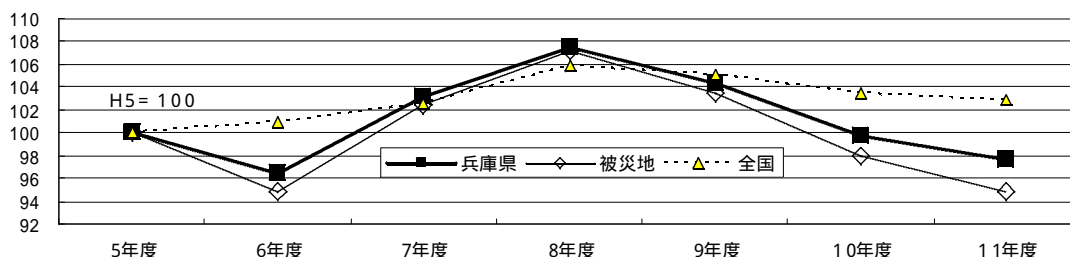
- ・ 震災後3年で、被災地の総生産が震災前の水準を上回り、全体の水準面においては回復が見られるとともに、被災地の開業率(平成8～11年)が5.46%と、全国平均(4.14%)や県平均(4.61%)を上回るなど産業の本格復興に向けた動きも見られた。
- ・ しかし、その後の景気低迷の影響を受け、平成10年度以降は足踏み状態が続いており、鉱工業生産指数、製造品出荷額等、神戸港輸出入額、大型小売店舗販売額など個々の指標を見ても、同様の傾向にある。
- ・ その原因としては、「震災の影響」よりも「景気の影響」「構造変化の影響」の方が大きいとする調査結果がある。
- ・ また、震災の影響に加え、景気低迷、輸入品との競合、消費者ニーズの多様化等、それぞれの業種が抱える個別の課題の影響もあり、被災地には、震災前の水準を回復していない地場産業が存在する。
- ・ 震災後の雇用情勢についても、震災直後からの雇用安定に向けた取り組みもあり、被災地の有効求人倍率は震災後好転していたものの、その後の景気低迷により、現在は厳しい状況にある。

(1) 総生産の推移(県民経済計算、県民経済計算年報、市町民経済計算から推計) 兵庫県、被災地とも一旦回復後、全国的な不況を反映し低下。

	H6年度	H8年度	H11年度	(H5年度=100)
全国	100.9	105.9	102.9	}1968SNA [^] -入の計数
兵庫県	96.5	107.5	97.6	
被災地	94.9	107.1	94.8	

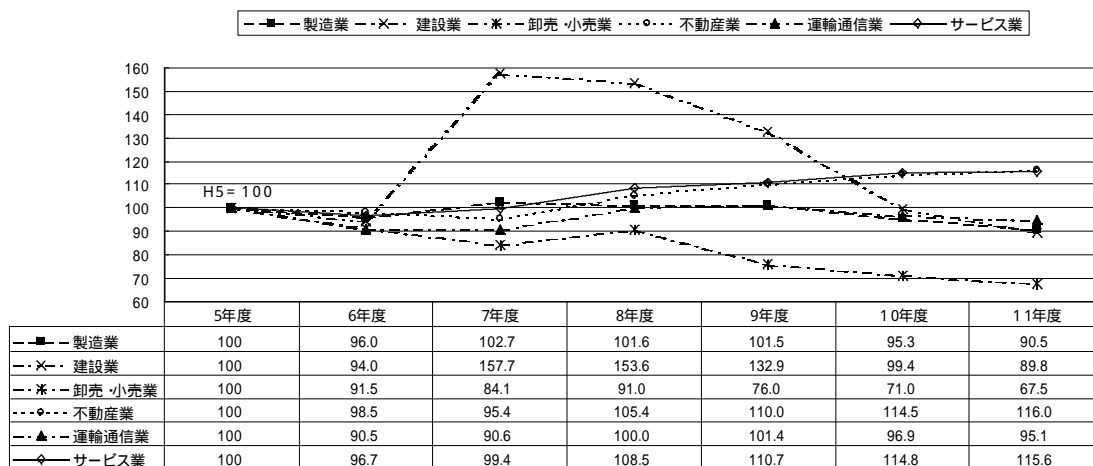
先般公表された県民経済計算(1993SNA[^]-入)によると、平成12年度の兵庫県は97.9(H11年度は95.8)となり回復傾向が見られる。なお、全国値は105.2(H11年度は105.5)となっている。

なお、被災地のデータは、現在新基準への移行作業中である。



部門別に見ると、震災後の特需で建設業が大きく変動しているが、現在は震災前の水準より下回っている。

また、不動産業とサービス業は震災前を上回っているが、製造業、運輸通信業は、一旦震災前の水準を回復したが、現在は震災前を下回っている。

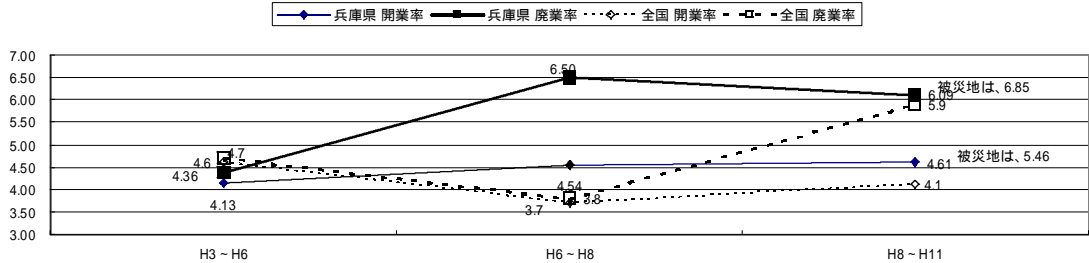


県(市町民)経済計算体系基準が、平成14年度中に1968SNAから1993SNAへと新統計基準に移行するため、後日公表される数値とは合致しない。

(2) 開・廃業率（事業所・企業統計）

開業率は、微増傾向で、震災後は全国水準を上回る。一方、廃業率は、震災後大幅に上昇し、高い率で推移。

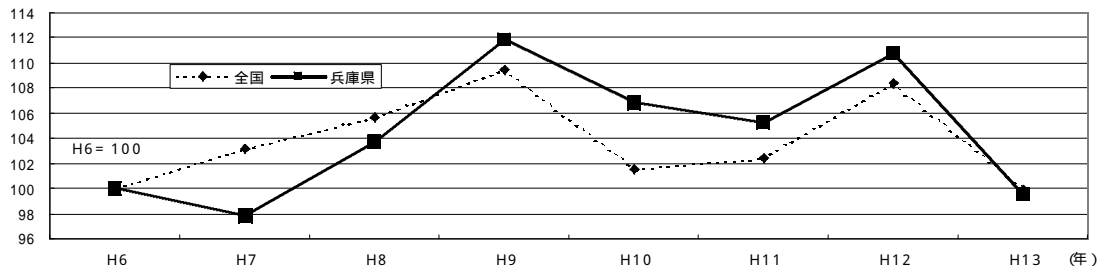
開業率	兵庫県	H3～6：4.13%	H8～11：4.61%
	全国	H3～6：4.6%	H8～11：4.1%
廃業率	兵庫県	H3～6：4.36%	H8～11：6.09%
	全国	H3～6：4.7%	H8～11：5.9%



(3) 鉱工業生産指数（生産動態統計調査等）

震災後回復傾向が見られたが、現在は震災時とほぼ同水準である。

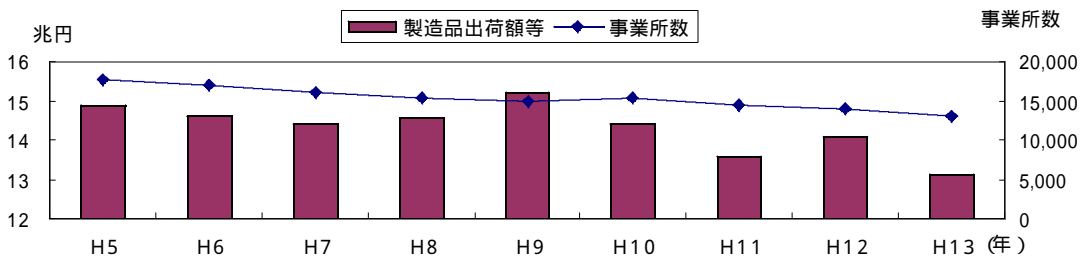
(H6年=100)	兵庫県	H6：100	H13：99.5
	全国	H6：100	H13：99.9



(4) 製造品出荷額等・製造業事業所数（工業統計調査）

製造品出荷額等は、平成9年に回復のピークを迎えた後、ほぼ減少傾向が続いており、事業所数についても減少傾向が続いている。

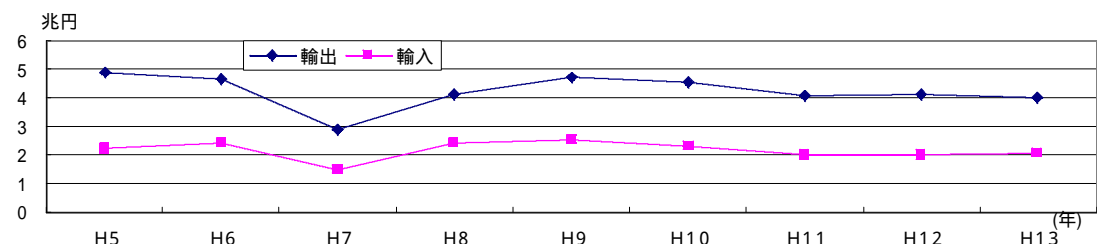
出荷額等	H6：14兆6,061億円	H13：13兆1,213億円
事業所数	H6：16,925事業所	H13：13,066事業所



(5) 神戸港輸出入額（神戸税関）

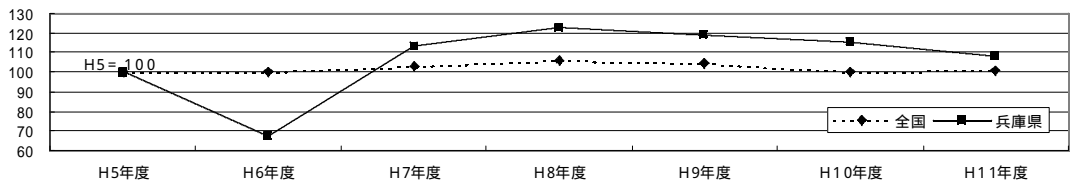
震災により大幅に減少した後、一旦震災前の水準に回復したが、その後減少傾向。特に輸入額が減。

輸出	H6：4兆6,703億円	H13：3兆9,816億円(85.3%)
輸入	H6：2兆4,325億円	H13：2兆448億円(84.1%)



(6) 貨物輸送トン数推移 (国土交通省)

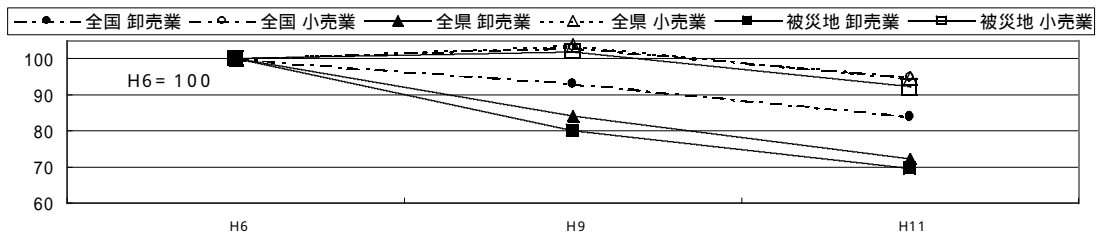
震災で大きく落ち込んだものの、翌年度には震災前の水準に回復し、全国を上回る水準で推移し、その後減少傾向。



(7) 商業の状況

卸売業・小売業別年間販売額の推移 (商業統計調査)

卸売業は全国的に震災前を下回っており、特に被災地の減少が大きい。小売業は、H9に震災前を上回ったものの、現在は全国的に震災前を下回っている。

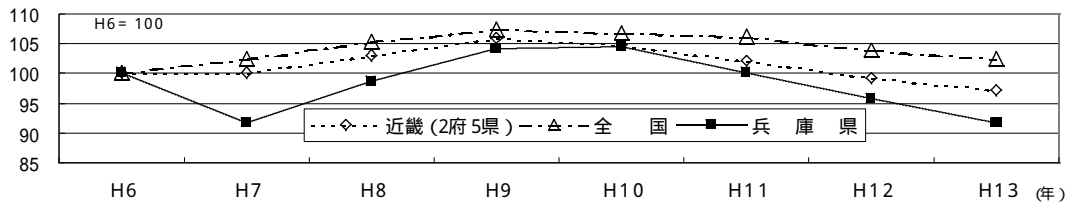


大型小売店舗販売額 (商業販売統計)

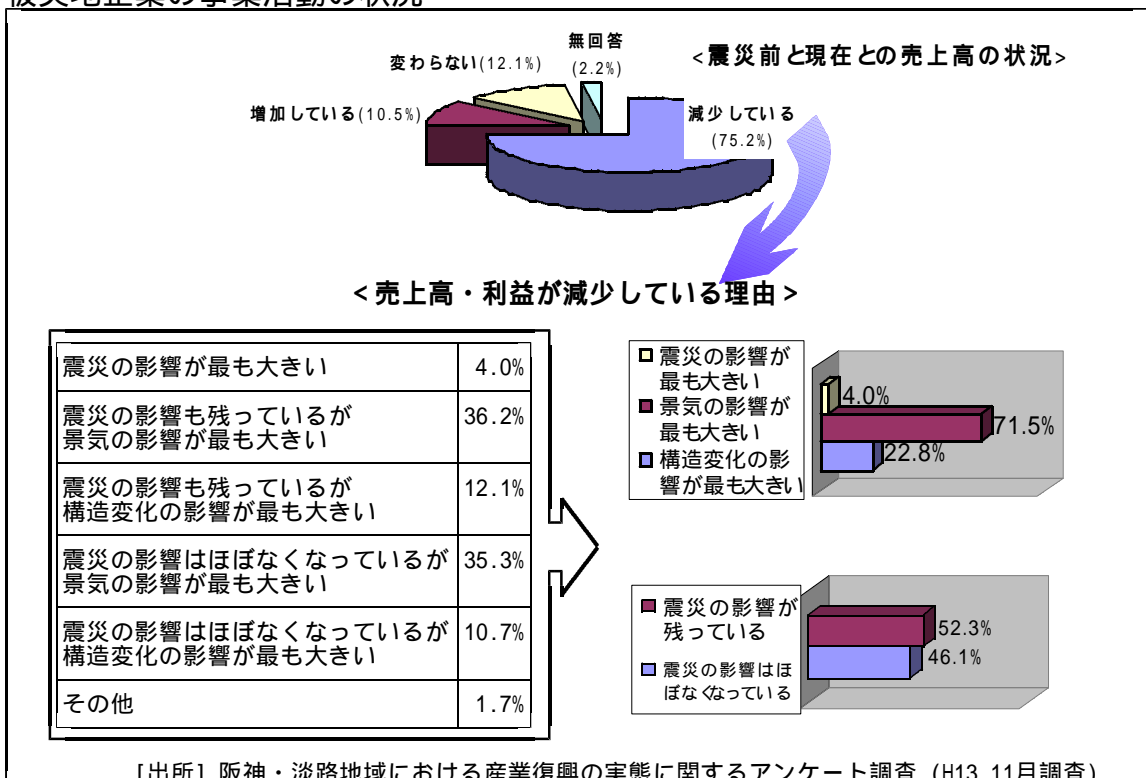
震災後、急速に回復した後、近年減少傾向。全国、近畿圏とも傾向は同じであるが、近年の減少幅は兵庫県が大きい。

(H6年=100)

兵庫県	H6 : 100	H13 : 91.7
近畿(2府5県)	H6 : 100	H13 : 97.3
全国	H6 : 100	H13 : 102.5



(8) 被災地企業の事業活動の状況

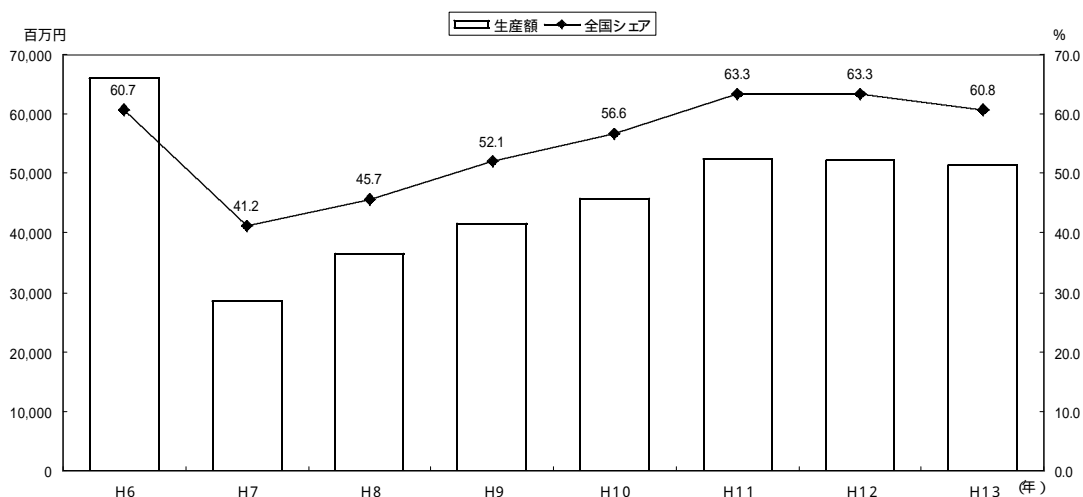


(9) 地場産業

ケミカルシューズ（日本ケミカルシューズ工業組合）

- ・生産額は、震災により大幅に減少した後、回復を続け、平成11年には震災前の8割まで回復し、全国シェアは震災前に回復している。
- ・企業数は、一貫して減少傾向が続くものの、一事業所当たりの生産額は増加している。

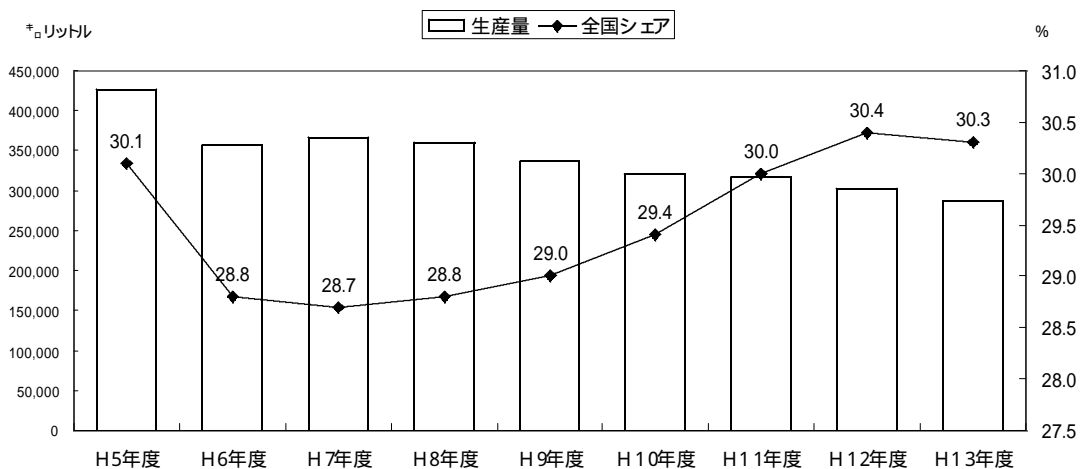
生産額	H 6 : 660億円	H 1 3 : 514億円
一企業当生産額	H 6 : 291百万円	H 1 3 : 308百万円
全国シェア	H 6 : 60.7%	H 1 3 : 60.8%



清酒（灘五郷酒造組合）

- ・生産量は、減少傾向にあり、現在は震災前の水準の7割以下となっているが、全国シェアは平成12年度に震災前に回復している。
- ・企業数は、平成10年までは減少を続けるが、その後はほぼ横這いである。

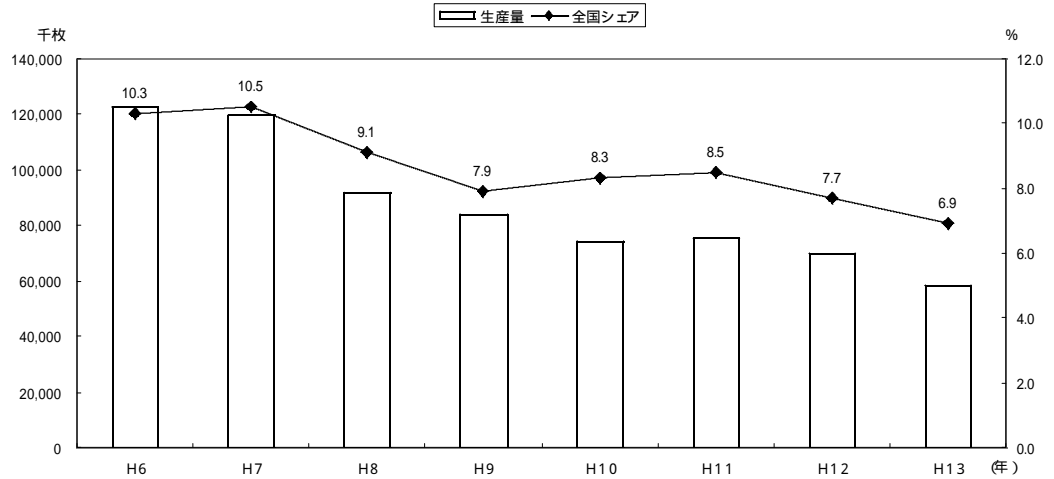
生産量	H 5 年度 : 427,492k ℓ	H 1 3 年度 : 287,255k ℓ
一企業当生産量	H 5 年度 : 8,550k ℓ	H 1 3 年度 : 7,181k ℓ
全国シェア	H 5 年度 : 30.1%	H 1 3 年度 : 30.3%



淡路瓦（兵庫県陶器瓦工業組合）

- ・生産量は、減少傾向が続いており、全国シェアも平成7年以降、減少傾向にある。
- ・企業数は、震災後若干増加したものの、ほぼ横這いである。

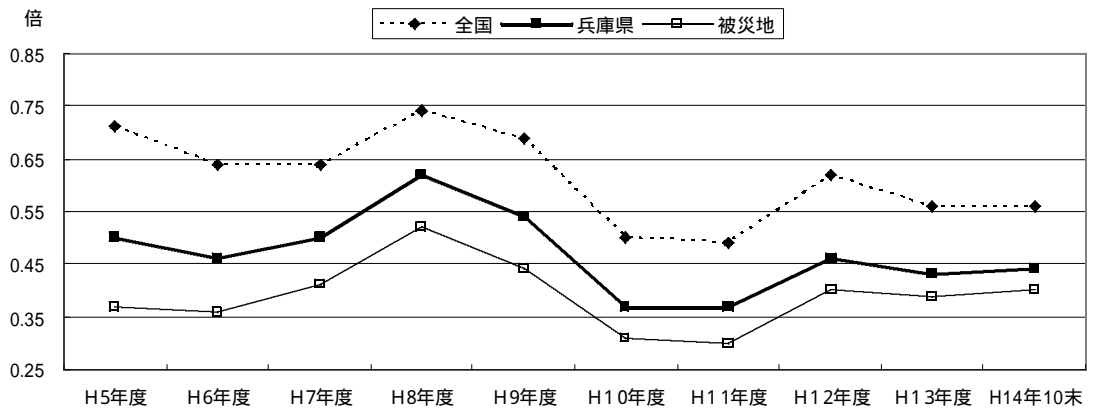
生産量	H 6 : 1億2,257万枚	H 1 3 : 5,834万枚
一企業当生産量	H 6 : 766万枚	H 1 3 : 389万枚
全国シェア	H 6 : 10.3%	H 1 3 : 6.9%



(10)有効求人倍率

震災で落ち込んだ後、8年度までは上昇し震災前の水準には戻っているものの、一貫して全国を下回る水準で推移している。

全国	H 6 年度 : 0.64倍	H 1 4 . 1 0 月 : 0.56倍
兵庫県	H 6 年度 : 0.46倍	H 1 4 . 1 0 月 : 0.44倍
被災地	H 6 年度 : 0.36倍	H 1 4 . 1 0 月 : 0.40倍



4. まちづくり（にぎわい）

- ・ 震災復興にかかる面的整備事業は、市街地再開発事業、土地区画整理事業とともに、概ね順調に推移しているものの、一部には権利調整等で遅れがみられる地区がある。
- ・ 観光入込客数は明石海峡大橋の開通、淡路花博ジャパンフローラ2000の成功、神戸ルミナリエの開催等により、平成10年度以降震災前の水準に回復している。
- ・ 鉄道旅客数は、いち早く復旧したJRが大幅に震災前を上回り、その傾向が続く一方で、私鉄各社は減少が続いている。
- ・ 阪神・名神高速道路の交通量は、震災後大幅に減少したが、回復している。
- ・ 震災を契機とした県民のボランティア活動は、一貫して増加傾向を示している。

(1) 面的整備事業の進捗（H14.11.1現在：県土整備部まちづくり局）

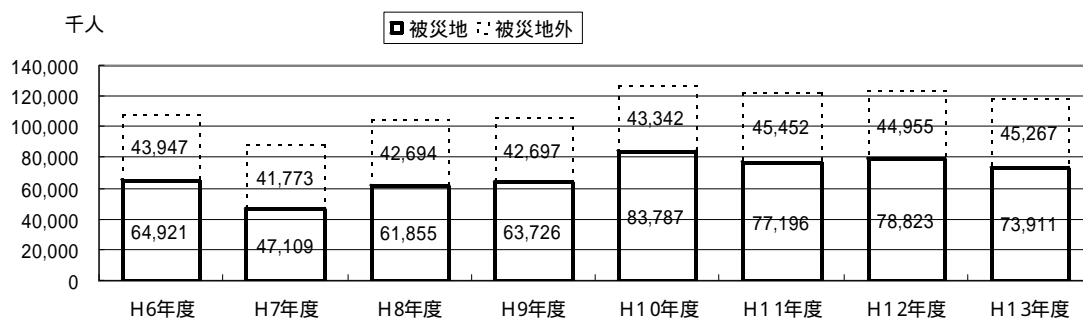
区 分	全体面積	仮換地指定率		進 捗 状 況			
		管理処分計画決定率	仮換地率	工事完了 (H14.11末)		14年度中 完成予定	
復興土地区画整理事業 (13地区20事業地区)	255.9ha	88%		38.0ha	15%	87.1ha	34%
			(20事業地区)	(6事業地区)			
復興市街地再開発事業 (6地区14事業地区)	33.4ha	23.8ha	71%	12.9ha	39%	1.6ha	5%
			(14事業地区)	(5事業地区)			

(2) 観光入込客数（観光客動態調査）

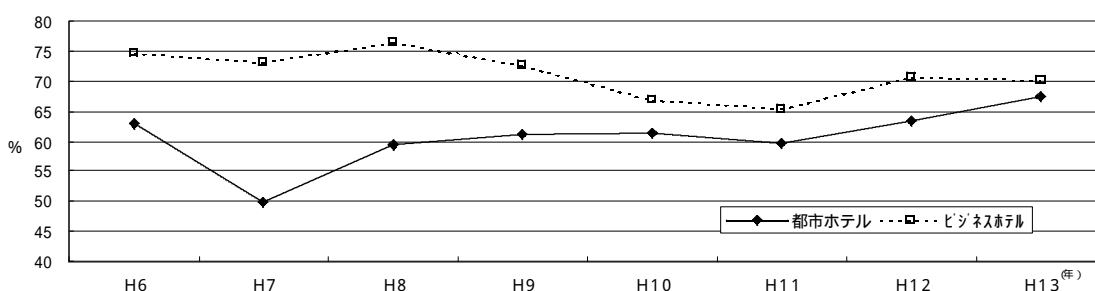
震災を機に大幅に減少したが、平成10年度に震災前の水準を上回り、その後ほぼ横ばいの状態が続いている。

なお、ホテルの稼働率（神戸市内）については、近年上昇傾向にある。

被災地 H7年度：47,109千人 H13年度：73,911千人
被災地外 H7年度：41,773千人 H13年度：45,267千人



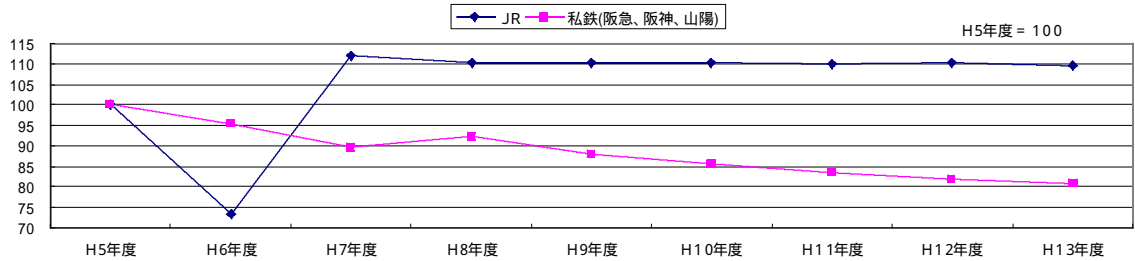
【参考：ホテル客室稼働率（神戸市調べ）】



(3) 鉄道旅客数 (JR西日本、私鉄3社(阪急・阪神・山陽)各社)

震災を機に、各社大幅に減少後、いち早く復旧したJRが大幅に震災前を上回り、私鉄各社は減少が続く。

(H5年度 = 100)	H5年度	H8年度	H13年度
JR西日本	100	110.2	109.5
私鉄3社計	100	92.2	80.8

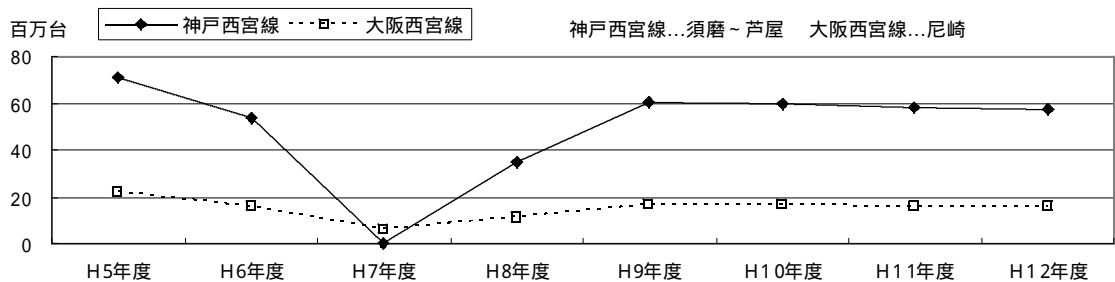


(4) 自動車交通量関係

阪神高速道路利用状況 (阪神高速道路公団)

震災を機に大幅に減少後、震災前の水準に回復したがその後微減。

	H6年度	H9年度	H12年度
神戸西宮線	5,337万台	6,049万台	5,736万台
大阪西宮線	1,569万台	1,653万台	1,609万台

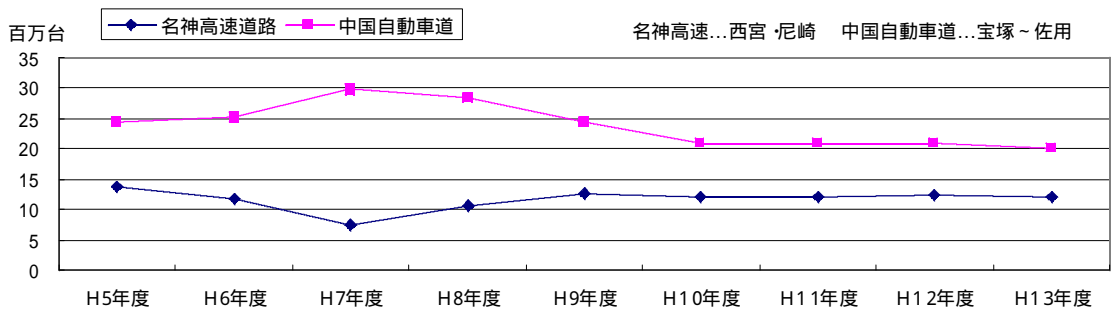


名神高速・中国自動車道道路利用状況 (日本高速道路公団)

名神は、震災を機に大幅に減少後、一旦震災前の水準に回復し、その後微減。

中国は、震災を機に大幅に増加後、その後減少傾向。

	H6年度	H9年度	H13年度
名神高速	1,166万台	757万台	1,204万台
中国自動車道	2,531万台	2,995万台	2,000万台



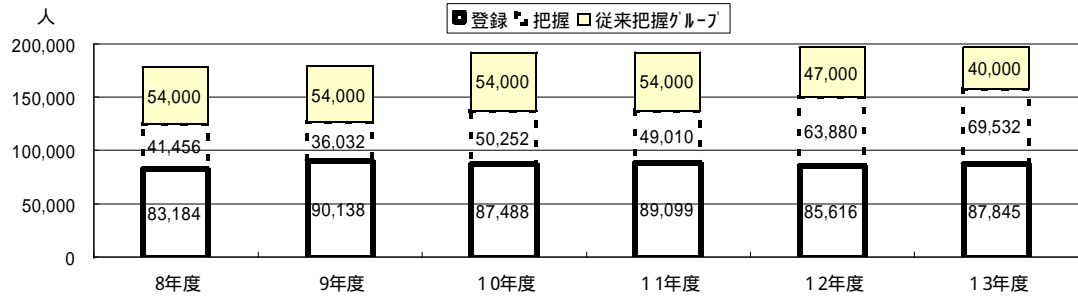
(5) 協働のまちづくり（県社会福祉協議会等）

ボランティア登録・把握状況

ボランティア活動者数は、毎年増加する傾向にある。

H 8 年度 178,640人

H13年度 197,377人



NPO法人認証件数

ボランティアグループの法人化が進む。

H11年度 50件

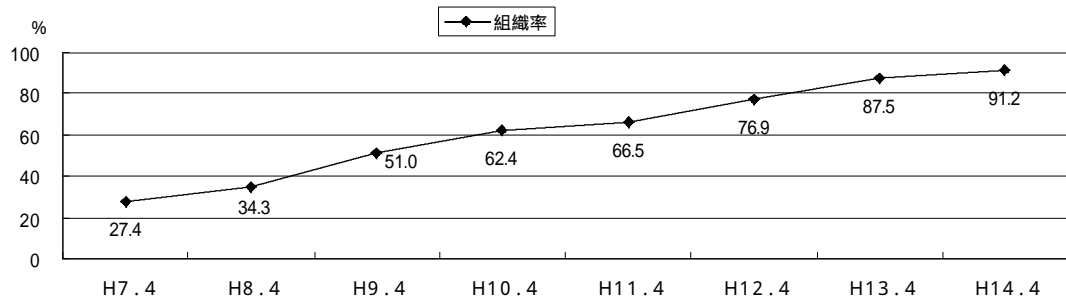
H13年度 77件

自主防災組織率

震災を教訓に、広がる自主防災組織。

H 7 . 4 27.4%

H14 . 4 91.2%



・ 創造的復興に向けた取り組みの検証

これまで、阪神・淡路震災復興計画や後期5か年推進プログラムに基づき、被災者や被災地の復興のため、様々な施策を展開してきた。

この章では、復興計画の施策体系項目（後期5か年に新たに追加した施策体系項目も含む）ごとに、これまでの取り組みを検証するとともに、被災地の復興状況やこれまでの取り組みの成果などを踏まえ、復興施策として取り組む必要がある残された重点課題等を示した。

なお、これまで取り組んできた施策については、既に全県的な一般施策として取り組んでいるものも多くあるので、このプログラムが残された3か年で重点的に取り組むべき施策を取りまとめるものであることにかんがみ、復興施策と一般施策にいずれに重点がある施策であるかを示し（：復興施策としての重点的な取り組み、全県的な一般施策としての取り組み）、このプログラムでは、このうち復興施策としての重点的な取り組みを中心として取り上げて整理することを原則とした。

1 2 1 世紀に対応した福祉のまちづくり

(1) 復興計画の基本目標

被災した住宅の復興にあわせ、高齢者や障害者をはじめとするすべての人々が安心して暮らせるコミュニティの形成をめざし、「すこやか長寿大作戦」にもとづき、社会福祉施設等の整備を進めるほか、地域活動やボランティア活動のネットワーク化などを通じて、共に生きるノーマライゼーションの理念を基調とし、保健・医療・福祉機能が連携した生き甲斐のもてる地域づくりを進める。

(2) これまでの取り組みの検証

[:復興施策としての重点的な取り組み :全県的な一般施策としての取り組み]

バリアフリーのまちづくりの推進

「福祉のまちづくり条例」に基づくやさしいまちづくり

被災地の復旧・復興にあたっては、高齢者や障害者はもとより、すべての人々にとってやさしいまちをつくるため、「福祉のまちづくり条例」に基づき、バリアフリー化を推進してきたが、同条例を平成8年と14年に一部改正し、条例対象施設の拡大等を図るなど、一層の強化に努めてきた。

公共施設のバリアフリー化については、県立施設について平成11年度末までに265施設を終了しており、また、鉄道駅舎へのエレベーター設置補助、ノンステップバスの購入補助などの取り組みを進めている。

このような取り組みにより、平成14年3月末における県内の主な駅舎(1日の乗降客数5,000人以上)のうち、69.0%がエレベーター、スロープ、車いす対応エスカレーター等によってバリアフリー化されている。

バリアフリーからユニバーサルデザインへ

「バリアフリー化」の考えは、今日では、まちづくりなどに高齢者・障害者はもとより、すべての人に使いやすい「ユニバーサルデザインの推進」に発展継続されるとともに、県下80市町で住民の参画で行われている歩道の段差の点検など、全県的な取り組みとして展開している。

良質な復興住宅の供給

災害復興公営住宅等の供給と家賃対策

ひょうご住宅復興3カ年計画における復興住宅については、計画戸数125,000戸に対して173,300戸を供給した(H12.3末現在)が、このうち災害復興公営住宅等については、計画戸数38,600戸を上回る約42,100戸(H12.3末)を建設し、また、被災入居者が収入に応じて無理のない負担で公営住宅に入居できるよう、

災害復興公営住宅の家賃について特別低減措置を行っている。

このように、災害復興公営住宅などの供給もあり、ピーク時（H 7.11.15現在）46,617 戸の入居があった応急仮設住宅が、平成12年 1 月14日をもって入居世帯がすべて解消し、恒久住宅への移行が完了した。

民間住宅再建への支援

被災者の住宅復興を支援するために、税制上の特例措置、住宅金融公庫、県等による住宅資金融資での優遇措置による支援のほか、住宅再建・購入資金融資に対する利子補給、民間賃貸住宅の家賃負担の軽減、二重（ダブル）ローン対策としての助成金制度など復興基金を活用した幅広い支援を行ってきた。

新しい住まいづくり

震災の教訓を活かし、高齢者等が安心して暮らせるよう、生活支援が一体となったシルバーハウジングやコレクティブハウジング、グループハウスなど新しい住まいづくりを進めてきた。

被災マンションの建て替え支援

被災したマンションの建て替え支援として、復興基金による利子補給制度をはじめ、住宅金融公庫による優遇融資、優良建築物等整備事業による助成、定期借地権方式による建て替え制度など、様々な支援策を講じた結果、平成 14 年 10 月までに建て替え方針の 108 棟のうち、105 棟が既に立て替えを完了している。

住まいに関する相談や情報の提供

被災者が早期に安定した住生活を営めるよう、住宅再建・確保に際しての様々なニーズに対応するひょうご住宅相談所（H14.4 からひょうご住まいサポートセンターに名称変更）を設置したり、兵庫県に戻りたい被災者への相談や情報提供を行っている。

被災者自立支援金制度の創設

被災者の恒久住宅移転後の自立生活再建を支援するため、生活再建支援金制度を創設し、その後の「被災者生活再建支援法」の成立（H10.5）につながった。なお、被災者に対しては、法律の付帯決議を受けて、生活再建支援金制度等を拡充・統合して、被災者自立支援金制度を創設し、平成 10 年 11 月から支給を開始した。これまでに 14 万を超える世帯に対して約 1,400 億円を支給したところであり、被災者の生活再建に大きな役割を果たした。

住民の安心とふれあいを支える拠点の整備

復興住宅コミュニティプラザ等の設置・運営支援

震災により壊された地域コミュニティを再生するため、地域の支援活動や情報交換・交流の場として、復興基金を活用して、安心コミュニティプラザ（H13 末 328 カ所）を設置するとともに、公営住宅に復興住宅コミュニティプラザ（H13 末 56 カ所）を設置し、それらの運営に対して支援を行ってきた。このような取り組みにより、災害復興公営住宅における自治会の結成率も 86.5%になっている。

高齢者福祉サービス拠点等の整備

震災により在宅での生活が困難になった要援護高齢者については、「すこやか長寿大作戦」に基づき、特別養護老人ホーム等の整備を進めるとともに、在宅での生活を支援するホームヘルパーの養成やデイサービスセンター等の設置など在宅福祉サービスの充実にも努めてきた。これら高齢者福祉サービス拠点等の整備については、平成 12 年度からの介護保険制度の施行に伴い、県老人保健福祉計画（介護保険事業支援計画）に引き継がれている。

こころのケアの推進

被災者のこころのケアを推進するために、こころのケアセンター（H7.6）を設置するとともに、トラウマやPTSD等の調査研究を行う、こころのケア研究所（H12.4）を設置した。こころのケアセンターの機能は、平成 12 年度から各健康福祉事務所でのこころのケア相談室に引き継がれている。

また、こころのケアに関する実践的な研究や研修等を行う拠点施設として、神戸東部新都心に「こころのケア研究・研修センター」（仮称）を平成 15 年度の開設に向けて整備している。

人的ネットワークシステムの整備

各種支援者による高齢者等の見守り体制の整備・充実

高齢者や障害者等の要援護世帯に対するサポートを行うための保健・医療・福祉のネットワークづくりを進めてきた。

当初、保健師や民生委員・児童委員などが主に高齢者等の見守り活動を行っていたが、その後、生活援助員（H7 設置）、生活復興相談員（H9.7 設置）、高齢世帯生活援助員（H13.10 設置）、いきいき県住推進員（H11.2 設置）の設置など被災高齢者等の見守り体制の充実を図るとともに、これらの支援者のネットワークづくりに取り組んできた。

健康づくり・仲間づくりへの支援と地域の支援活動等

兵庫県看護協会の看護ボランティアと自治会等が協力して開設する「まちの保健室」や、NPO等と地域住民が協力して実施する元気アップ活動支援事業等の健康づくり・仲間づくりへの支援などに取り組むとともに、復興住宅コミュニティプラザや地域活動ステーション等の設置・運営による地域の支援活動や情報交換・交流の場づくりも進めてきた。

災害医療システムの整備

災害医療システムの構築

平成 7 年度に策定した「兵庫県災害救急医療システムのあり方」に基づき、2 次医療圏ごとに指定した災害拠点病院（H8 以降指定）に耐震強化、受水槽、自家発電、備蓄倉庫、ヘリポートなどの整備を進めるとともに、災害拠点病院をはじめとする医療機関や消防本部等の関係機関とを複数の通信手段で結ぶネットワークを構築した。また、災害医療コーディネーターをはじめとする医療人的パワーの養成・確保、災害に備えた医薬品等の備蓄を行ってきた。

県立災害医療センター（仮称）の整備

大規模災害時に対応できる災害救急医療システムの中核施設として、神戸東部新都心に「県立災害医療センター（仮称）」を平成 15 年の開設に向けて整備している。

(3) 復興施策として残された 3 か年の重点課題

恒久住宅への移行が完了し、災害復興公営住宅など新しい住まいでの生活が本格化する中、災害復興公営住宅に入居している者の高齢化率が年々高くなっており、閉じこもりがちやADL（日常生活動作）の低下した高齢者がみられる。

このため、被災高齢者の見守り体制の整備を引き続き進めるとともに、被災高齢者の健康づくり・生きがいづくりに取り組む必要がある。

また、震災から 7 年以上が経過した今も、震災によりこころのケアを要する被災者、児童生徒は依然として多いことから、引き続きこころのケアの推進に取り組む必要がある。

さらに、災害復興公営住宅におけるコミュニティづくりや、入居者のニーズにあった住宅運営・活用の促進など、高齢者はもとよりすべての人々にとって安心して住み続けたい住まいづくりを進めることが必要である。

- ・被災高齢者の見守り体制の整備
- ・被災高齢者の健康づくり・生きがいづくり
- ・こころのケアの推進
- ・住み続けたい住まいづくり

< 震災を契機に拡がり、成熟社会につないでいくしくみ >

成熟社会を支えるしくみとして、各体系ごとに特に重要なものを取り上げた。県民の自主的な取り組みと、それを支える行政の支援が相まって、さらによいしくみとして発展することが期待される。

しくみ 1：新しい住まいづくりの推進

これからの超高齢社会に向けて、高齢者が安心して住み続けることができる、シルバーハウジングや、コレクティブ・ハウジング、グループハウスなど、震災の経験や教訓から生まれ広がった、生活支援と一体となった新しい住まいづくりを進めることが必要である。

2 世界に開かれた、文化豊かな社会づくり

(1) 復興計画の基本目標

阪神・淡路地域は、すぐれた生活環境のもと、海外文化を積極的に受け入れ、日本を代表する個性あふれる市民文化を形成してきた。今後、生涯学習のネットワーク化などを通じて文化豊かな、ゆとりとアメニティに富む国際性豊かなまちづくりを推進する。

(2) これまでの取り組みの検証

[:復興施策としての重点的な取り組み :全県的な一般施策としての取り組み]

地域の芸術文化活動の復興

被災した芸術文化施設の早期復旧

震災で被害を受けた芸術文化施設の早期復旧に努め、公立文化ホール 25 館については、平成 9 年度までにすべて復旧を完了した。

芸術文化活動への助成

震災によって減少した芸術鑑賞や芸術文化活動の機会の拡充を図るため、被災地を対象に芸術文化活動への助成を実施してきた。

復興のシンボルとなる拠点の整備

復興のシンボルとなる文化の拠点として、神戸アートビレッジセンター（H8.4 開館）や県立美術館（H14.4 開館）がオープンするとともに、「芸術文化センター（仮称）」の整備推進などにも取り組んでいる。

学校・文化財の復旧の支援

学校施設の復旧・防災機能強化

子どもたちが早期に以前のような学校生活を取り戻すことができるよう、学校施設（公立 1,096 校、私立 272 校）については、平成 9 年度末までに全て復旧を完了した。学校敷地に建てられた仮設住宅も平成 11 年 11 月までに撤去を完了した。

また、国公立学校施設は災害時における地域住民の避難所としての役割を持つよう、防災機能強化を図ってきた。

文化財の復旧

心をなごませ、県民の生活文化の源流として重要な価値を持つ指定文化財については、平成 11 年度までに修理を完了した。

- 2 体験を通じて、生きる力を育む教育の推進（「後期5か年推進プログラム」から）

子どもたちの体験活動の促進

子どもたちの傷ついた心を癒し、たくましく生きる力を育むため、トライやる・ウィーク、クリエイティブ21、自然学校など地域社会での実体験や技能体験、自然体験等の取り組みを進めるとともに、その重要性を全国に情報発信してきた。

平成13年度からは、被災地の子どもたちが、元気を出し、いきいきと活躍できる場を見いだしていけるよう「被災地における子どもたちの体験活動パイロット事業」や「こどもの心の広場づくり」事業を実施してきた。

児童・生徒のこころのケア

被災した児童・生徒のこころのケアとして、教育復興担当教員やカウンセラーの教育現場への配置等、震災の教訓を活かした防災教育の取り組みを進めてきた。

新たな防災教育の推進

震災の教訓を生かし、人間としてのあり方、生き方を考えさせる新たな防災教育を推進するとともに、学校独自の災害対応マニュアルの整備・充実などに努めてきた。

街並み・景観の復興

歴史的景観の再生

神戸・阪神地域の歴史的景観を復興し、文化豊かな街並みを取り戻すため、各地域のまちづくり団体や景観復興に取り組む団体との協働のもと、北野町の近代洋風建築、灘の酒蔵など歴史的景観の再生を進めてきた。

地域特性を生かした街並みの復興

復興の過程で、面的整備事業等に伴う緑の減少や規格化された住宅の建設による街並みの個性喪失が指摘されたことから、「景観ルネサンス・まちなみ保全事業」（H9.4~H14.3）や「まちなみ緑化事業」（H11.4~H15.3）を実施するなど、地域独自の街並みや景観の保全に取り組んできた。

景観の形成等に関する条例に基づく街並みの保全

県では「景観の形成等に関する条例」に基づき、優れた景観の保全を推進している。また、各市町も景観条例等を制定して、それぞれの地域特性を活かした景観の形成を図っている。

参画型生涯学習システムの推進

生涯学習の推進

震災後の多様なボランティア活動や地域活動の拡がりの中で、被災者が様々なことを学び、力をつけるとともに、学んだことを地域に活かし、その中でまた学ぶという循環をつくるために、神戸学習プラザ（H9 開設）や神戸生活創造センター（H12 開設）など学習や活動の場を整備するとともに、大学連携「ひょうご講座」、ふるさとひょうご創生塾、ひょうごオープンカレッジ、生活創造大学、NPO大学の創設など多様な学習機会の提供や、学んだことを活かす地域活動への支援を行ってきた。

平成10年には、被災地を中心に全国生涯学習フェスティバルを開催し、創造的復興をめざす21世紀における「学び - 生活創造」を発信した。

- 2 多様な地域活動・ボランティア活動の推進（「後期5か年推進プログラム」から）

ボランティア活動の支援

多様なボランティア活動を促進するため、「生活復興県民ネット」の設置や、災害復興ボランティア活動補助など、復興に向けた県民のボランティア活動への支援も行うとともに、NPO・ボランティアグループの全県的な支援ネットワーク拠点として「ひょうごボランティアプラザ」を平成14年6月に開設した。

協働のしくみづくり

被災者復興支援会議や、NPOと行政の生活復興会議、兵庫県雇用対策三者会議など、提案、検討、実施を共に進める協働のしくみづくりを行ってきた。

国際交流拠点の整備とプログラム開発

国際交流・協力の推進

21世紀の国際社会の一翼を担うため、神戸東部新都心にWHO神戸センター（H8.3 開設）や国際エメックスセンター（H10.4 設置）、ひょうご国際交流プラザ（H10.4 開設）、JICA兵庫国際センター（H14.4 開設）などの国際研究機関や国際交流の拠点となる施設の整備を行っている。

また、アジア・太平洋の大学間の知的交流のしくみとして、HUMAP（兵庫・アジア太平洋大学間交流ネットワーク）構想の推進を図るなど、国際交流のプログラム開発を行っている。

復興を促進するイベントの開催

「人と自然のコミュニケーション」をテーマとした、国際園芸・造園博「ジャパンフローラ 2000」（H12.3~9）や、世界の平和及び発展に貢献することを目的に国家元首経験者で構成する「OBサミット」（H13.5）などを開催し、世界に復興の姿を大きくアピールした。

- 2 多様な文化が共生する社会づくり（「後期5か年推進プログラム」から）

男女共同参画の推進

21世紀の成熟した社会づくりには、男女の性別にとらわれることなく、互いの個性と能力を十分に発揮できる環境を整備することが求められていることから平成14年4月から「男女共同参画社会づくり条例」を施行し、男女共同参画社会の早期実現に取り組んでいる。

障害者の社会参画の推進

ノーマライゼーションの理念に基づく障害者の社会参画を推進するため、障害者の職業能力開発や実習訓練、点字情報のネットワーク化、ひょうご・ゆうあい音楽祭などを実施してきた。

外国人県民にとって住みやすいまちづくりの推進

外国人県民が、日本人県民と同様に住みやすく、活動しやすい環境づくりを推進するため、外国人県民インフォメーションセンターによる生活相談、外国人県民モニター制度、外国語での街路表示の推進などに取り組んできた。

都市と農山村漁村の提携

交流施設と基盤づくり

都市と農山村との交流を図るため、「淡路ファームパークイングランドの丘」など農村にある資源、農村空間等を総合的に活用した交流施設の整備や、インターネット等を活用したふるさと情報の発信、「ひょうごふるさと交流推進協議会」(H8)の設立などを行ってきた。

ツーリズムの推進

平成14年4月に策定した「ひょうごツーリズムビジョン」をもとに、全県的な取り組みとして、グリーン・ツーリズム、エコ・ツーリズム等の普及促進、充実に進めている。

(3) 復興施策として残された3か年の重点課題

震災復興の中で広がってきた県民ボランティア活動は、21世紀の成熟社会づくりの推進力として期待されることから、NPO・ボランティアグループに対する支援・ネットワークづくりをさらに進めるとともに、全県的な県民ボランティア活動の推進として引き継いでいくことが必要である。

また、こころのケアを要する子どもたちは依然として多い中、子どもたちがこれからの復興の担い手となって、社会の中で居場所を得ることができて健やかに育つよう、子どもの体験活動や子育て環境づくりなどの促進を行っていく必要がある。

さらに、地域の文化資源を自ら発掘し、それを地域の魅力づくりに活かしていくことで、被災者の心のケアや癒しにもつながる、文化を生かした個性ある地域づくりを引き続き進めていく必要がある。

- ・ 県民ボランティア活動の推進
- ・ 子どもの体験活動や子育て環境づくりなどの促進
- ・ 文化を活かした個性ある地域づくり

< 震災を契機に広がり、成熟社会につないでいくしくみ >

しくみ2：ボランティア活動の推進

震災直後より全国各地から駆けつけた多くのボランティアにより、被災者の生活支援や被災者を励ます芸術・文化活動、被災地のまちづくりなど、様々な支援活動が展開され、被災者を元気づけるとともに復興への大きな原動力となった。

震災復興の中で広がってきたボランティア活動は、21世紀の成熟社会づくりの推進力として期待されることから、NPO・ボランティアグループに対する支援・ネットワークづくりをさらに進めるとともに、その成果と課題を見極めつつ、全県的な取り組みとして引き継いでいくことが必要である。

3 既存産業が高度化し、次世代産業もたくましく活動する社会づくり

(1) 復興計画の基本目標

21世紀の成熟社会に向けた新たな産業構造を構築するため、既存産業の高度化、新分野進出といった従来からの取り組みに加え、新産業創造システムの形成、高度集客都市群の形成、国際経済文化機能ネットワークの形成を本格復興の3つの重要課題とし、計画的な復興に取り組む。また、事業推進の際には、民間能力の活用を図りつつ、多様な産業基盤整備プロジェクトの適切な推進を図る。

(2) これまでの取り組みの検証

[:復興施策としての重点的な取り組み : 全県的な一般施策としての取り組み]

国内外へのアクセス整備と産業基盤づくり

産業関連基盤の復旧・高度化

阪神高速道路神戸線の全面復旧(H8.9)による主要道路網の復旧や、神戸港の全面復旧(H9.3)をはじめ、被災地の道路、港湾、鉄道等の交通基盤や情報通信、エネルギーなど、産業を支える基盤・施設については、耐震化等に努めながら、早期に復旧を図った。

また、高圧ガス防災マニュアル指針の策定や、保安講習会の開催、家庭用LPガス防災教室の実施など、産業保安体制の強化が図られた。

戦略的な産業拠点形成の推進

被災地における産業基盤については、新産業構造拠点地区である「ポートアイランド第2期地区」や「神戸複合産業団地」などの整備が図られ、これらへの工場進出も進んでいる。

特に、ポートアイランド第2期地区で進められている「神戸医療産業都市構想」については、「先端医療センター」(H13.3 医療機器研究棟竣工)、「発生・再生科学総合研究センター」(H14.7開所)の整備が進んでおり、今後、医療・バイオ関連企業の集積が見込め、神戸経済再生の起爆剤として期待されている。

国際経済文化機能ネットワークの形成

国際経済拠点形成に向けた取り組みの推進

震災後、被災地への国内外からの投資等を促進するため、「エンタープライズゾーン」の設置を国に提案し、その実現に取り組んできた。平成9年1月には、「産業復興条例」を施行し(H14.4に「産業集積条例」に拡充)、新産業構造拠点地区等への進出企業に対する地方税の減免措置やオフィス賃料補助等を行っている。

外国・外資系企業の誘致促進

外国・外資系企業の誘致を促進するため、「ひょうご投資サポートセンター(HIS)」（H11.5開設）による各種相談・助言、低廉な賃貸オフィスの提供、進出調査費の補助等のきめ細かなワンストップサービスの展開や、「神戸国際ビジネスセンター」（H13.6第1期施設開設、H14.7第2期施設開設）による外資系企業等に対するオフィススペース及び組立作業場・倉庫スペース等の提供、情報提供など各種サポートサービス等を行っており、外資系企業等の進出も増加しつつある。

上海・長江交易促進プロジェクトの推進

上海・長江流域経済圏と阪神経済圏を結び、日中経済交流を促進する「上海・長江交易促進プロジェクト」は、日中神戸・阪神 - 長江中下流域促進協議会が設立され(H11.7) その後、日中双方委員会やビジネスチャンスフェアの開催など、プロジェクトの具体化に向けた取り組みを進めている。

世界都市機能の拡充のためのプロジェクト

被災地において、国際交流機能や貿易機能、情報発信機能等の世界都市としての諸機能の充実を図るため、WHO 神戸センター(H8)や兵庫国際プラザ(H10)、淡路夢舞台国際会議場(H12)、JICA 兵庫国際センター(H13)などの拠点整備を進めてきた。その一方、景気低迷等の影響から、輸入直売専門店街やインターナショナルフードガーデン等を備えたインポートマートの整備構想は、事業を断念、スーパーコンベンションセンター構想は、事業を凍結している。

既存産業の高度化

被災中小企業への金融支援等のきめ細かな支援

震災直後においては、「中小企業総合相談所」（H7.1設置）等による相談指導・支援体制の確立をはじめ、兵庫県、神戸市の「緊急災害復旧資金」・「緊急特別資金」や、政府系中小企業金融3機関による災害復旧貸付等の金融支援、仮設賃貸工場・店舗の建設(H7)、「復興支援工場」の建設(H10.5供用開始)等による事業の場の確保など、被災中小企業者の倒産防止や早期事業再開に向けた支援を行った。

その後も厳しい経営環境におかれた中小企業に対しては、「中小企業支援センター」や「地域中小企業支援センター」での相談・情報提供や、緊急災害復旧資金の据置期間及び融資期間の延長等による金融支援など、被災事業者の状況に応じたきめ細かな支援を行っている。

中小企業・地場産業等の第二創業・経営革新への支援

中小企業、地場産業等の新分野進出等への補助金等の支援や、「神戸ファッション産業支援センター」の開設(H8.2)、「くつのまちながた構想」の核施設「シューズプラザ」の整備(H12.7)など、中小企業・地場産業等の第二創業、経営革新への支援を行っている。

被災商店街の高度化やにぎわいづくりへの支援

被災した商業施設の復興のために、「災害復旧高度化事業」を活用した商店街等の基盤施設整備への支援等を行うとともに、商店街等が行う高齢化や環境問題などコミュニティ機能等を高めるソフト事業への支援や、各種のイベントの開催、空き店舗を活用したチャレンジショップなど、まちのにぎわいや活力を取り戻すための取り組みへの支援を行っている。

集客・観光の推進

震災復興のシンボルイベントとなった「神戸ルミナリエ」の開催（H7～H13 来場者数 3,137万人）や、「淡路花博・ジャパンフローラ 2000」の開催（H12.3～H12.9 来場者数 約695万人）、「See 阪神・淡路キャンペーン」の展開（H12.7～H14.3）など、被災地の集客・観光の復興に向けた取り組みを進めてきた。

こうした取り組みもあり、被災地の観光入込客数は、震災前水準を回復している。（H13年度 7,391万人 H5年度比101.9%）

新産業の創造・育成

ベンチャー企業等の新事業創出への支援

ベンチャー企業の事業準備段階から事業化に至るまでの総合的な支援を行うため、事業規模全国トップの「新産業創造プログラム」や、震災後創設した「新産業創造キャピタル」、被災地の基幹産業や業界団体、県・神戸市等自治体により設立（H7.12）された（財）阪神・淡路産業復興推進機構（HERO）による「起業家育成システム」や「ベンチャーマーケット事業」等の展開、（財）新産業創造研究機構（NIRO）による技術移転センターやTLOひょうご、ものづくり試作開発支援センターの設置など、新事業創出のためのさまざまな支援施策を行っている。

また、（財）兵庫県中小企業振興公社を中核として、新事業支援機関をネットワーク化した「新事業創出総合支援体制（プラットフォーム）」を構築した。

このような新産業創造への支援の効果もあり、被災地の開業率は、全国水準を上回っている。（H8 H11：被災地5.46、全国4.14）

情報通信産業の振興

ポートアイランド第2期地区を拠点に、マルチメディアと文化（エンターテインメント）による市民生活の質的向上や新産業の集積をめざした「神戸マルチメディア文化都市（KIMEC）構想」を推進している。事業の中核となるキメック（株）の設立（H11.4）、ケーブルテレビや光ファイバーなど双方向ネットワークの構築、アニメーション神戸等のイベントの開催など、デジタル映像や情報通信分野での先進的な開発や人材育成等を行っている。

コミュニティ・ビジネスへの支援

震災後のボランティア・NPOの活動から発展したコミュニティ・ビジネスの取り組みの拡がりに対して、事業立ち上げ経費の助成や情報提供・相談等を行っている（コミュニティ・ビジネス入門相談件数：H13 2,897件）。

なお、コミュニティ・ビジネスの立ち上げ支援については、平成13年度からは、被災地での取り組みの成果を踏まえ、全県施策としても実施している。

農林水産業の振興

農林水産業の施設整備

漁港・海岸保全施設等の復旧(H7～H8)・耐震化や肉用子牛育成牧場(神戸市西区)(H8)、花き高品質種苗供給センターやびわ大苗育成ハウス(H8～H10)、園芸振興センター(宝塚市)(H12)など、農林水産業の施設整備を図った。

農林水産業の高付加価値化・体質強化

被災地における農林水産業の高付加価値化・体質強化については、淡路花博の際に提唱した新しいライフスタイルに向けたひょうご花のメロディ構想の推進による花き生産の振興や、生産から加工・流通・消費・廃棄・リサイクルなど一連のフードシステムを踏まえた取り組みなど、農林水産業の高付加価値化による所得向上や県産農産物の需要拡大を図っている。

「食」の安全・安心対策の推進

BSE(牛海綿状脳症)の発生とその後の食肉偽装問題の続発に対して、JAS法等関係法令の周知徹底を行うとともに、生産・加工・流通・消費の各段階の関係者による食品の安全性に関する推進体制を整備し、安全・安心対策を進めている。また、平成13年12月に「ひょうご安心ブランド農産物認定制度」を創設し、消費者が安心して購入できる県産食材のブランド化を進めている。

雇用の安定と地域産業を支える人材の育成

雇用・就業機会の創出・確保

震災直後から、被災地の事業所に対する「雇用調整助成金」や「被災者雇用奨励金」等のさまざまな雇用対策事業を実施するとともに、中高年の被災者に就労を通じて自律を促進する「被災地しごと開発事業」を実施した。

また、「Hyogo しごと情報広場」や「地域労働相談・しごと情報広場」による「しごと」に関する情報提供・相談、雇用対策特別訓練の実施など、就職の促進に向けた取り組みを進めている。

さらに、連合兵庫、兵庫県経営者協会、兵庫県の三者が、「兵庫型ワークシェアリング」の推進について合意し、ワークシェアリングガイドラインの策定(H12)やアドバイザーの派遣事業など、ワークシェアリング導入に向けた取り組みを展開している。

多様な働き方への支援

震災後広がってきた生きがい就業やコミュニティ・ビジネス等の情報提供やマッチングを行う「生きがいしごとサポートセンター」の設置・運営など、多様なワークスタイルづくりに向けた取り組みを行っている。

(3) 復興施策として残された3か年の重点課題

以上のような取り組みにかかわらず、被災地をはじめとする兵庫経済は、震災の影響のほか、経済・社会の構造的課題に直面し足踏み状態を続けている。こうした厳しい状況の中、本県は平成13年12月、「セーフティネット」「一点突破」「構造改革」の3つの基本理念に基づき、産業・雇用両面での政策をパッケージ化した『ひょうご経済・雇用再活性化プログラム』を策定し、地域経済の活性化に向けて取り組んでいる。

被災地においては、被災地経済の閉塞感の打開に向け、人と人、企業と社会のネットワークを再生していくとともに、外的環境の変化に対して、自らリスクに挑戦し、柔軟かつスピーディーに対応できる創造性に富んだ事業者の創出が必要であることから、中小企業・地場産業等の第二創業・経営革新への支援や、被災地の未来をひらく新産業創造の推進と成長産業の育成が求められる。

また、震災で商店街・小売市場のにぎわいや活気を取り戻すため、やる気・意欲のある商店街等によるにぎわいづくりやコミュニティ機能向上等の取り組みを推進するなど、商店街・小売市場の活性化対策が必要である。

一方、被災地の雇用情勢は、依然として厳しい状況が続いており、中高年齢者等の雇用・就業機会の創出や、コミュニティ・ビジネス等の「生きがいごと」への支援など、しごとの創造と多様なワークスタイルづくりを推進することが必要である。

さらに、被災地の特色を活かし、医療・バイオ・環境・IT分野等の国内外企業の立地促進を図るとともに、被災地の経済活性化を先導する構造改革特区の形成を推進していく必要がある。

併せて、県民の生活様式や価値観が多様化している中、楽農生活（アグリライフ）の推進や「食」の安全・安心の推進など、新しいライフスタイルを創出する地域産業の新展開や、地域資源を活かしたツーリズムの推進を図る必要がある。

このような課題に対して、今後は、『ひょうご経済・雇用再活性化プログラム』に基づきつつ、被災地の現状を踏まえながら、取り組みを展開していく必要がある。

- ・ 中小企業・地場産業等の第二創業・経営革新への支援
- ・ 商店街・小売市場の活性化対策
- ・ しごとの創造と多様なワークスタイルづくり
- ・ 新産業創造の推進と成長産業の育成
- ・ 国内外企業の立地促進
- ・ 構造改革特区の形成推進
- ・ 新しいライフスタイルを創出する地域産業の新展開
- ・ 地域資源を活かしたツーリズムの推進

< 震災を契機に拡がり、成熟社会につないでいくしくみ >

しくみ3：コミュニティ・ビジネスの取り組みの推進

震災後のボランティア活動に始まり、その後のNPO活動の活発化により拡がってきたコミュニティ・ビジネスは、生きがい・やりがいにあふれ、自己実現にもつながり、新たな雇用・就業機会の創出や、地域コミュニティの維持・発展のためにも、その成長が期待されることから、今後とも、その取り組みを推進していくことが必要である。

4 災害に強く、安心して暮らせる都市づくり

(1) 復興計画の基本目標

大震災の反省と教訓を踏まえて災害に強い安全なまちづくりをめざして、地域防災計画を見直し、防災体制の充実強化を図るとともに、総合的な防災情報システム、防災拠点など防災機能の整備を進める。

(2) これまでの取り組みの検証

[:復興施策としての重点的な取り組み :全県的な一般施策としての取り組み]

地域防災基盤の整備

県土保全対策の強化

災害による被害を防止し、あるいは最小限に抑えるため、治水、治山、砂防、海岸整備など県土保全対策を施してきた。

非常災害時には防災用水の供給源とするとともに、平常時には環境用水として水と緑豊かな潤いのある水辺空間を形成する「阪神疏水」構想については、平成 12 年度から神戸市等でモデル実験に取り組んでいる。また、六甲山麓地域の市街地に隣接する山腹斜面一帯を一連の防災樹林帯として整備する「六甲山系グリーンベルト整備事業」については、山腹基礎工等の工事に着手している。

建築物の耐震性の強化

昭和 56 年の建築基準法施行令改正前の基準により整備された県有施設については、平成 10 年度までに耐震診断を行い、順次耐震性の強化に取り組むとともに、民間既存建築物のうち、不特定多数の集まる特定建築物については、「民間既存建築物耐震診断助成事業」を、また、民間住宅については、「わが家の耐震診断推進事業」などを実施することによって、建築物の耐震性確保の重要性の啓発に努めてきた。

防災施設の整備

災害対策拠点の整備

県市町をはじめとする各防災関係機関を結ぶ「災害対応総合情報ネットワークシステム」(H8.9 稼働)を運営するとともに、平成 12 年 8 月には、災害対策活動の中核拠点となる災害対策センターを開設した。

警察署・消防署の整備

警察署・交番を災害活動拠点として位置づけた整備を行うとともに、警察署には災害救助活動用に非常用食料・水や応急資材等を配備している。また、消防力の強化を図るため、消防署の計画的な整備や消防団の充実も進めている。

防災マネージメントの充実

初動体制の確立

災害時の緊急事態の発生に備えて、県においては、職員による宿日直体制や災害待機宿舎に入居する防災要員による待機体制を構築し、24 時間監視・即応体制の充実を図ってきた。

災害への対応力の向上

警察における早期招集体制や、レスキュー隊の増員、地域防災計画の修正、防災マニュアルの作成、広域防災体制の整備等を進めてきた。

また、県では防災関係機関と連携し、総合防災訓練や地域防災訓練を実施するなど防災意識の高揚に努めている。

防災システムの充実

災害ボランティアや防災専門家の養成と組織化

神戸市をはじめとする被災市町では、市民に対する救急講習の実施などを通じて、市民救命士の養成や応急手当指導員などの養成を行っている。

また、「災害救援専門ボランティア制度 (HEART-PHOENIX)」を創設し、専門技術や知識を有するボランティアの確保を図っている。

平成 14 年 4 月にオープンした人と防災未来センターでは、防災専門家の育成に着手しており、今後、防災ボランティアの育成等を行うこととしている。

救援・救護活動等の円滑化の推進

大規模災害時における救援・救護活動等の円滑化を図るため、避難所の運営マニュアルの整備や、災害医療システムの整備、緊急輸送ルート・搬送体制の確立などを推進してきた。

地域防災力の向上

自主防災組織の育成支援

震災を教訓として、「自分たちのまちは自分たちで守る」という防災の原点に立って、自主防災組織の育成支援を進めてきた結果、兵庫県内の自主防災組織の組織率は震災当時の 3 倍以上となり、さらに自主防災活動の充実・強化を図っている。

また、安全・安心コミュニティファイルづくりの支援等により平時からの組織活動の活性化を図ってきた。

防災学習の推進

学校教育では、カリキュラムとして防災学習を実施したり、また、生涯学習活動での防災学習の推進など、防災学習の定着に向けた取り組みが行われている。

調査研究体制等の強化

防災対策や復興対策に活かす調査研究の推進

県では、県内の主な活断層の活動性を把握し、長期的な防災対策に役立てるため、六甲・淡路島断層帯や山崎断層帯などの調査研究を行ってきた。

また、平成9年に設立した阪神・淡路大震災記念協会では、毎年「阪神・淡路大震災復興誌」や「街の復興カルテ」を作成するなど、被災者や被災地に関する調査研究等を行っている。平成14年4月に開館した人と防災未来センターにおいても、災害等の応急対応や復旧・復興に活かせる実戦的・総合的な調査研究に取り組んでいる。

- 2 震災の経験と教訓の継承と発信（「後期5か年推進プログラム」から）

人と防災未来センターの整備

震災の経験や教訓を継承・発信するとともに、国内外の災害による被害の軽減に貢献するための人材育成や災害専門家派遣等の機能を持つ、「人と防災未来センター（1期）」が平成14年4月に開館し、2期施設についても平成15年春の開館に向けて整備を進めている。

総合的国民安心システムの推進

震災の教訓を踏まえ、地震等自然災害による被災者の復興を進めるための、生活再建と住宅再建の新たな制度として「総合的国民安心システム」を提唱してきた。

生活再建の支援については、平成10年5月に「被災者生活再建支援法」として実現し、住宅再建の支援については、被災者住宅再建支援制度の実現に向けて取り組んでいる。

周年記念事業の推進

震災の体験や教訓を風化させることなく、人類社会の安全と安心に活かすため、復興に向けた様々な取り組みや被災地の体験を、周年記念事業を実施することにより国内外に情報発信している。

(3) 復興施策として残された3か年の重点課題

「自分たちのまちは自分たちで守る」という防災の原点に立ち、地域の自主防災組織の結成やその機能強化のための取り組みを図るとともに、地域の防災力を高める安全・安心なまちづくりや、安全・安心を確保するための都市基盤の着実な整備を引き続き行う必要がある。

また、市町をはじめ消防、警察、自衛隊等との関係機関との連携を密接にした実戦的な防災体制の構築や、迅速・的確に災害対策活動が行えるよう防災の担い手づくりの推進を図る必要がある。

平成15年に2期が開館する人と防災未来センターについては、災害専門家派遣、人材育成、調査研究等の機能を強化・充実させるとともに、同センターを核とした国際防災・人道支援拠点の形成を進める。

さらに、大震災を経験した被災地の責務として、住宅再建支援制度の実現に向けた取り組みに全力をあげるとともに、震災の経験と教訓を国内外に発信する周年記念事業の推進を図っていく必要がある。

- ・地域の防災力を高める安全・安心なまちづくり
- ・実戦的な防災体制の構築
- ・防災の担い手づくりの推進
- ・国際防災・人道支援拠点の形成
- ・住宅再建支援制度の実現
- ・周年記念事業の推進

< 震災を契機に拡がり、成熟社会につないでいくしくみ >

しくみ4：自主防災組織の育成支援

震災後の自主防災組織の組織率の向上にみられるように、震災の経験から住民の主体的な防災への取り組みや、地域における防災組織の果たす役割は、大きくなっていることから、「自分たちのまちは自分たちで守る」という防災の原点に立ち、地域の自主防災組織の結成やその機能強化など、今後さらに自主防災活動の充実を図る必要がある。

5 多核・ネットワーク型都市圏の形成

(1) 復興計画の基本目標

被災した阪神・淡路地域の復興にあたり、新たに都市核の整備が進む大阪湾ベイエリア地域や山陽自動車道沿線の内陸部との多核・ネットワーク型都市圏を形成し、安全で環境保全に配慮したゆとりある地域整備を進める。

(2) これまでの取り組みの検証

[:復興施策としての重点的な取り組み : 全県的な一般施策としての取り組み]

被災地における人にやさしいまちづくり

復興市街地整備事業の推進

被災市街地の復興を図るため、平成7年から「復興土地区画整理事業」及び「復興市街地再開発事業」を実施している。

復興土地区画整理事業では、20事業地区すべてで工事着手、8割以上が仮換地指定されており、復興市街地再開発事業では、14事業地区すべてで工事着手するなど、全体としてはおおむね順調に推移している。

しかしながら、北淡町富島地区(仮換地指定率57%)や新長田駅南地区(管理処分計画決定率 平均53%)など、一部の地区で進捗が遅れている。

まちのにぎわいづくりの推進

市街地整備事業の事業地区内では、土地利用がなされていない空き地等が見受けられるが、事業期間中のまちのにぎわいを確保するため、土地区画整理事業地区内の住宅建設・購入資金への利子補給(H14～)や、市街地再開発ビルの保留床等の利用促進を図るための利子補給(H12～)・家賃補助(H14～)を行っている。

また、市街地に散在する空き地の緑化やイベントへの助成など、まちのにぎわい創出への支援を行っている。

まちづくり協議会等の取り組みへの支援

復興まちづくりの中心的な役割を果たしているまちづくり協議会等の取り組みに対して、活動費の助成やアドバイザー・コンサルタントの派遣等の支援を行う「復興まちづくり支援事業」を平成7年度から行っている。

なお、平成11年度からは、被災地での取り組みの成果を踏まえ、全県施策としても実施している。

被災地区の整備と連携した新しい都市づくり

神戸東部新都心における先導的なモデル都市づくりの推進

「神戸東部新都心」では、「WHO 神戸センター」(H10)、「ひょうご国際プラザ」(H10)、「JICA 兵庫国際センター」(H13)、「兵庫県立美術館 芸術の館」(H14)、「阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター(第1期)」(H14)などが開設し、新しい都市文明を先導するモデル都市づくりが進んでいる。

地域の特色を活かした新都市づくりの推進

被災地の臨海部や内陸部において、防災、福祉、環境等に配慮した21世紀型新都市の建設を進めている。

「南芦屋浜地区」や「西宮浜地区」等では、住宅を中心とする居住性の高い都市づくりが進んでいる。

「ポートアイランド第2期地区」では、「キメックセンター」や「神戸国際ビジネスセンター」など、研究機関や産業の集積した都市づくりが進み、「ひょうご情報公園都市」では、平成14年度から一部用地分譲を開始する。

「尼崎臨海地区」では、「尼崎21世紀の森構想」(H14.3策定)に基づき、環境共生型のまちづくりを進めている。

これらの新都市づくりについては、宝塚新都市など事業化を慎重に検討している地区もあり、それぞれのプロジェクトの状況はさまざまであるが、「人間サイズのまちづくり」の理念のもと、中長期的な取り組みとして推進している。

陸・海・空にわたる多元・多重の総合交通体系の整備

高速性・代替性を備えた道路づくり

道路については、阪神高速道路神戸線(深江~武庫川)の通行止め解除(H8.9.30)をもってすべての復旧を完了した。その後、明石海峡大橋の開通(H10.4.5)に合わせ、西神自動車道、阪神高速道路北神戸線(伊川谷JCT~有馬口)・湾岸線(名谷JCT~垂水JCT)、神戸西バイパス(垂水JCT~永井谷JCT)等が開通した。さらに、第二名神高速道路や阪神高速道路神戸山手線の事業促進など高速性・代替性を備えた格子型高規格道路網の整備を進めるとともに、それを補完する山手幹線等の都市圏防災幹線街路の整備を進めている。なお、街路整備にあたっては、「山手ふれあいロード構想」など、道路を活用して人々が交流する機会づくりにも取り組んでいる。

代替性を備えた鉄道の多重化の推進

鉄道については、六甲アイランド線の全線開通(H7.8.23)をもってすべて復旧した。その後、神戸電鉄三田線(岡場~田尾寺)の複線化(H10.3)、JR播但線(姫路~寺前)の電化・高速化(H10.3)、神戸市営地下鉄海岸線の開通(H13.7)など、代替性を備えた鉄道の多重化等を推進している。

耐震化等の港湾機能強化と交流・交通拠点としての港湾・空港の整備

神戸港については、岸壁の復旧やコンテナバース等の耐震強化を図り、平成9年3月に復興宣言を行った。また、我が国初の水深15メートルの大水深バースを備えたコンテナターミナルの整備(H8.4)や国際流通センターの供用開始(H11.4)など、港湾機能の強化に取り組んでいる。また、尼崎西宮芦屋港等についても港湾施設の耐震強化等を行っている。

神戸空港については、今後の航空需要に対応するとともに、災害時の交通拠点として、平成17年度の開港を目指して整備を進めている。

これらの多元・多重の総合交通体系の整備については、中長期的な取り組みとして、全県的な施策と一体となって進めている。

都市基盤の早期復興

インフラの復旧・耐震強化の推進

電気や水道等のインフラについては、電話(交換機系)が平成7年1月18日、電気が1月23日、都市ガスは4月11日(一部除く)、水道は4月17日に復旧が終了した。その後、上下水道の耐震性の強化やバックアップシステムの整備、「大容量送水管」の整備(芦屋市境～住吉川3.7km H14年度末完成予定)、電線類の地中化(H7～H13 154km)等を進めている。

情報通信ネットワークの整備

緊急時の円滑な情報の収集・提供を可能とするため、道路情報提供システムや防災無線システム等の情報収集体制の整備、ケーブルテレビの整備を促進するとともに、平成14年度から「ひょうご情報ハイウェイ」(1.8Gbps 約1,400 km)を供用開始するなど、情報通信ネットワークの整備を進めている。

これら都市基盤の整備については、中長期的な取り組みとして、全県的な施策と一体となって進めている。

- 2 環境に配慮した循環型システムづくり(「後期5か年推進プログラム」から)

グリーンエネルギーの導入・利用

環境への負荷の少ないまちづくりを進めるため、住宅用太陽光発電システムの設置の促進や、神戸東部新都心における「地域冷暖房事業」(H10.4～)など、グリーンエネルギーの導入・利用を推進している。

これらをはじめとした環境に配慮した循環型システムづくりについては、中長期的な取り組みとして、全県的な施策と一体となって進めている。

防災拠点等の整備

広域防災拠点の整備推進

災害時の救援・救助活動等の拠点となる「広域防災拠点」の整備を進めており、「西播磨ブロック拠点」(H11.3)、「但馬ブロック拠点」(H13.8)が供用開始している。

また、全県拠点となる「三木震災記念公園(仮称)」については、「学習・訓練ゾーン」の平成15年度の一部完成、「総合防災公園ゾーン」の平成17年度のオープンをめざして整備の推進を図るとともに、複雑・多様化する災害等に対処できる消防職員等を養成する県消防学校等を整備している。

広域防災帯や地域防災拠点等の整備推進

大火時の延焼遮断空間や避難者通行路となるとともに、平常時には、水と緑のネットワークによる市民の憩いとうるおいの空間となる広域防災帯の整備(国道43号・国道2号等)や、市街地の防災活動拠点となる地域防災拠点等の整備については、中長期的な取り組みとして、全県的な施策と一体となって進めている。

災害に強い都市と農山漁村の基盤整備

河川の復旧と防災ふれあい河川の整備推進

河川については、新湊川、高羽川、千森川、中島川の4河川において、改良復旧事業を進め、新湊川を除く3河川については、平成11年度までに復旧が完了し、新湊川については、平成14年11月に完了した。また、緊急消火・生活用水の確保や水辺へのアクセス階段護岸を整備する「防災ふれあい河川」の整備については、住吉川等36河川を計画し、平成13年度までで22河川が完了している。

海岸、ダム、農山漁村の整備

海岸保全施設の耐震性の向上や「石井ダム」(H16年度完成予定)等の整備のほか、農道網やため池、漁港など防災機能に配慮した農山漁村の整備を進めている。

これらの河川、海岸、ダム等の整備については、中長期的な取り組みとして、全県的な施策と一体となって進めている。

(3) 復興施策として残された3か年の重点課題

震災から7年余が経過し、事業の進捗状況に格差の見られる土地区画整理事業、市街地再開発事業の早期完成と未着工地区の対応を図っていくことが求められ、進ちよくの遅れている地区のスピードアップや、空き地等の目立つ事業地区内におけるにぎわいの確保を進める必要がある。

また、残り3年で復興まちづくりの中心的な担い手であるまちづくり協議会や、中心市街地活性化の推進役としての役割が期待されているタウンマネジメント機関（TMO）の取り組みを発展させていくとともに、依然として市街地に散在する空き地を活用したにぎわい創出の取り組みへの支援など、まちのにぎわいづくりの推進を図っていくことが重要である。

- ・土地区画整理事業、市街地再開発事業の早期完成と未着工地区の対応
- ・まちのにぎわいづくりの推進

< 震災を契機に拡がり、成熟社会につないでいくしくみ >

しくみ5：まちづくり協議会等の取り組みへの支援

震災後の復興まちづくりの中心的な役割を果たしてきたまちづくり協議会等は区画整理事業等の終了後においても、まちのにぎわいづくりなど地域の抱える課題を解決していく上で、その役割が期待されていることから、今後とも、その取り組みを支援していく必要がある。

．残された3か年の重点プログラム

3か年の基本的な考え方

- ・ 章で整理した「創造的復興に向けた取り組みの検証」を踏まえ、「基本的な課題認識」、「取り組みの視点」を示した。

分野別重点プログラム

- ・ 23項目ある残り3か年の施策課題に即して、「現状と課題」「残り3か年の施策の基本方向」「残り3か年で重点的に取り組む事業」を示した。
- ・ 復興事業としては、後期5か年推進プログラム掲載事業の中には、すでに一般事業として取り組んでいるものもあるため、下記の基準により絞り込みを行った事業（197事業）に、下記の基準に該当する平成13年度以降に創設された事業等（91事業）を加えた288事業と整理し（P98～102参照）さらに、このうち特に残り3か年で重点的に取り組む事業を本章でとりあげた。

（選定基準）

復興基金事業

被災者及び被災地に限定した事業ないし主に被災者及び被災地を想定した事業

震災の経験と教訓を踏まえて震災後創設した事業

復興のシンボルプロジェクト

1. 3か年の基本的な考え方

(1) 基本的な課題認識

(残された課題の解決)

緊急復興3か年計画が終了した平成10年3月までには、都市基盤の早期復興、住宅の量的確保、産業面では純生産の回復などその目標はおおむね達成された。また、震災から5年が経過する時点までには、応急仮設住宅入居者の恒久住宅への移行が完了した。

被災地全体としては、人口や鉱工業生産指数、観光入込客数、有効求人倍率等の主な経済指標はおおむね震災前水準まで回復している。

しかしながら、被災者の抱える課題が個別・多様化しており、早期に生活を再建できた人とそうでない人との格差も広がってきており、被災者それぞれの状況に配慮したきめ細かな対応が引き続き求められている。

特に、被災高齢者は加齢に伴い生活再建が難しい状況にあり、地域とのかかわりを持たずに閉じこもりがちなる人も依然見られる一方で、自治会活動などコミュニティの維持の面でも支障が出てきており、高齢者の見守り体制や生きがいづくりなどの生活復興が課題として残されている。

復興土地区画整理事業や復興市街地再開発事業については、協働復興のもと、これまでに類を見ないスピードで取り組んできたが、一部の地域では、地権者の権利調整等のために事業の進捗に格差が出ており、市街地整備の一層のスピードアップを図るとともに、まちのにぎわいの回復に向けた取り組みなどをさらに進める必要がある。

節目である復興10年までの3か年で、これらの残された課題の解決に向けて全力で取り組んでいかなければならない。

(先駆的な取り組みの定着)

阪神・淡路大震災が人類史上初めての高齢社会下の大都市直下地震であったことから、新たに「兵庫県阪神・淡路大震災復興本部」を設置し、国、関係市町等と綿密な連携を図りながら、強力かつ着実に復旧・復興施策を進めてきた。

また、復興事業を展開するにあたっては、従来の枠組みにとらわれず、被災者自立支援金制度の創設や災害復興公営住宅の大幅な家賃低減、民間賃貸住宅入居者の家賃負担軽減など新しい制度をつくってきた。また、産業復興を目指す中、大胆な規制緩和や税制措置を実施するエンタープライズゾーン構想をいち早く提唱するとともに、平成8年には、産業復興条例を制定し、被災地における成長産業の集積を図ってきた。

さらに、復興の過程では、ボランティア・NPOの活動やコミュニティ・ビジネス、まちづくり活動など斬新な取り組みや住民、団体・NPO、企業・労働組合などの連携の輪も広がっており、これらの取り組みに対しては、阪神・淡路大震災復興基金などを活用しながらきめ細かい支援を行ってきた。

震災の経験と教訓を継承していく必要があることから、これらの震災を契機に生まれた先駆的な取り組みや新しいしくみについては、課題を見極めつつ、成熟社会を支えるしくみとして定着させていかなければならない。

このような取り組みの一つひとつが、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりにつながるといえる。

(2) 取り組みの視点

3か年で、残された課題の解決に全力で取り組むとともに、震災を契機に高まった県民のボランティア活動への支援など、先駆的に取り組んできた新しいしくみの定着を図っていくが、その際、特に重要な視点は以下のとおりである。

第1に、高齢者の見守り体制の問題は、震災により非常に極端な形で出てきたものであるが、高齢化の進展に伴う都市のコミュニティの在り方という点では近い将来の兵庫県や日本全体の課題ともいえる。震災復興の過程で取り組んできたしくみを、全県的な課題の解決にとっても有効なものとして発展させて、全県施策としてつなげていくことが必要である。

第2に、工場が住宅やマンションに変わったり、地域の人口や年齢構成が変わるなど被災地の地域構造が大きく変化しており、このような変化を見据えて、今後の地域づくりやまちづくりを考えていく必要がある。

第3に、震災後に、生活支援制度など様々な新しい制度・施策ができたが、これまでの運用に対してどのような問題点、課題があるのかなどの評価を行い、必要なものについては、制度の改善や弾力的な対応などを行っていくほか、施策の実施効果を高めるために、施策相互間の連携を図る必要がある。

第4に、3か年で残された課題を解決し、新しいしくみを次のステップにつないで行くためには、施策やしくみが有効に機能しているかを適宜適切に評価し、政策提言を行う機関やしくみが必要である。

第5に、被災者の救済や自立支援など被災地の総合的な復興対策を長期・安定的、機動的に進めるために設立した阪神・淡路大震災復興基金を活用して、被災者や被災地を対象とした復興施策として多くの事業を展開してきたが、復興計画期間終了後、継続することが必要な事業かどうか、あるいは、継続することが必要な事業については、一般施策化していくのか、それとも別途の配慮をしなくてはいけないのかについて明確にしていく必要がある。

2. 分野別重点プログラム

第 章において、これまでの取り組みの検証を踏まえて、復興施策として残された3か年で重点的に取り組むべき課題を整理したが、その全体像は、以下の5体系23項目となる。

この各々の政策課題に対し、残された3か年で効果的な施策が展開できるよう、以下に、各々の項目ごとに、「現状と課題」、「残り3か年の施策の基本方向」、「残り3か年で重点的に取り組む事業」を詳述する。

- (1) 21世紀に対応した福祉のまちづくり
～ 少子・超高齢社会における本格的な生活復興～
被災高齢者の見守り体制の整備
被災高齢者の健康づくり・生きがいづくり
こころのケアの推進
住み続けたい住まいづくり
- (2) 世界に開かれた、文化豊かな社会づくり
～ 参画と協働の“創造的市民社会”づくり～
県民ボランティア活動の推進
子どもの体験活動や子育て環境づくりなどの促進
文化を活かした個性ある地域づくり
- (3) 既存産業が高度化し、次世代産業もたくましく活動する社会づくり
～ 産業構造の転換期におけるしごと活性社会づくり～
中小企業・地場産業等の第二創業・経営革新への支援
商店街・小売市場の活性化対策
しごとの創造と多様なワークスタイルづくり
新産業創造の推進と成長産業の育成
国内外企業の立地促進
構造改革特区の形成推進～ 国際経済拠点構想、神戸医療産業都市構想などの推進～
新しいライフスタイルを創出する地域産業の新展開
地域資源を活かしたツーリズムの推進
- (4) 災害に強く、安心して暮らせる都市づくり
～ 震災の経験と教訓の継承・発信～
地域の防災力を高める安全・安心なまちづくり
実戦的な防災体制の構築
防災の担い手づくりの推進
国際防災・人道支援拠点の形成
住宅再建支援制度の実現
周年記念事業の推進
- (5) 多核・ネットワーク型都市圏の形成
～ 復興市街地整備の推進とまちのにぎわいづくり～
土地区画整理事業、市街地再開発事業の早期完成と未着工地区の対応
まちのにぎわいづくりの推進

(1) 21世紀に対応した福祉のまちづくり
 ~ 少子・超高齢社会における本格的な生活復興 ~

被災高齢者の見守り体制の整備

現状と課題

災害復興公営住宅等においては、SCS（高齢世帯生活援助員）、LSA（生活援助員）、保健師、民生委員・児童委員、いきいき県住推進員、交番相談員など各種支援者による被災高齢者等への見守り活動が展開されている。

これらの支援者については、きめ細かな支援が行えるように、支援者同士の交流の場を設け、日常の見守り活動における課題などについて意見・情報交換を行っている。

しかしながら、災害復興公営住宅においては、年々高齢化率が上昇する中、ADL（日常生活動作）の低下からケアを必要としたり、閉じこもりがちの高齢者等も多くなってきており、現状の見守り体制を適宜適切に見直す必要があるほか、超高齢社会を見据えた住民同士による見守り体制のしくみづくりや、夜間における見守り体制の検証などの取り組みも必要である。

[関連データ]

災害復興公営住宅等における支援者の配置人数
 （単位：人）

支 援 者	H7年度	H14年度
SCS（高齢世帯生活援助員）	-	102
生活復興相談員	(H11)165	-
見守り推進員(神戸市)	-	77
いきいき県住推進員	(H10)16	28
LSA（生活援助員）	6	112
交番相談員	100	241
民生委員・児童委員	6,160	6,829
民生・児童協力委員	8,484	9,386
活動情報サポーター	(H12)1,797	1,998
「まちの保健室」看護ボランティア	(H13)143	235
保健師、栄養士	582	716
ケースワーカー	375	458

（兵庫県生活復興課調べ）

災害復興公営住宅の高齢化（65歳以上）の状況
 （平成13年12月）

高齢化率（人）	40.5%
単身高齢世帯率（世帯）	34.4%

（参考）公営住宅の高齢化率
 県営18.2%、神戸市営27.6%
 （兵庫県住宅整備課、復興企画課調べ）

残り3か年の施策の基本方向

< 災害復興公営住宅におけるSCS（高齢世帯生活援助員）等によるきめ細かな見守り体制の充実 >

災害復興公営住宅における高齢化が進展していることから、災害復興公営住宅で生活相談や安否確認など、被災高齢者等への見守りに取り組んでいるSCSをはじめとした支援者による見守り体制を適宜適切に見直し、高齢者等の実態に即したきめ細かな生活

支援を進める。また、高齢者が身近なところで相談できるように、災害復興公営住宅に地域型在宅介護支援センターの設置を推進していく。

< 被災地における L S A（生活援助員）による活動の継続と充実 >

従来の入居者の生活相談や安否確認だけでなく、コミュニティワークにも取り組んでいる被災地の L S A は、災害復興公営住宅でのコミュニティづくりに大きな役割を果たしていることから、引き続き被災地における L S A 活動を支援していく。

< 平成17年度以降の災害復興公営住宅における支援体制の検討 >

復興計画期間が終了する平成17年度以降においても、災害復興公営住宅において、きめ細かな見守り活動ができるよう、支援体制の検討を行うとともに、支援者の人材養成を進める。

< コミュニティプラザにおける活動の支援 >

復興住宅に設置されたコミュニティプラザは、居住者や地域住民がコミュニティ形成のための活動を行う拠点となる施設であり、そこでの活動を通じて高齢者の見守りや生きがいがいづくりにもつなげることから、自治会に対する助成制度やコミュニティプラザで活動する N P O 等の支援の充実を図る。

< 超高齢社会を見据えた住民同士の連携による見守り体制のしくみづくり >

今後訪れる超高齢社会では、地域ぐるみでの見守りがますます重要になることから、自治会や老人クラブなどの身近な組織と地域住民、ボランティア等の連携・協力体制の整備など、住民同士の連携による見守り体制のしくみを構築していく。

< 病気や怪我など緊急時の対策の強化 >

病気や怪我などの緊急時に早期の救護を行えるよう、災害復興公営住宅の高齢単身用及び高齢2人世帯用住宅に水量センサー付き緊急通報装置を設置したり、また、ひとり暮らしの高齢者等にペンダント式発信機を配布しているが、夜間に活用されるケースが多いこともあり、これまでの活用事例を検証し、高齢者が利用しやすく、より信頼できる緊急通報システムの構築を検討していく。

残り3か年で重点的に取り組む事業

S C S（高齢世帯生活援助員）による支援[復興基金]

- ・ 災害復興公営住宅に居住する被災高齢者等を対象に、安否確認、生活指導・相談、一時的な家事援助等を行う。

地域見守りネットワーク会議の開催支援[復興基金]

- ・ 災害復興公営住宅ごとの小地域を単位とする各種支援者のネットワーク会議を開催する。

高齢世帯生活援助員による電話訪問事業[復興基金]

- ・ 高齢世帯生活援助員が高齢被災者等を週1回電話訪問する。

ラジオによる被災高齢者等への語りかけ事業[復興基金]

- ・ ラジオ放送を通じて高齢者が抱える問題についてのアドバイス等を行う。

支援者の合同研修・交流会の開催[復興基金]

- ・支援者間の連携を図る合同研修・交流会を開催する。

「まちの保健室」事業[復興基金]

- ・コミュニティプラザ等での健康相談や閉じこもり高齢者等への訪問活動を行っているが、平成14年度からは子育て中の親への相談・家庭訪問なども行う。

災害復興公営住宅高齢者元気アップ活動支援事業[復興基金]

- ・団体・NPOが地元自治会等と連携・協力して行う高齢者の元気アップ事業等に補助する。

巡回型いきいき仕事塾の開設[復興基金]

- ・コミュニティプラザや集会所等に出向いて、いきいき仕事塾の講座を開設する。

被災地域コミュニティプラザ設置運営費補助事業[復興基金]

- ・住民相互が助け合い、高齢者等が安心して暮らせるよう支援する、福祉コミュニティづくりの推進拠点である「コミュニティプラザ」の設置・運営に要する費用を助成する。

復興住宅コミュニティプラザ活動支援事業[復興基金]

- ・復興住宅のコミュニティプラザ等において、ボランティア活動を行うグループを支援する。

L S A（生活援助員）による支援

- ・シルバーハウジングに居住する高齢者等を対象に、生活相談、安否確認、一時的な家事援助、緊急時の対応などの支援を行う。

民生委員・児童委員による支援

- ・高齢者等福祉サービスを必要とする人の生活上の悩みや困りごとの相談活動を各市町の区域単位で行う。

いきいき県住推進員による支援

- ・災害復興県営住宅における自治会の設立や運営に係る支援、入居者と地域住民との交流事業の支援等、コミュニティ支援の充実を図る。

交番相談員による支援

- ・災害復興公営住宅を管轄する交番に警察OBを交番相談員として配置し、各種相談や訪問活動を行う。

保健師・栄養士による支援

- ・高齢者等支援を要する世帯への訪問指導や健康相談、健康づくりのための住民相互による声かけなどコミュニティづくりへの支援を行う。

被災高齢者自立生活支援事業

- ・災害復興公営住宅に入居している高齢者世帯を対象に、生きがい交流事業や近隣住民との連携等を通じて、良好なコミュニティを形成し、生きがいを持って安心して自立生活が営めるよう支援する。

L S A 活動強化事業

- ・L S A に対する専門相談会及び研修・交流会を開催し、L S A 活動の支援体制を強化する。

被災高齢者の健康づくり・生きがいづくり

現状と課題

災害復興公営住宅等では、閉じこもりがちやADL（日常生活動作）の低下した高齢

者等に対し、「まちの保健室」の開設や保健師による訪問指導、健康相談や栄養士による訪問栄養指導、コミュニティプラザでの医療相談等の健康づくりの取り組みを行っている。

また、被災地においては、高齢者の仲間づくり、生きがいつくりにもつなげる知識等を習得するための「いきいき仕事塾」の開催や同塾修了生によるいきいきネットワークの活動支援、住民が地域活動に役立つ知識や技術を学ぶとともに仲間づくりができる「地域活動推進講座」の開催、災害復興公営住宅に入居している高齢者等を対象とした「被災高齢者自立生活支援事業」など、被災者の仲間づくり、生きがいつくりの取り組みが行われている。

高齢化の進展や閉じこもりがちな高齢者が増えている現状においては、高齢者の健康づくりや生きがいつくりが、ますます重要になっており、これらに対する支援が引き続き必要である。

[関連データ]

いきいき仕事塾の受講者数

年 度	H8	H9	H10	H11	H12	H13
受講者数(累計)	650	2,382	4,017	5,744	7,125	8,585

(兵庫県生活復興課調べ)

いきいきネットワークの登録者数

年 度	H10	H11	H12	H13	H14
登録者数	654	978	1,061	948	859

登録期間は1年間

(兵庫県生活復興課調べ)

残り3か年の施策の基本方向

<きめ細かな訪問・相談活動等を通じた健康づくりへの支援の充実>

健康相談や閉じこもりがちな高齢者等への訪問活動を行う「まちの保健室事業」や保健師・栄養士による支援に継続して取り組むなど、高齢者等の健康づくりへの支援を一層進める。

また、復興基金事業である「まちの保健室事業」は利用者も多く、また全国的な拡がりが見られることから、全県へ拡充していく方策を検討する。

<多様なメニューによる生きがいつくりへの支援の充実>

団体・NPOが自治会や支援者等と協力しながら、閉じこもりがちな高齢者等の元気アップを行うふれあい交流事業を支援するとともに、被災地における地域コミュニティの活性化に向けて、仲間づくりや生きがいつくりのきっかけの場の提供や、学んだ知識やノウハウを地域社会の場で活かす取り組みなどの充実を図る。

また、生きがいつくりの重要性が高まる中、災害復興公営住宅等に入居している高齢者等を対象とした被災高齢者自立生活支援事業については、復興計画期間終了後の継続を検討していく。

残り3か年で重点的に取り組む事業

「まちの保健室」事業[復興基金]

- ・コミュニティプラザ等での健康相談や閉じこもり高齢者等への訪問活動を行っているが、平成14年度からは子育て中の親への相談・家庭訪問なども行う。

災害復興公営住宅高齢者元気アップ活動支援事業[復興基金]

- ・団体・NPOが地元自治会等と連携・協力して行う高齢者の元気アップ事業等に補助する。

いきいき仕事塾の開設[復興基金]

- ・おおむね55歳以上の高齢者を対象に、被災各地域において、生きがいづくりや仲間づくりにもつながら知識等を習得するための講座を開設する。

巡回型いきいき仕事塾の開設[復興基金]

- ・コミュニティプラザや集会所等に出向いて、いきいき仕事塾の講座を開設する。

いきいきネットワーカーの活動支援[復興基金]

- ・いきいき仕事塾の受講修了生による災害復興公営住宅等の訪問活動等、地域でのボランティア活動を支援する。

地域活動ステーションの運営[復興基金]

- ・身近なところで地域活動に関する情報の収集・発信や交流ができる拠点として、地域活動ステーションの運営を支援する。

活動情報サポーター[復興基金]

- ・生活復興県民ネットにボランティアとして登録し、災害復興公営住宅等への訪問活動等の際、情報提供や地域行事等への参加呼びかけを行う。

ラジオによる被災高齢者等への語りかけ事業[復興基金]

- ・ラジオ放送を通じて高齢者が抱える問題についてのアドバイス等を行う。

地域活動推進講座の開催支援[復興基金]

- ・地域活動の担い手づくりや仲間づくりのための講座を開催するグループ等への支援を行う。

保健師・栄養士による支援

- ・高齢者等支援を要する世帯への訪問指導や健康相談、健康づくりのための住民相互による声かけなどコミュニティづくりへの支援を行う。

健康コミュニティづくり推進事業

- ・住民がコミュニティの中で話し合っ、健康課題を解決していく「コミュニティミーティング」の手法を開発・活用し、住民参加型の「健康なまちづくり」を推進する。

被災高齢者自立生活支援事業

- ・災害復興公営住宅に入居している高齢者世帯を対象に、生きがい交流事業や近隣住民との連携等を通じて、良好なコミュニティを形成し、生きがいを持って安心して自立生活が営めるよう支援する。

こころのケアの推進

現状と課題

震災によるトラウマやPTSD（心的外傷後ストレス障害）その後の生活の変化に伴う心理的不安や身体不調に苦しんだり、アルコール依存などにより、自立生活が困難な被災者は依然として多く、健康福祉事務所に設置している「こころのケア相談室」による相談などの取り組みを行っている。

児童生徒に対するこころのケアについては、小中学校に教育復興担当教員やカウンセラーを配置し、震災により心の傷を受け、精神的に不安定な状況にある児童生徒に対応しているが、こころのケアを必要とする児童・生徒は依然として多く、また、フラッシュバックと思われる症状を示した児童生徒も見られることから、このような体制を継続する必要がある。

また、震災後拡がったこころのケアに対する専門的な取り組みの成果やノウハウを発展・継承していくことも重要である。

[関連データ]

こころのケア相談件数

(単位：件)

年 度	H10	H11	H12	H13
相談件数	42,128	40,668	35,107	33,695

(兵庫県障害福祉課調べ)

こころのケアを必要とする児童・生徒数

(単位：人)

年 度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14
児童・生徒数	3,812	4,089	4,106	4,105	3,392	3,142	2,549

(兵庫県教育委員会調べ)

残り3か年の施策の基本方向

<こころのケアのネットワークの強化>

こころのケアについて、個々の状況に応じたきめ細かな対応が引き続き求められることから、こころのケア相談室や精神保健福祉センター等を中心とした関係機関や団体・NPOとのネットワークの強化を図るとともに、こころのケアに関するボランティアの育成等を図っていく。

<アルコール依存者の自立支援の推進>

アルコールリハビリテーションホームを中心に地域断酒会、地元自治会、民生委員・児童委員、精神保健福祉センター、アルコール治療専門医療機関等を加えた地域ネットワークづくりを進める。なお、アルコールリハビリテーション支援事業は一般施策化し、アルコール依存者の社会的自立支援を引き続き行う。

< 児童生徒に対するこころのケアの継続 >

児童生徒に対する心の理解とケアへの取り組みは今後も必要であることから、教育復興担当教員を引き続き配置するなど、児童生徒のこころの理解とケアに対応する。

また、継続的なこころのケアへの対応のために、教員のカウンセリング能力の向上に努める。

< 経験と実績を活かしたこころのケアの推進 >

震災を契機として取り組み蓄積してきたトラウマやPTSD（心的外傷後ストレス障害）など「こころのケア」に関する貴重な経験や実績を基礎として、全国的な拠点施設となる「こころのケア研究・研修センター」（仮称）を整備し、各種の実践的研究や研修を推進する。

残り3か年で重点的に取り組む事業

アルコールリハビリテーション支援事業[復興基金 H15年度から一般施策化]

- ・アルコール依存により復興住宅等で自立生活が困難な者の社会復帰を促進するため、日常生活の支援、相談などを行うアルコールリハビリテーションホームを神戸市、尼崎市、明石市に3か所設置しており、運営費の一部を助成している。

こころのケア相談室

- ・こころのケア相談室を健康福祉事務所（保健所）に設置し、震災のみならず、さまざまな要因で発生するトラウマ・PTSD（心的外傷後ストレス障害）等へ対応するため、保健師による訪問指導、相談等を実施する。

こころのケア研究所

- ・トラウマやPTSDに関する調査研究を行うとともに、県民に対する普及啓発を行う。

こころのケア研究・研修センター（仮称）の整備

- ・H15春 神戸東部新都心に開設予定
「こころのケア」に関する各種の実践的研究や研修等を行う。

精神保健福祉センターの整備

- ・県立精神保健福祉センターを神戸東部新都心に移転し、こころのケア研究・研修センター（仮称）と一体的整備を行う。

教育復興担当教員の配置

- ・被災地の小中学校に配置し、児童生徒の心の理解とケアに適切・迅速な対応するとともに、保護者、関係機関と密接な連携による円滑な学校運営、教育活動を推進している。

スクールカウンセラーの配置

- ・児童生徒のこころのケアや問題行動等の課題解決に資するため、公立中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒へのカウンセリング、教員への助言・アドバイスを行う。また校区内の小学校での問題解決にも対応している。

キャンパスカウンセラーの配置

- ・高等学校に臨床心理士等の専門家をカウンセラーとして派遣し、生徒の問題行動の多様化・深刻化に対応するとともに教育相談活動の推進を図る。

教員のカウンセリング能力向上

- ・スクールカウンセラーによる教員のカウンセリング能力向上のための校内研修や、県教育研究所等での教員研修を実施し、教員のカウンセリング能力向上を図る。

住み続けたい住まいづくり

現状と課題

仮設住宅に居住する被災者を恒久住宅へ早期の移行を図るために、災害復興公営住宅等を計画戸数 38,600 戸を上回る約 42,100 戸を建設し、また、被災入居者の生活再建を支援する観点から、被災者の収入状況に応じた家賃負担の軽減措置を行ってきた。

また、入居者の高齢化率が高いことから、自治会の担い手不足や自治会活動が停滞するなど、良好なコミュニティづくりに支障が生じており、県営の災害復興住宅と高齢化率の高い県営住宅にいきいき県住推進員を配置して、きめ細かな支援を行っているが、今後の高齢化の進展等を考えると、このような支援が引き続き必要となる。

災害復興公営住宅等入居後に世帯員の増減が生じたり、日常生活に支障をきたす身体機能の低下が見られる場合などには、災害復興公営住宅等の住宅交換を実施しているが、今後さらに住民のニーズの変化もみながら住み替えシステムを構築する必要がある。

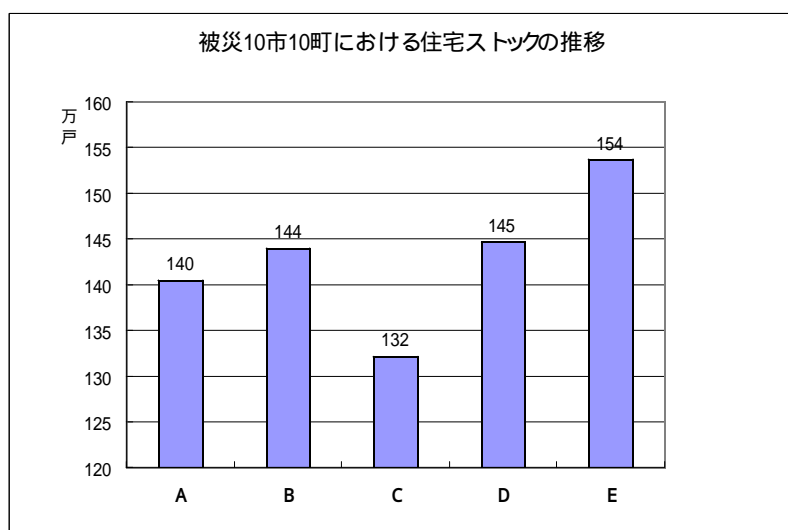
また、高齢者の見守りやコミュニティづくりのために、災害復興公営住宅の空き室を活用できないか検討を進める必要がある。

民間住宅の再建支援についても、住宅金融公庫、県等による住宅資金融資での優遇措置や、これら融資に対する利子補給、税制上の特例措置、被災マンションの建て替え支援、民間賃貸住宅居住者に対する家賃の低減措置、住宅再建に関する情報提供・相談体制の充実等、さまざまな措置を講じてきた。

さらに、高齢者等が安心して暮らせる住まいづくりとして、L S A (生活援助員) を配置したシルバーハウジングや共用スペースを備えたコレクティブ・ハウジングの整備を進めてきたが、民間コレクティブ・ハウジング等の建設についても、コミュニティを生活の根幹に据えたコレクティブ・ハウジング等の普及を促進するため、整備費の一部を助成している。

今後は、これら震災の中から生まれた新たな住まいづくりを今後の住宅政策にどのように位置づけて拡げていくかが課題である。

[関連データ]



A : H5.9 末

B : H6.12 (震災直前)

C : 震災直後

D : C + 復興 3 か年計画目標戸数

E : H10.9 末

注：H 5 年 9 月末、H 10 年 9 月末の値は、総務庁「住宅・土地統計調査」に基づく。その他の数値は、H 5 年 9 月末の数値をベースに、その後の新設住宅着工戸数を加え、一定の仮定のもとに推計を行った滅失住宅戸数を差し引いた。

(兵庫県住宅地課調べ)

災害復興公営住宅等の建設戸数

(単位：戸)

区 分	計 画	実 績
災害復興公営住宅	25,100	25,421
再開発系住宅	4,100	4,674
震災以前の着工分	3,200	3,170
公営空家	6,200	8,872
合 計	38,600	42,137

(兵庫県住宅整備課調べ)

災害復興県営住宅の住宅交換件数

(単位：件)

年 度	H11	H12	H13
交換件数	156	183	100

(兵庫県住宅管理室調べ)

災害復興県営住宅の減免状況

年 度	H8	H9	H10	H11	H12	H13
減免件数(件)	1,831	5,617	10,772	11,410	11,998	13,663

(兵庫県住宅管理室調べ)

被災者住宅再建・購入支援事業補助での利子補給戸数

(単位：戸)

年 度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13
受付戸数	169	7,323	12,024	7,130	4,231	1,730	583

(兵庫県民間住宅室調べ)

被災マンション建替支援利子補給戸数

(単位：戸)

年 度	H8	H9	H10	H11	H12	H13
受付戸数	24	554	1,828	1,070	326	59

(兵庫県民間住宅室調べ)

民間賃貸住宅家賃負担軽減事業での軽減数

(単位：件)

年 度	H8	H9	H10	H11	H12	H13
延べ決定件数	5,767	13,639	7,618	4,518	2,068	716

(兵庫県民間住宅室調べ)

県営住宅(災害復興公営住宅)におけるシルバーハウジング戸数

(～ H7年度)706 (H8年度)1,235 (兵庫県住宅整備課調べ)

被災者向けコレクティブ・ハウジング等の建設に対する補助件数

(単位：件)

年 度	H9	H10	H11	H12	H13
補助件数(累計)	113	329	547	557	677

(兵庫県住宅地課調べ)

残り3か年の施策の基本方向

<入居者のニーズにあった災害復興公営住宅の運営・活用>

災害復興県営住宅等の団地を対象に配置している「いきいき県住推進員」によるコミュニティづくりの支援を引き続き行うとともに、若年世帯の優先入居を行い、入居者の世代間のバランスを図るようとする。

また、親子の近居や隣居など入居者のニーズに対応した住み替えを促進するため、住宅交換制度の改善・活用を図る。

なお、入居者の収入状況に応じた家賃負担の軽減等の支援も引き続き行っていく。

<災害復興公営住宅の空き室活用等の検討>

入居者がおらず空き室のままで管理されている災害復興公営住宅の空き室の有効活用について、デイケア、グループハウス等への活用や団地の集会所としての活用も検討していく。

また、高齢者が身近なところで利用・相談しやすいように、災害復興公営住宅の敷地内に地域型在宅介護支援センターやデイサービスセンターなどの社会福祉施設の設置を推進していく。

<公営住宅における新しい住まいづくりの推進>

災害復興公営住宅での実績を踏まえて、公営住宅の入居者の高齢化へ対応していくため、バリアフリー化に対応した住宅設備の改修やL S A（生活援助員）が配置されたシルバーハウジングの供給を推進するとともに、コレクティブ・ハウジング、グループハウスなどの新しい住まいづくりについても検討していく。

<民間住宅再建への支援の継続>

被災者が住宅の再建等を行う場合の資金融資や利子補給、民間賃貸住宅入居者への家賃負担の軽減等の支援を引き続き行っていくとともに、今後の災害時の民間住宅への支援のあり方の検討に活かしていくため、これらの施策の検証を行っていく。

<民間コレクティブ・ハウジングの普及促進>

高齢化社会における高齢者等が安心して暮らせる住まいとして、民間コレクティブ・ハウジングの建設への支援を推進する。

また、復興基金終了後、普及促進のためにどのような支援が可能か検討を行う。

<県外居住被災者への支援>

県外居住被災者向けの情報紙「ひょうご便り」の作成・送付や、兵庫県に戻りたい被災者の登録、電話相談員による相談・情報提供を行うとともに、公営住宅入居希望者の優先入居など、帰県に向けたきめ細かな支援を引き続き行う。

残り3か年で重点的に取り組む事業

被災者住宅再建・購入支援事業補助[復興基金]

- ・住宅金融公庫の災害復興住宅融資等を受け、新たに住宅を建設または購入する被災者に対し、利子補給を行う。

民間賃貸住宅家賃負担軽減事業[復興基金]

- ・震災により住宅を失った被災者が、民間賃貸住宅に入居する場合、家賃の一部補助を行う。

被災者向けコレクティブ・ハウジング等建設事業補助[復興基金]

- ・協同生活を営める居住空間を備えたコレクティブ・ハウジング等を建設する場合、その費用の一部を助成する。

ひょうごカムバックコール&メール事業[復興基金]

- ・兵庫県に戻ることを希望している県外居住被災者に、電話相談員が電話や手紙によるきめ細かな相談・情報提供を行う。

いきいき県住推進員による支援

- ・災害復興県営住宅における自治会の設立や運営に係る支援、入居者と地域住民との交流事業の支援等、コミュニティ支援の充実を図る。

若年世帯の優先入居

- ・高齢化率が40%以上の既存団地において、夫婦または婚約者との年齢合計が80才未満の世帯に対し、優先募集を実施する。

公営住宅入居希望者の入居促進

- ・応募状況に応じた被災者優先枠を設け、公営住宅に入居を希望する被災者の入居を促進する。

災害復興公営住宅の家賃対策

- ・災害復興公営住宅の入居者の家賃の一部を減額する。

災害復興公営住宅に隣接した福祉施設の併設

- ・災害復興公営住宅等の敷地内にデイケアセンター等の社会福祉施設を設置する。

シルバーハウジングの供給

- ・高齢者向けの設備・仕様（バリアフリー化）を備える公共賃貸住宅に、L S A（生活援助員）を派遣し安全・安心な日常生活を営むことのできるシルバーハウジングの供給を、住宅政策と福祉政策の連携のもと推進する。

住宅金融公庫融資等の活用

- ・住宅金融公庫の災害復興住宅融資の活用が図れるよう支援する。

フリーダイヤルによる総合相談

- ・震災復興総合相談センターで、兵庫県に戻ることを希望している県外居住被災者の相談を行う。

県外居住被災者支援情報提供事業

- ・県外に居住する被災者の情報ニーズに即した情報誌「ひょうご便り」の作成・送付を行う。

兵庫県に戻りたい被災者の登録制度

- ・県外に居住し、兵庫県に戻ることを希望している被災者を登録し、個別に必要な支援につないでいく。

(2) 世界に開かれた、文化豊かな社会づくり
 ~ 参画と協働の“創造的市民社会”づくり ~

県民ボランティア活動の推進

現状と課題

阪神・淡路大震災においては、被災者相互の助け合いの精神や、県民一人ひとり、自治会・婦人会等の地縁団体、ボランティア団体等による草の根の活動が、被災者への支援と被災地の復興を支える大きな原動力となった。

現在、こうした活動に対する助成は、約1,700件（H13年度）にのぼり、また、特定非営利活動促進法（平成10年3月制定）に基づく被災市町のNPO法人（特定非営利活動法人）は、平成14年10月現在210団体が認証されているなど、県民ボランティア活動の取り組みが展開されている。

また、震災をきっかけとして被災地各地に広がった県民ボランティア活動に対して、例えば、生活復興県民ネットでは、地域活動コーディネーターによる相談・情報提供やマッチング、インターネットを活用した「ひょうごコミ² ネット」による地域活動情報の収集・発信、地域通貨導入への実験的な取り組み（平成14年度から一般施策化）に努めるほか、地域活動推進講座への助成などを通じて、地域における自発的・主体的な地域活動の支援に取り組んでいる。

さらに、平成14年6月に、団体・NPO等への全県的な支援ネットワーク拠点として、「ひょうごボランティアプラザ」を開設し、県民ボランティア活動の取り組みに対する支援を充実したところである。

今後は、様々な団体・NPO等に対して、そのニーズに応じた効果的な支援が行えるよう、ボランティア活動基盤の強化、ネットワークづくり、行政や企業との協働のしくみづくりなどの取り組みを拡充していく必要がある。

また、これまで被災地において実施してきた、活動支援策の一般施策化や中間支援組織の位置づけや団体助成のあり方、住民からの寄附等支援のしくみの検討なども課題である。

[関連データ]

災害復興ボランティア活動補助の助成件数と助成額

(単位：件、千円)

年 度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13
助成件数	1,803	2,232	2,245	2,341	2,463	2,439	1,696
助成額	104,898	210,861	209,846	223,388	226,740	215,814	116,354

(兵庫県課長(男女共同参画・ボラ列-担当)調べ)

特定非営利活動促進法に基づく認証団体数(被災市町)

(単位：団体)

暦 年	H11	H12	H13	H14	計
団体数	38	66	55	51	210

(平成14年10月現在)

(兵庫県課長(男女共同参画・ボラ列-担当)調べ)

残り3か年の施策の基本方向

< 「ひょうごボランタリープラザ」を核とした、団体・NPO等に対する活動助成・情報提供・ネットワークづくり等の推進 >

「ひょうごボランタリープラザ」において、市町ボランティアセンターや民間の中間支援組織とも連携を図りながら、団体・NPO等の立ち上げ期における支援事業や行政や企業との協働事業に対する活動助成を重点的に実施するとともに、情報提供・相談、交流・ネットワーク事業を強化する。

< ボランティア活動助成の段階的な移行 >

被災地において、ボランティア活動等の中心的な担い手である団体・NPO等の活動が定着し、全体の裾野が広がっていくように、復興基金を活用した活動助成を行っているが、今後は「ひょうごボランタリー基金」を活用した支援に段階的に移行させていく。

< 生活復興県民ネットのしくみと活動ノウハウの継承 >

県域の主要な公益団体、企業、労働組合等（ネット幹事団体）と、ボランティアやNPO等の市民活動団体が、互いに連携・協力し、被災者の生活復興を支援してきた「生活復興県民ネット」のしくみや活動ノウハウは、21世紀の成熟社会を支え、発展させていく新たな原動力として期待される。

そのため、残り3か年で、そのしくみや活動ノウハウの継承に向けた枠組みづくりに取り組むとともに、生活復興や地域コミュニティづくりに寄与してきた各事業については、その成果を踏まえながら、事業の推進のあり方を検討する。

< コミュニティプラザにおける活動の支援 >

復興住宅に設置されたコミュニティプラザは、居住者や地域住民がコミュニティ形成のための活動を行う拠点となる施設であり、今後ともその活用促進を図るため、自治会に対する助成制度やコミュニティプラザで活動する団体・NPO等の支援の充実を図る。

< 「いきがいしごと」に関するマッチング、情報提供、相談等の推進 >

生きがいしごとサポートセンターの運営や、しごと情報広場の設置などの事業を通じて、団体・NPO等によるコミュニティ・ビジネスや生きがい就労等の「生きがいしごと」についてのマッチング、情報提供、相談等を推進する。

< 今後のボランティア活動支援に関する検討 >

参画と協働の重要なパートナーである団体・NPO等の活動を更に広げるために、地域における中間支援組織や有償ボランティアの位置づけ、団体運営費を含めた助成のあり方、団体・NPO等とそこで活動したい人とのマッチングのしくみの充実、住民から団体への運営資金等の寄附のあり方など、今後のボランティア活動支援に関して検討を進める。

< 被災者復興支援会議との協働の取り組みの推進 >

被災者復興支援会議は、被災者と行政の間に立つ第三者機関として被災者や行政に対して提言・助言を行うなど重要な役割を果たしてきたが、復興計画期間の終了を見据え、復興施策の検証・評価や、支援会議のしくみ・ノウハウの継承のあり方などの課題が残されていることから、支援会議と引き続き協働して取り組んでいく。

残り3か年で重点的に取り組む事業

災害復興ボランティア活動助成事業[復興基金]

- ・被災者の生活や自立を支援するボランティアグループに活動費を助成する。

被災地NPO活動応援貸付制度[復興基金]

- ・被災地で活動を行っている団体・NPO等に設備資金、運転資金を貸し付ける。

NPOと行政の協働会議[復興基金]

- ・地域における福祉、子育て、環境など様々な課題について、NPOと行政が検討・議論し、相互理解を深め、協働で解決に取り組む。

地域活動推進講座の開催支援[復興基金]

- ・地域活動の担い手づくりや、仲間づくりのための講座を開催するグループ等への支援を行う。

地域活動スキルアップ事業[復興基金]

- ・地域に根ざした活動を行っているグループ・団体等の資質向上やスキルアップを図るための学習機会等を提供する。

地域活動見本市の開催[復興基金]

- ・地域活動の取り組み事例の報告や発表、成果物の展示等を行う場（見本市）を開催する。

地域活動ステーションの運営[復興基金]

- ・身近なところで地域活動に関する情報の収集・発信や交流ができる拠点として、地域活動ステーションの運営を支援する。

ひょうごコミ²ネットの管理・運営[復興基金]

- ・住民が主体的に地域活動に参加できるように、ホームページやファックスを利用して、地域活動に役立つさまざまな情報を双方向に収集・発信する。

災害復興公営住宅高齢者元気アップ活動支援事業[復興基金]

- ・団体・NPOが地元自治会等と連携・協力して行う高齢者の元気アップ事業等に補助する。

被災地域コミュニティプラザ設置運営費補助事業[復興基金]

- ・住民相互が助け合い、高齢者等が安心して暮らせるよう支援する、福祉コミュニティづくりの推進拠点である「コミュニティプラザ」の設置・運営に要する費用を助成する。

復興住宅コミュニティプラザ活動支援事業[復興基金]

- ・復興住宅のコミュニティプラザ等において、ボランティア活動を行うグループを支援する。

いきいき仕事塾の開設[復興基金]

- ・おおむね55歳以上の高齢者を対象に、被災各地域において、生きがいづくりや仲間づくりにもつながら知識等を習得するための講座を開設する。

巡回型いきいき仕事塾[復興基金]

- ・コミュニティプラザや集会所等に向いて、いきいき仕事塾の講座を開設する。

いきいきネットワーカーの活動支援[復興基金]

- ・いきいき仕事塾の修了生グループによる地域でのボランティア活動を支援する。

生きがいしごとサポートセンターの運営[復興基金]

- ・NPO等によるコミュニティ・ビジネス等、生きがいしごとで新たに働こうとする者や、既に働いている者に対する情報提供、人材養成等の支援を行う。

ひょうごボランタリープラザの運営

- ・あらゆる県民が重要なパートナーであるため、団体・NPO等への支援ネットワーク型拠点として、ひょうごボランタリープラザを運営する。

情報ネットワークシステムの構築

- ・ひょうごボランタリープラザの情報ネットワークシステムを活用して、中間支援組織をはじめ、各地域の文化会館や生活創造センター、市区町社協ボランティアセンター等との連携を強化し、幅広い情報の収集とタイムリーな情報を提供する。

生活復興のためのNPO活動支援事業

- ・被災高齢者の見守りや被災者の元気づけ、コミュニティづくりの支援など生活復興につながる事業をNPOに委託して実施する。

地域通貨実践支援事業

- ・アドバイザー派遣や調査・研究などにより、地域で出会いや助け合いの輪を広げる地域通貨の導入を支援する。

H y o g o しごと情報広場・地域労働相談・しごと情報広場の設置・運営

- ・厳しい雇用環境に置かれている中高年齢者に対し、しごとに関する情報提供・相談やカウンセリング、職業能力開発の支援等、就職活動に対するワンストップサービスを行う。

被災者復興支援会議

- ・被災者と行政の間に立つ第三者機関として、被災者や支援団体等の意見・要望を把握して、被災者の生活復興に関する支援策を総合的に検討し、被災者や行政に提言・助言を行う。

子どもの体験活動や子育て環境づくりなどの促進

現状と課題

子どもたちの生きる力を育むため、地域社会での実体験や技能体験などを進める自然学校、トライやるウィーク、クリエイティブ21、スポーツクラブ21ひょうご、「ひょうごの匠」キャラバン隊など本県独自の取り組みを展開している。

また、被災地における子どもの体験活動を促進するため、平成13年度にNPOやボランティアグループ、子ども会等による「子どもの体験活動促進事業」、「こどもの心のひろばづくり事業」を、平成14年度からは、「ウィークエンド・子ども・いきいき体験事業」、「まちの子育てひろば」を実施している。

さらに、こどもセンターをはじめ、関係機関・団体等が連携し、子どもの安全・安心を支える子育てのセーフティネットとして、「児童虐待防止プログラム」を推進している。

震災の経験と教訓を風化させることなく、子どもたちが安全・安心な環境の中で、地域や学校、幼稚園・保育所、団体・NPOなどの取り組みとして実施する体験活動に参加したり、「居場所」で交流することで、たくましさや創造性を伸ばしていくために、地域ぐるみで協働した取り組みを一層展開する必要がある。

[関連データ]

スポーツクラブ21ひょうごの設立数
(単位：箇所)

年 度	H12	H13
設立数(被災市町)	25	56

(兵庫県教育委員会地域スポーツ活動室調べ)

ひょうごの匠延べ活動人数

(単位：人)

年 度	H10	H11	H12	H13
活動人数	101	240	303	480

(兵庫県能力開発課調べ)

残り3か年の施策の基本方向

<子どもの体験活動促進のしくみづくり>

子どもたちが、これからの被災地域の担い手として、生きる力を育み、たくましく成長するよう、学校と地域の連携や、団体・NPOなど多様な主体の参画を図りながら、子どもの体験活動を促進するしくみづくりを進める。

<子どもたちが主体的に活動できる居場所づくり>

震災直後の子どもたちは、避難所や仮設住宅で救援物資を配ったり、名簿作りを主体的に担うなかで自分の役割を実感し、いきいきと活動していた。このような教訓から、自分の責任で自由に遊ぶ場としての「冒険遊び場(プレーパーク)」の設置など、子どもたちが主体的に活動できる居場所づくりを進める。

<子どもたちが健やかに育つ安全・安心な子育て環境づくり>

子どもたちが安全・安心で健やかな成長ができるよう、保育環境の整備・充実や親同士の交流・子育て相談などができるネットワークづくりや、関係機関が連携した児童虐待防止市町ネットワークづくりなど、安全・安心な子育て環境づくりを進める。

残り3か年で重点的に取り組む事業

こどもの心の広場づくり事業 [復興基金]

- ・こどもの館ボランティア等を被災市町に派遣し、子どもたちがさまざまな体験活動を行う。

まちの子育てひろば事業

- ・保育所や児童館等に「まちの子育てひろば」を開設し、ボランティアによる子育て相談や、子どもの体験活動を深めるなど、地域全体で子育てを支えるしくみづくりを推進する。

ウィークエンド・子ども・いきいき体験事業

- ・学校週5日制実施を契機に、子どもたちの自主性を育む多様な活動機会の充実や幅広い体験活動の場などを先導的事业として展開する。

育児ファミリーサポートセンター事業

- ・育児の援助を受けたい者と育児の援助を行いたい者とを組織化し、地域のネットワークにより子育てを支援する。

「まちの保育園士(仮称)」の設置

- ・育児不安を抱えたり、引きこもりがちな親子の養育負担の軽減を図るため、民間保育所に「まちの保育園士(仮称)」を配置し、育児相談や地域での子育ての実践機能を強化充実する。

児童虐待防止市町ネットワークシステムの充実強化

- ・こどもセンターの相談指導体制を強化するとともに、市町が主体となってこどもセンターへの速やかな通報体制を確保し、関係機関の連携による個別ケースへの適切な対応を図る。

保育環境の整備・充実

- ・保育ニーズの多様化に対応し、健全な保育環境を充実するため、保育所の専門機能を活用して延長保育や一時保育、乳児保育、駅前保育センターなど多様な保育サービスを提供する。

文化を活かした個性ある地域づくり

現状と課題

震災直後から、震災を契機に被災地では、「アート・エイド・神戸」や「阪神文化復興会議」などの文化の復興・再生への市民参加の動きが極めて顕著であった。

兵庫県においても、「県立ピッコロ劇団被災地激励活動」や「アスペンミュージックフェスティバルイン兵庫」などを通じて、芸術文化が心の癒しとなって被災者を勇気づけ、夢と希望を与えることが改めて認識されたところである。

このような経験を踏まえ、広く県民に芸術文化の鑑賞機会を提供するとともに、文化復興を促進するため、被災地における継続的な芸術文化活動に対する支援を行っている。

また、被災地の文化復興のシンボルであり、西日本最大級の規模を誇る県立美術館「芸術の館」が、平成14年4月、神戸東部新都心にオープンした。

さらに、自ら創造し、県民とともに創造する「パブリックシアター」として「芸術文化センター（仮称）」が平成17年秋の開館を目指し着工した。芸術文化センターの開館に先立ち、「ひょうご舞台芸術」「オリジナル音楽公演」「ひょうごインビテーション」など、先行的なソフト事業も展開している。

このような文化の拠点づくりを推進するとともに、住民の参画を得つつこれらの拠点を効果的に活用するためのしくみづくりや、住民の芸術・文化活動を通じて、幅広く文化の裾野を広げていく具体的なしくみづくりが求められている。

[関連データ]

被災地芸術文化活動への助成額

(単位：千円)

年 度	H8	H9	H10	H11	H12	H13
助成額	32,942	39,703	54,575	60,813	47,490	39,684

(兵庫県芸術文化課調べ)

残り3か年の施策の基本方向

< 芸術文化の鑑賞機会の提供と活動支援の継続 >

被災者のこころのケアや癒やしとなるよう、芸術文化の鑑賞機会を提供するとともに、地域の活性化にも寄与している県民の芸術文化活動の復興を促進するため、芸術文化活動の支援を継続する。なお、文化団体等関係者の意見を踏まえ、芸術文化の振興に関するビジョンの策定を進める中で、芸術文化活動支援のあり方を検討していく。

< 復興のシンボルとなる芸術文化センター（仮称）の整備推進 >

文化復興のシンボルとして平成17年秋開館予定の芸術文化センター（仮称）の整備を進めるとともに、国際的なイベントなどの検討を行い、地域の個性や魅力とあわせ復興をアピールして、阪神・淡路地域文化の発信に努める。

また、県民に開かれ支えられる芸術文化センターをめざすため、ボランティアによる劇場サポーターを確保するとともに、巡回公演を通じたホールネットワークの構築を進めていく。

< 県立美術館における文化復興イベントの実施 >

震災からの文化復興を象徴する施設として平成14年4月に開館した県立美術館「芸術の館」において、被災地の復興にふさわしい展覧会として、震災復興10周年にあわせた大型展や絵画作品等による国際公募展の実施を検討するとともに、旧近代美術館をリニューアルした「原田の森ギャラリー」では、小・中・高校生や一般県民を対象とする公募展の開催を検討する。

残り3か年で重点的に取り組む事業

被災地芸術文化活動への助成〔復興基金〕

- ・被災地内に拠点を有し、芸術文化活動を継続的に行っている芸術文化団体等に、県内での活動費の一部を助成する。

芸術文化センター（仮称）の整備推進

- ・震災からの心の復興、文化の復興のシンボルとするとともに、自ら創造し、県民とともに創造する「パブリックシアター」として、質の高い創造・公演事業や、親しみやすい芸術文化普及事業、県民の参画・体験型事業、県民がセンター運営に参画する機会づくりなどを行う。

(3) 既存産業が高度化し、次世代産業もたくましく活動する社会づくり
 ~ 産業構造の転換期におけるしごとと活性社会づくり ~

中小企業・地場産業等の第二創業・経営革新への支援

現状と課題

被災地の産業は、震災被害に加え、その後の復興特需の終焉、全国的な景気低迷の三重苦という課題を抱えている。特に、ケミカルシューズ、酒造、淡路瓦産業等の地場産業は、今なお震災の影響が残り、業種によって、個人の嗜好の多様化や海外製品との競合など、個別的な課題も抱えている。また、震災被害による事業所の災害融資の返済が困難な企業も少なくないことから、これらの中小企業・地場産業等に対するきめ細かな支援が引き続き必要である。

一方、くつのまち・ながたの核施設「シューズプラザ」の建設、百貨店と提携したオリジナルシューズブランドの創造、酒蔵を活用した展示・資料館等の新設、廃校になった小学校の校舎を利用し神戸伝統の食と工芸を紹介する「北野工房のまち」や、平板軽量瓦の開発など、本格復興に向けた新たな取り組みも展開されている。

被災地の中小企業・地場産業等の中には、ニッチ分野（大企業が取り組めない、あるいは大企業では採算の合わない、すき間の分野）での高い技術力を活かして、第二創業や経営革新を図っている企業も増えつつあり、このような新たなチャレンジに対する支援を進める必要がある。

[関連データ]

鋳工業生産指数

(平成6年 = 100)

年	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13
兵庫県	100.0	97.8	103.7	111.8	106.8	105.2	110.8	99.5
国	100.0	103.2	105.6	109.4	101.5	102.4	108.4	99.9

(出所：兵庫県統計課「平成13年兵庫県鋳工業指数(年報)」、経済産業省「鋳工業指数年報」)

製造品出荷額等

(単位：10億円、%)

区分	被災地	被災地外	全 県	全 国
平成6年	8,201	6,405	14,606	300,851
	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
平成12年	7,215	6,855	14,070	300,478
	(88.0)	(107.0)	(96.3)	(99.9)

(出所：兵庫県統計課「兵庫の工業」、経済産業省「工業統計表」)

ケミカルシューズ生産額

(単位：百万円、%)

年	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13
生産額	65,987	28,514	36,535	41,694	45,878	52,545	52,232	51,421
	(100.0)	(43.2)	(55.4)	(63.2)	(69.5)	(79.6)	(79.2)	(77.9)
企業数	227	214	207	202	194	185	177	167
1企業あたりの生産額	291	133	176	206	236	284	295	308
	(100.0)	(45.8)	(60.7)	(71.0)	(81.4)	(97.7)	(101.5)	(105.9)

(日本ケミカルシューズ工業組合調べ)

経営革新計画等の承認件数

(単位：件)

年 度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13
被災地域	19	6	4	2	24	79	70

(兵庫県経営支援課調べ)

(H11.6までは中小企業新分野進出等円滑化法による承認、以降は中小企業経営革新支援法による承認件数)

残り3か年の施策の基本方向

<新たなチャレンジを目指す中小企業・地場産業等の第二創業、経営革新、技術高度化等への支援>

被災地における閉塞した経済状況を打破していくため、中小企業・地場産業等が、その規模の小ささゆえに有する機動性・柔軟性を最大限に発揮することが求められていることから、中小企業等の新たな事業活動による第二創業・経営革新への支援や、技術高度化、人材養成など中小企業等に不足する経営資源を補完するための支援を進める。

また、地場産業等の行うマーケティングや新製品開発への総合的な支援により、リーディング企業の育成を進めるとともに、新分野進出や高付加価値化、新たな販路開拓等への支援により、地域の工業集積の競争力強化を図っていく。

<厳しい経営環境におかれた中小企業・地場産業等への金融支援制度の充実>

震災や景気低迷等の影響により、厳しい経営環境におかれている中小企業・地場産業等に対しては、新たな資金ニーズへの対応や災害融資借入の負担軽減など、中小企業金融制度を充実し、引き続き、それぞれが抱える課題に応じて、きめ細かな支援を継続する。

残り3か年で重点的に取り組む事業

地域産業活性化支援事業[復興基金]

- 被災地の地場産業等中小企業を主たる構成員とする業種団体等が行う販路開拓、人材養成、イメージアップ等の経費を助成する。

小規模製造企業復興推進事業[復興基金]

- 被災した小規模製造企業(従業員20人以下)で構成するグループ・団体が、復興のため共同で実施する調査研究、展示会開催、カタログ作成等の事業に対して助成する。

先進的中小企業新分野進出支援事業

- 中小企業者等が新分野に進出するために行う製品の高付加価値化、新製品・新サービスの開発や新技術の開発及びその成果の事業化等を支援する。

中小企業経営革新支援事業

- 中小企業経営革新支援法に基づき、経営革新計画の承認を受けた中小企業者・組合等が行う新商品・新技術開発等を支援する。

チャレンジ企業への総合的支援の実施

- 支援機関間の連携システムを強化した「中小企業支援 net・ひょうご」を構築する。また、特に成長可能性の高い中小企業に対しては、包括的・集中的な支援を充実する。

共同受注グループによる新製品開発等の取り組みに対する支援

- ・発注内容の技術面の高度化等、個々の下請企業では受注が困難な案件が増加していることから、共同受注グループの形成等を試行的に行うグループに対して支援する。

工業技術センターの機能強化

- ・技術相談員や移動工業技術センターの活用により、中小企業の多様な技術ニーズに的確に対応するとともに、保有特許について県内の中小企業の活用を図り、製品化・事業化を進める。

ものづくり産業における後継者養成の推進

- ・産業技術大学や中堅技術者養成研修の充実を図り、高付加価値化に対応した高度な総合的技術力を有する後継者の育成を促進する。

産地活性化リーディング企業に対するトータル支援

- ・マーケティングに基づく研究・商品開発から、製造・販路開拓に至るまでの各段階において必要とされる取り組みをトータルに支援する新たな枠組みを整備する。

地場産業新分野進出支援事業

- ・地場産地の意欲ある企業等が行う新製品開発や新分野進出等への取り組みを支援する。

地場産業新製品マーケット開拓事業

- ・新たな需要を喚起するために産地組合等が実施する新製品等を中心とした展示会や即売会の開催等を支援する。

地域産業を支える人材育成の推進

- ・技術習得を目指した人材育成研修の推進とともに、IT化に対応したパソコンセミナー、経営ノウハウの習得を目指す経営セミナーの開催等を推進する。

被災中小企業への金融支援

- ・災害復旧資金の借入に対する利子補給[復興基金]
- ・中小企業融資制度の拡充
- ・設備貸与事業の条件緩和

商店街・小売市場の活性化対策

現状と課題

被災地の一部では、復興市街地再開発事業等の進ちょく状況により、店舗や商店街・小売市場の基盤施設の復興に格差が見られるものの、災害復旧高度化事業等を活用した共同店舗や共同施設の整備など、商業者の努力により本格復興も進んできている。

しかしながら、中小小売商業を取り巻く環境は、景気低迷の影響や消費者ニーズの多様化、都市構造・交通体系の変化等のため厳しさを増しており、商店街・小売市場の抱える課題は、まちのにぎわいの喪失や施設の機能低下、空き店舗増加による集積内での品揃え不足や魅力の低下、活性化をリードする人材不足など多様化している。

そのような中、商店街等の空き店舗を活用して実験的店舗運営を行うチャレンジショップや、継続的なイベントの開催、高齢者に電動スクーターを貸し出す「ショップモビリティ」やコミュニティバスの運行など、商店街等のにぎわいづくりの取り組みも活発化している。

商店街・小売市場は、地域コミュニティの核として、地域に密着した住民の生活を支援する機能や、コミュニティの維持・発展をサポートする機能が求められるものであり、今後とも、そのような機能を発揮できるよう、活性化を図る必要がある。

[関連データ]

商店数

(単位：店、%)

年	被災地		被災地外		全 県		全 国	
	卸売	小売	卸売	小売	卸売	小売	卸売	小売
平成 6 年	10,167	41,348	5,399	25,235	15,566	66,583	429,302	1,499,948
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
平成 11 年	9,309	36,406	5,066	23,424	14,375	59,830	425,850	1,406,884
	78.8	82.2	83.4	86.7	80.3	83.9	86.5	87.5

(平成11年調査は全国すべての商店を対象とし、平成6年調査時には調査対象とならなかった商店の補足を行ったため、増減率については、実数値による単純な比較ができないため時系列を考慮して算出している)

年間販売額

(単位：10 億円、%)

年	被災地		被災地外		全 県		全 国	
	卸売	小売	卸売	小売	卸売	小売	卸売	小売
平成 6 年	9,051	3,995	2,903	2,069	11,954	6,064	514,317	143,325
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
平成 11 年	7,161	3,958	2,592	2,160	9,752	6,118	495,453	143,833
	69.4	92.5	80.5	98.1	72.2	94.4	84.2	94.9

(商店数の注と同様)

1 店舗当たりの年間販売額

(単位：百万円、%)

年	被災地		被災地外		全 県		全 国	
	卸売	小売	卸売	小売	卸売	小売	卸売	小売
平成 6 年	890	97	538	82	768	91	1,198	96
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
平成 11 年	769	109	512	92	678	102	1,163	102
	86.4	112.4	95.2	112.2	88.3	112.1	97.1	106.3

(兵庫県統計課「兵庫の商業」、経済産業省「商業統計表」)

商店街・小売市場の空き店舗率

全県 14.5% 被災地域 16.2% (平成 12 年 12 月)

(兵庫県商工振興課調べ)

残り 3 か年の施策の基本方向

<やる気・意欲のある商店街・小売市場等による、にぎわいづくりやコミュニティ機能向上とまちづくりと一体となった商業活性化の取り組みの推進>

震災で失われた商店街・小売市場のにぎわいや活気を取り戻すためには、商店街・小売市場が、地域のコミュニティの核や憩いと安らぎの公共空間としての機能を発揮しながら、空き店舗を活用したにぎわいの場づくりや、地域の人々がふれあうイベント等の実施、高齢者への宅配サービス等の生活支援機能の向上などを図り、まちづくりと一体となった商店街・小売市場の活性化の取り組みを進めていく必要がある。

そのため、商店街・小売市場が主体的に行う活性化プランづくりや、やる気・意欲のある商店街・小売市場・NPO等の取り組む活性化事業に対する総合的支援、商店街等の後継者育成やリーダーとなる人材の育成、中心市街地活性化法等を活用したTMO(タウンマネジメント機関)の取り組みや、まちづくり公社やまちづくり会社・NPO等の取り組みへの支援などを行っていく。

なお、今年度実施している商店街等の実態調査結果を踏まえ、復興基金事業等の終了後も見据えた、今後の商店街等の活性化対策のあり方について検討していく。

< 本格復興の遅れている商店街・小売市場の基盤施設整備等への支援 >

復興市街地再開発事業等の進ちょく状況により、店舗や商店街・小売市場の基盤施設の復旧が遅れ、本格復興に至っていない商店街等に対しては、災害復旧高度化事業等を活用して、意欲ある中小事業者等の事業再開や基盤施設整備を引き続き支援するとともに、新たな事業手法も含めて、人が集まるための場所としての商店街・小売市場の再整備等について検討していく。

残り3か年で重点的に取り組む事業

被災商店街空き店舗等活用支援事業[復興基金]

- ・被災地の商店街・小売市場が空き店舗、空き地を活用して行う実験的店舗運営事業や新規開業者誘致事業に助成する。

被災地商店街等にぎわい創出イベント事業[復興基金]

- ・商店街・小売市場が実施する地域と一体となったイベントの継続実施を支援する。

総合空き店舗対策事業

- ・若手起業家等の育成と商店街の魅力や賑わいを取り戻し、その活性化を図るため、ミニチャレンジショップやコミュニティ施設活用商店街活性化事業等に対して支援する。

商店街等活性化先導事業

- ・商店街・小売市場の活性化のためのアイデアを公募し、その中の発展性・創造性に富み、他の商店街等への波及効果の認められる先導的な事業に対して支援を行う。

商店街等活性化プラン策定支援事業

- ・実態調査を踏まえ、活性化プランづくりに着手する商店街・小売市場に対して支援するほか、プラン策定に向けた活性化懇談会の開催等を支援する。

やる気中小小売業総合支援事業

- ・まちづくりの観点から、商店街を含めた地域の活性化構想や事業計画等を提案する「やる気・意欲のある商店街」を選定し、特定の支援メニューに限定されない包括支援を行う。

中心市街地商業の活性化推進

- ・市町の総合計画と整合し、中心市街地活性化法による取り組みが促進されるよう、県・市町・商工会議所が連携し、事業推進の中心となるTMOの強化に向けた取り組みを行う。

商店街・商業集積活性化事業

- ・阪神・淡路大震災により被災した商店街の再生を図るため、アーケード、街路灯、カラー舗装等の整備に対して支援する。

災害復旧高度化事業

- ・被災した店舗・アーケード等の共同施設を新設する事業に融資する。
- ・事業再開後の健全な経営、円滑な運営の確保を図るため、診断助言を通じてアフターフォローを実施する。

被災地事業再開・新規開業支援事業

- ・被災事業所の事業再開又は震災により離職した者の新規開業を支援するため、中小企業診断士による経営支援を行うとともに、事業再開・新規開業のめどのついた者に融資を行う。

しごとの創造と多様なワークスタイルづくり

現状と課題

被災地の有効求人倍率は、従来、全国、全県を下回る水準で推移しているが、平成11年5月の0.24倍を底に、平成13年度には、震災前(平成5年度 0.39倍)と同水準の0.39倍となったものの、現在は、長引く景気低迷等の影響もあり、足踏み状態が続いている。

このため、震災直後から、被災地の事業所に対する雇用調整助成金や被災者雇用奨励金などさまざまな雇用対策事業を実施してきたが、現在も、Hyogoしごと情報広場や地域労働相談・しごと情報広場の設置・運営など、「しごと」に関するワンストップサービスによる情報提供・相談を実施している。

また、民間企業が求める就労形態に従事することが難しい被災中高年齢失業者に対し、生きがい就労を通じて自立を支援する「被災地しごと開発事業」(平成9～13年度)を実施してきた。当該事業終了後、事業の登録者であった者のうち就職等を希望する者を対象に、きめ細やかなキャリアカウンセリングや職業訓練、企業の協力を得ての職場体験講習等の支援を行う「被災者就業支援事業」を実施することにより、民間企業への就職や、シルバー人材センターでの就業等を促進しているが、なお厳しい雇用情勢が続いていることから、引き続き、雇用・就業機会のさらなる創出や中高年齢被災者等に対する支援を継続する必要がある。

震災後の厳しい雇用情勢に対応するため、平成11年12月に、連合兵庫、兵庫県経営者協会、兵庫県で合意した「兵庫型ワークシェアリング」の推進については、これまでにワークシェアリングが新しい雇用・就業システムとして普及するよう導入促進事業を実施してきたが、今後は、その成果を踏まえた実践的な情報提供や導入を奨励する助成措置などの、より実効ある対策を行う必要がある。

さらに、震災後、地域住民やNPO等が地域に役立つ事業に取り組み、労働の対価を得ながら、生きがいのある新しい働く場づくりやコミュニティづくりを行うコミュニティ・ビジネスの取り組みが広がっており、このような生きがいにあふれた新たな働き方を実現するコミュニティ・ビジネスの発展を支援していく必要がある。

[関連データ]

有効求人倍率

(単位:倍)

年 度	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14.9
被災地	0.39	0.36	0.41	0.52	0.44	0.31	0.30	0.40	0.39	0.36
兵庫県	0.50	0.46	0.50	0.62	0.54	0.37	0.37	0.46	0.43	0.43
全 国	0.71	0.64	0.64	0.72	0.69	0.50	0.49	0.62	0.56	0.55

(兵庫労働局調べ)

生きがいしごとサポートセンターにおけるコミュニティ・ビジネス入門相談件数

(単位:件)

年 度	H12	H13
相談件数	888	2,897

(H12.10 設置)

(兵庫県雇用就業課調べ)

生きがいしごとサポートセンターにおける求人・求職登録者数

(単位:人)

年 度	H12	H13
登録者数	223	443

(兵庫県雇用就業課調べ)

残り3か年の施策の基本方向

<雇用のセーフティネットの充実>

厳しい経済・雇用情勢のなか、失業期間が長期化しつつあることから、失業者の就職活動を支える融資制度の充実や、就職活動力の向上をはじめとする就職活動のプロセスに応じた一貫した支援プログラムの構築など、雇用のセーフティネットの充実を図る。

<ワークシェアリングの導入促進>

雇用の維持や就業意識の多様化等に対応する新しい働き方の創出等に向け、ワークシェアリングの普及・啓発や企業等へのアドバイザーの派遣やワークシェアリング導入モデル企業等を講師としたセミナーの開催などにより、ワークシェアリングの一層の導入促進を図っていく。

また、一定の要件を満たす多様就業型ワークシェアリングを導入する事業者に対するモデル的な助成制度を創設することを検討する。

<厳しい雇用状況にある被災中高年齢者に対するきめ細かな支援や創造性豊かな人材の育成>

ミスマッチ要因による失業者が依然多く存在するなど、厳しい経済・雇用情勢が続いていることから、雇用・就業機会のさらなる創出を図るとともに、特に厳しい状況におかれている被災中高年齢者に対する就職支援策、産業界の求める人材の育成策として、産業界と連携した実践的な職業能力開発や、求人意欲の強い企業等と求職者との対面方式等によるマッチングの機会を提供していく。

さらに、失業率が高止まりしている若年層の就職対策として、キャリアカウンセリングや就業体験による職業意識の醸成などを実施していく。

<新たな雇用・就業機会につながるコミュニティ・ビジネスの創出>

震災後、被災地で広がってきたコミュニティ・ビジネスは、生きがいにあふれた、新たな雇用・就業機会の創出や地域コミュニティの維持・発展のためにも有望な事業形態となることが期待される。このため、今後とも、コミュニティ・ビジネス等の「生きがいしごと」についての情報提供や相談、また、その創出や起業等に向けた支援などを行う「生きがいしごとサポートセンター事業」を含めた各種支援を進めながら、コミュニティ・ビジネス等の社会的な認知を深め、成功事例の増加につなげていく。

また、コミュニティ・ビジネス等の生きがいしごとに対するこれまでの実績を踏まえ、今後の取り組み方策の検討を行っていく。

残り3か年で重点的に取り組む事業

被災地コミュニティ・ビジネス離陸応援事業[復興基金]

- ・コミュニティ・ビジネスを考えている人や団体等から事業計画を広く募集・選定し、事業の立ち上がり経費の助成や経営コンサルタントの派遣を行う。

被災地コミュニティ・ビジネスコンサルティング事業[復興基金]

- ・コミュニティ・ビジネスを新たに始めようとする団体等の事業立ち上がりから運営に至るコンサルティングを行う。

生きがいしごとサポートセンター[復興基金]

- ・NPO 等によるコミュニティ・ビジネス等、生きがいしごとで新たに働こうとする者や既に働いている者に対する情報提供、人材養成等の支援を行う。

被災地若年者元気あっぷ事業[復興基金]

- ・職業意識が希薄、または職場適応力が未形成な若年者を対象に元気あっぷサポーターが中長期的な視点から、キャリアカウンセリング、職場体験、相談援助等を実施し、その就職・職場定着を図る。

失業者の生活安定のための融資制度の創設

- ・現行の失業者支援資金融資制度と離職者生活安定資金融資制度を新たな融資制度として整備し、特に子弟の就学を支援する教育資金について特別枠を設けるとともに、再就職を目指す失業者に対し、スキルアップのための資金融資制度の拡充を図る。

離職者等に対する生活支援相談の実施

- ・県民局の労働相談窓口に生活設計アドバイザーを派遣し、生活支援相談を実施する。

ワークシェアリング導入促進プロジェクト

- ・企業等へワークシェアリングアドバイザーを派遣するなど、普及・啓発を中心とした県内ワークシェアリングの一層の導入促進を図る。

Hyogo しごと情報広場・地域労働相談・しごと情報広場の設置・運営

- ・厳しい雇用環境に置かれている中高年齢者に対し、しごとに関する情報提供・相談やカウンセリング、職業能力開発の支援など、就職活動に関するワンストップサービスを行う。

若年者就職支援総合プログラム

- ・県内高校生を対象としたキャリアデザイン講座や若年失業者キャリア形成プログラムをはじめとする高校・大学在学時から若年失業者までの総合的な支援を行う。

兵庫しごとカレッジシステムの構築

- ・求人企業、大学・専修学校等の物的・人的資源を有効に活用した、人材育成の一貫システムを構築する。

ひょうご人材マーケットの開催によるマッチングの実施

- ・ベンチャー企業等、求人意欲の強い企業と兵庫しごとカレッジ等の修了者等の求職者が、職種・業種毎に参加するなど、対面方式によるマッチング機会を提供する。

「地域共生ビジネス(仮称)」の創出支援

- ・コミュニティ・ビジネス等、地域に根ざした「地域共生ビジネス(仮称)」の創出を推進するため、きめ細かい相談支援を行うなど、支援スキームの充実を図る。

就職活動力開発事業

- ・個別求職者の就職活動力の向上等を図るため、就職活動のプロセスに応じ、一貫して求職者の就職活動を支援する「就職活動実践プログラム」を構築・展開する。

新産業創造の推進と成長産業の育成

現状と課題

被災地の進取の気風に満ちた地域特性に加え、新事業支援機関をネットワーク化した「新事業創出総合支援体制(プラットフォーム)」の構築や、新産業創造キャピタルや新産業創造プログラム等の公的資金支援制度、ベンチャー企業と投資家とのマッチングを図るベンチャーマーケット事業など、起業家の掘り起こしから事業化に至るまでのきめ細かな支援策の効果もあり、被災地の開業率(H8 H11)は5.46%と全国・全県の水

準を上回っている。今後とも、このような活発な起業チャレンジへの支援を充実していくことが求められている。

一方、被災地においても、新しい時代の需要がけん引する成長産業7分野を軸とした構造改革の取り組みが始まっている。

医療関連産業の集積形成や次世代医療システムの構築等をめざす「神戸医療産業都市構想」については、平成14年度末の中核施設全面オープンに向けた整備が進んでおり、こうした動きを受けて、(社)神戸市機械金属工業会では、医療産業分野に対応した業種・業態変化を支援する取り組みを進めている。また、重厚長大産業を中心とした製造業は、「神戸灘浜エナジー&コミュニティ計画」に見られるように、これまで蓄えてきた技術やノウハウを活かしながら、環境・エネルギー分野へのシフトを強めている。

こうしたなか、本県の環境・エネルギー産業の優位性を生かしながら、循環型社会先導プロジェクト推進事業等に取り組むとともに、兵庫県産学官連携イノベーションセンターを設置し、本県の重点5分野(SMILE)を軸に、研究開発型企业への支援や大学発ベンチャー創出を推進している。

今後は、こうした成長産業の発展を確実なものとするため、被災地経済を支える中核産業、良質な雇用を生み出す新規産業を一層創出していくことが課題となっている。

成長産業7分野：医療・福祉、生活文化、情報通信、環境・エネルギー、輸送・物流、新製造技術・新素材、ビジネスサポート

SMILE：Safety（安心を支える防災や食等に関わる技術・産業）、Material（材料・ナノテクノロジー）、Information technology（情報通信技術）、Life science（生命科学）、Environment（環境）

[関連データ]

開業率

区 分	兵 庫 県		全 国
	被災地	全 県	
開業率(H8 H11)	5.46	4.61	4.14

(兵庫県統計課「事業所・企業統計」)

新産業創造プログラムの認定実績

(単位：件)

年 度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13
認定件数	19	30	25	30	30	26	28

被災地分

(兵庫県新産業立地課調べ)

残り3か年の施策の基本方向

<被災地の未来を切り開く起業家やベンチャー企業への支援>

(財)阪神・淡路産業復興推進機構が行う新産業創造に向けた起業家育成事業等の先導的な取り組みや(財)兵庫県中小企業振興公社が中核となって行うプラットフォーム事業、TLOひょうごの運営推進などを引き続き展開し、被災地の未来を切り開く起業家精神に富むチャレンジャーの一点突破型の挑戦への支援を進める。

また、被災地における起業家やベンチャー企業等への支援の一翼を担ってきた(財)阪神・淡路産業復興推進機構のこれまでの実績や効果を踏まえ、平成17年度以降の組織や事業のあり方を検討していく。

<被災地における成長産業の発展への支援>

21世紀の被災地経済を支える新規産業を一層創出していくため、地域の優れた企業

や大学など県内に集積する知的基盤を最大限に生かし、フロンティアを開く先端技術集積型産業やファッション・グルメ・アミューズメントなど生活文化関連産業への支援、循環型社会構築に資する環境・エネルギー産業への支援、兵庫情報ハイウェイの積極的な活用等によるIT関連産業への支援など、被災地における成長産業7分野の集積に向けた取り組みを進める。

また、神戸経済の復興の起爆剤として取り組みを進めている「神戸医療産業都市構想」については、20年後には115社の企業進出に伴う新規雇用創出や生産誘発額などの経済波及効果が予想されており、今後とも着実な推進を図っていく。

残り3か年で重点的に取り組む事業

地域産業情報化推進事業[復興基金]

- ・ 地場産業団体等業界団体が共同で取り組む情報システムの開発・活用のための事業に補助する。

起業家育成システム

- ・ 創業希望者等を対象に、ベンチャービジネスの育成から投資・業務提携まで総合的に支援する。

新産業創造プログラム

- ・ 認定された事業化計画を実施する事業者に対し、研究開発から企業化にいたるまでの経費を補助金と融資により支援する。

新産業創造キャピタル制度の再構築による民間投資の促進等

- ・ 県内ベンチャー企業への投資を行う民間資金ファンドの組成を支援するとともに、地域経済のニーズに対応した資金供給を行う仕組みづくりを検討する。

ベンチャー支援税制の検討

- ・ 国における産業振興税制や他府県の動向も見定めつつ、創業促進やベンチャー企業育成等の視点から、新事業展開など事業活動の活性化に資する産業振興税制について検討する。

兵庫県産学官連携イノベーションセンターの運営推進

- ・ 大学の研究成果等の技術シーズ探索から事業化に至るまで切れ目なく一貫した支援を行う「兵庫県産学官連携イノベーションシステム」を充実強化する。

技術移転事業

- ・ 大企業等が保有する技術シーズ、特許やノウハウを、地元中堅・中小企業等に移転する。

TLOひょうごの運営推進

- ・ 大学等の研究成果を特許権化し、企業において新製品の開発、生産等の形で事業化する。

産学官連携による戦略的研究の推進

- ・ 「ライフサイエンス」、「ナノテクノロジー・新製造技術・新素材」、「環境・エネルギー」、「情報通信」及び「防災」の重点5分野について、立ち上がり期の調査研究に対する支援等を行う。

国際フロンティア産業メッセの開催

- ・ 成長産業分野における国際的な技術・ビジネス交流基盤の形成のため、地域が一体となった取り組みとして、継続的に産業メッセを開催する。

循環型社会先導プロジェクト推進事業

- ・ 本県企業が有する技術集積等を活かし、複合的な連携を図る先導的なプロジェクトを事業化するビジネスコンソーシアムを支援する。

ひょうごIT戦略新計画の策定

- ・ ブロードバンドの進展などITをとりまく環境が大きく変わる中、教育、電子県庁などあらゆる分野でより戦略的なIT活用を図るため、ひょうごIT戦略新計画を策定する。

兵庫情報ハイウェイの民間開放

- ・高速大容量の情報通信基盤「兵庫情報ハイウェイ」の一部を、民間事業者に対し、無償で開放することにより、地域の情報格差の是正や産業の情報化を促進する。

ITクリエイティブビレッジ事業

- ・IT（情報通信技術）関連ベンチャー企業等に対し、低廉かつ情報通信基盤が整備されたオフィススペースを提供するため、賃料補助を行う。

神戸マルチメディア文化都市(KIMEC)構想の推進

- ・マルチメディアと文化（エンターテインメント）をテーマに、「デジタル映像研究所」、「キメックワールド」など4つの核プロジェクトを推進する。

神戸医療産業都市構想の推進

- ・ポートアイランドを中心に、先端医療センターをはじめとする高度医療の研究・開発拠点を整備し、21世紀の成長産業である医療関連産業の集積を図る。

国内外企業の立地促進

現状と課題

震災からの産業の早期復興を促進するため、平成9年1月に「新産業構造拠点地区の形成による産業復興の推進に関する条例（産業復興条例）」（平成14年4月からは「産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例（産業集積条例）」として拡充）を制定し、被災地域の新たな経済的環境にふさわしい多様な事業の集積する「新産業構造拠点地区」（産業集積条例で被災地に限定せず「国際経済拠点地区」及び「産業集積促進地区」を追加）の形成を目指している。

現在、「新産業構造拠点地区」として、ポートアイランド第2期地区(H9.1)、西宮名塩ニュータウン地区(H11.7)、ひょうご情報公園都市地区(H12.3)などを指定し、優遇措置を講じており、今後とも、「国際経済拠点地区」や「産業集積促進地区」と併せて、引き続き、成長産業分野の集積に向けた取り組みを進めていく必要がある。

また、被災地の特色を活かした戦略的な外国・外資系企業の誘致に関する取り組みとして、ひょうご投資サポートセンター（HIS）による情報提供等のワンストップサービス、神戸国際ビジネスセンターの設置による受け皿整備など、ソフト・ハード両面における外国・外資系企業に対する積極的な取り組みを進めている。

このような取り組みの結果、新製造技術、情報関連、医療関連等のグローバル企業の進出が進んでおり、今後とも、外国・外資系企業の誘致に向けた取り組みを進めていく必要がある。

[関連データ]

新産業構造拠点地区への企業立地件数

85社（立地企業4社・オフィス入居企業81社）（平成14年10月現在）

（兵庫県新産業立地課調べ）

外資系企業の進出件数

（単位：社）

年 度	H10	H11	H12	H13	H14.10 末
件 数	1	10	9	21	9

ひょうご投資サポートセンター、神戸国際ビジネスセンター等企業誘致関連施設への進出企業数

（兵庫県国際経済課調べ）

残り3か年の施策の基本方向

< 産業集積条例を活用した「新産業構造拠点地区」等形成の促進 >

経済活動のグローバル化や地域間競争の激化が強まるなかで、より有効・強力な企業誘致を行うため、成長産業が集積する「新産業構造拠点地区」、「国際経済拠点地区」、及び「産業集積促進地区」の形成に向け、産業集積条例による税制優遇措置や補助制度等を活用して、被災地の産業復興、産業構造改革の加速、魅力ある国際ビジネス環境づくりを一層進めるとともに、平成17年度以降の産業集積の方策について検討していく。

< 被災地の特色を活かした戦略的な外国・外資系企業の誘致 >

ひょうご投資サポートセンター（HIS）等を中心に、蓄積してきた企業誘致のノウハウを活用しながら、被災地のもつ「高度な産業基盤の集積」や、神戸東部新都心等での「国際機関の集積」、外国人に対応した住宅、教育、医療等の「生活環境」、震災の教訓を活かして取り組んでいる「安全・安心」をセールスポイントにした戦略的な外国・外資系企業の誘致活動を進める。

また、外国・外資系企業誘致の促進にあたって、HISの果たしているワンストップサービスやフォローアップ機能は、今後ともさらに重要性を増すことから、その実績を踏まえて、平成17年度以降の対応について検討していく。

残り3か年で重点的に取り組む事業

産業集積条例に基づく企業立地の推進

- ・地域特性に応じて、「新産業構造拠点地区」、「国際経済拠点地区」、「産業集積促進地区」を指定し、不動産取得税の軽減、雇用創出型産業集積促進補助金等の支援策を講じる。

立地企業のフォローアップ

- ・個別企業訪問等により、立地企業の活動状況、設備投資計画、行政への要望等を、きめ細かく把握し、企業の抱える課題について即時対応するなど、立地企業のアフターケアを行う。

ひょうご投資サポートセンター（HIS）

- ・本県への進出を検討している外国・外資系企業を対象に、本県の経済環境・生活環境・諸手続き等に関する情報の総合的な提供やアドバイス等の支援を行う。（相談窓口・ホームページ・低廉な貸しオフィス）

外資系企業等の有するネットワークを活用した海外企業の誘致促進

- ・ワシントン州との40周年記念事業の訪米時期に併せ、日本進出に関心のある企業を訪問する。

誘致ツールの充実

- ・外国・外資系企業の立地促進を図るため、効果的な誘致ツールやインセンティブの充実を行う。

首都圏での外資系企業サミットの開催

- ・トップセールスの一環として、進出可能性のある首都圏に本社を置く外資系企業社長等との意見交換会を東京で開催する。

広東省投資促進事業（仮称）

- ・兵庫県の友好省であり、世界の工場として急速に発展している広東省から県に進出する広東省企業を支援するため、広東省政府・企業に対して、現地での投資促進セミナー開催等PR活動や進出支援体制の整備を図る。

構造改革特区の形成推進

～ 国際経済拠点構想、神戸医療産業都市構想などの推進～

現状と課題

兵庫県では、震災直後の平成7年2月、神戸市、地元経済界とともに、産業復興会議において、諸外国の特区的手法を範とした「エンタープライズゾーン構想」を策定し、その後も、首都圏・近畿圏のベイエリアに臨む都府県・政令市とともに、外国・外資系企業等の立地など対日投資を拡大する「国際経済拠点構想」(H10発表)をまとめるなど、県内外に積極的に特区政策を提案し、その実現に向けて取り組みを進めている。

また、神戸経済活性化の起爆剤として、神戸市が中心となって、医療関連産業の集積形成や次世代医療システムの構築等を目指して推進している「神戸医療産業都市構想」については、中核施設となる「先端医療センター」や「発生・再生科学総合研究センター」の整備を進めている。

このような状況の中、深刻な経済の低迷等も引き金となって、平成14年に入り、国において、経済財政諮問会議や総合規制改革会議、総合科学技術会議において、特区的手法の検討が本格化した。6月には、閣議において、規制改革を主体とした構造改革特区の導入が決定され、7月には、内閣官房に府省横断で一元的に特区を推進する組織が、次いで、首相を本部長とし、全閣僚で構成する構造改革特区推進本部が設置された。

また、構造改革特区推進本部において、9月には「構造改革特区推進のための基本方針」が、10月には「構造改革特区推進のためのプログラム」が決定され、法定などが進められるなど、国における特区の具体化が進んでいる。こうした国の動きを踏まえつつ、本県においても、県・市町・産業界等が連携し、被災地の経済活性化を先導する構造改革特区の実現に向けて、地域の主体的な取り組みや国への働きかけを進める必要がある。

[関連データ]

被災地域における構造改革特区の提案 (H14.11 現在)

特区名称	提案団体	想定地域
先端医療産業特区	神戸市	神戸市の一部地域
国際みなと経済特区	神戸市	神戸市の一部地域
国際経済立地促進特区	兵庫県	阪神地域、播磨地域
自然産業創造特区	淡路町、北淡町、東浦町、兵庫県	淡路町、北淡町及び東浦町の一部地域

残り3か年の施策の基本方向

< 被災地における構造改革特区の実現 >

政府で検討が進んでいる「構造改革特区」について、震災以来、特区の実現を一貫して推進してきた実績を生かし、神戸医療産業都市構想を核に、再生医療技術・医療機器開発、先端医療研究・産業化の推進拠点を形成する「先端医療産業特区」、神戸港の再生とまちの活性化を加速する「国際みなと経済特区」、国際的なビジネス交流拠点を形成する「国際経済立地促進特区」などの実現に向けて取り組む。

このため、特区の認定申請に向け、構想の充実に努めるとともに、既に提案済みの特区構想はもとより、今後、県内から提案される新たな特区構想についても、その内容に応じ、積極的な支援を行う。

残り3か年で重点的に取り組む事業

特区推進体制の確立

- ・ 真に実効性のある特区制度に不可欠な「規制改革」「税制支援」「補助・融資」の一体的な実施を国に対して働きかけるとともに、地元のニーズに即した規制改革等を検討するため、全県的な特区推進体制を整備する。

先端医療産業特区の推進

- ・ ライフサイエンス分野における産学連携、人材育成等を通じ、神戸医療産業都市構想を加速する。

国際みなと経済特区の推進

- ・ ロジスティクスハブ拠点、総合静脈物流拠点、国際経済拠点の3地域を指定し、港を生かした神戸経済の新生をめざす。

国際経済立地促進特区の推進

- ・ 陸・海・空の交通アクセスや国際的な都市環境を生かし、外国・外資系企業にも開かれた国際的なビジネス交流拠点の形成を目指した国際経済拠点構想を推進する。

自然産業創造特区の推進

- ・ 安全・安心な農産物の生産拡大と農を楽しむライフスタイルを推進する拠点づくりを進める。

新しいライフスタイルを創出する地域産業の新展開

現状と課題

経済・社会の成熟化に伴い、県民のライフスタイルが多様化する中で、震災を機にその重要性が再認識された農山漁村の豊かな自然とのふれあいや、都市と農山漁村の交流、土に親しむ暮らし、美しい環境や快適な環境を求める動きなどが広まっている。

また、震災の経験や、BSE（牛海綿状脳症）の発生とその後の対応、食品メーカーの産地偽装事件などの出来事により、「食」の大切さ、身近に食料供給の場があることの安心感などが改めて認識されるとともに、安全・安心な食料の供給に対する県民の期待も一層高まっている。

このため、県では、県民の「農」に関する理解を深め、だれもが「農」のめぐみを実感できる新しいライフスタイルとして「楽農生活（アグリライフ）」を推進し、都市と農山漁村の交流、「農」に親しむことのできる市民農園、体験農園の整備などを進めている。また、「楽農生活（アグリライフ）」の推進により、世界的な食料危機や大規模災害の発生に対して、自分の食べ物は自分で「つくる」能力など、県民の「食」に対する危機管理能力を養うことが「食」の安全・安心の確保にもつながる。

「食」の安全・安心については、JAS法等関係法令の周知徹底を図るとともに、生産と消費の距離が拡大し、消費者の不安感が高まっていることから、地域の産物を地域で消費する「地産地消」を進めるなど、食品の安全性確保や消費者の安心感につながる生産・流通システム確立のための取り組み、「農」及び「食生活」への関心を高めてもらう取り組みなど、「食」の安全・安心対策を進めている。

今後とも、このような新しいライフスタイルの普及定着や県民ニーズに対応した「食」の安全・安心対策の取り組みをさらに進めていく必要がある。

[関連データ]

市民農園面積

(単位：ha)

年 度	H6	H9	H12	H13
面 積	63	70	87	91

(兵庫県総合農政課調べ)

残り3か年の施策の基本方向

< 新たなライフスタイルを創出する楽農生活（アグリライフ）の推進 >

新たなライフスタイルを創出する楽農生活を推進するため、田園空間博物館など交流拠点の計画的な整備を行うほか、楽農生活の総合的な拠点となる「楽農生活実践農場(仮称)」の整備に向けた検討や、自然産業創造特区構想の推進を図る。

また、楽農生活の展開を、農産物加工・食品製造からレストラン経営、流通・販売、情報サービスといった分野でのビジネスチャンスに結びつけたアグリビジネスなどを推進する。

< 「食」の安全・安心と食生活・食文化を支える産業の育成 >

生産・加工・流通・消費の各段階の関係者による食品の安全性に関する推進体制を整備するとともに、生産者（事業者）、消費者の両面から取り組みを進める。

生産者サイドからは、安全な食品を安心できるルートで消費者に供給する観点から、「地産地消」を一層推進するとともに、「ひょうご安心ブランド農産物」の認定・普及拡大や「兵庫ブランド」の認定・定着など県産食材のブランド化を進める。また、「兵庫県食品衛生管理プログラム」制度の認定拡大や食品関連中小企業への衛生管理、品質管理等への支援等を行い、食生活・食文化を支える産業としての育成を強化する。

消費者サイドからは、生活科学センター「食の安全・安心相談室」による消費者への適切な助言、情報提供、食品衛生監視・JAS法検査との連携等を行うとともに、消費者団体と連携して「リーダー養成講座」や「消費者セミナー」等を開催し、消費者意識の高揚等を進める。

残り3年間で重点的に取り組む事業

アグリライフ推進大作戦の展開

- ・県民誰もが気軽に実践できるアグリライフを推進するために、次の三つの目標（目標平成18年度）を掲げて、アグリライフ推進大作戦を全県的に展開する。

市民農園面積倍増作戦（目標170ha） アグリライフ・リーダー2000人育成作戦、

アグリライフ交流人口1000万人作戦

アグリ・チャレンジャー支援事業

- ・農業生産を核として、加工・流通・情報・交流等に取り組むアグリビジネスを推進するための各種施設等の整備に対して支援を行う。

「ひょうご安心ブランド認定制度」の推進

- ・「ひょうご安心ブランド農産物」などの認定拡大を進め、ブランド化を推進する。

「食」の安全・安心相談室の設置と消費者活動への支援

- ・消費者からの「食」に関する相談・苦情に対する助言や情報提供を行う「食」の安全・安心相談室を設置するとともに、「食」に関するセミナー等を開催する。

食品事業者への対策

- ・兵庫県版HACCP認定制度の拡充強化や食品安全機器導入促進貸付の創設などの対策を行う。

食品の監視体制の強化

- ・「食」の安全・安心に関する監視体制の充実強化を行い、「食」の安全・安心相談室からの通報等に迅速に対応できるよう連携強化を図る。

地域資源を活かしたツーリズムの推進

現状と課題

明石海峡大橋の開通や神戸ルミナリエ、淡路花博ジャパンフローラ2000の開催等の効果により被災地の観光入込客数は、平成10年度から震災前の水準を上回っている。

特に、「神戸ルミナリエ」は、震災犠牲者への鎮魂と街の復興・再生への希望を託し、震災の記憶を未来に語り継ぐイベントとして、平成7年度以降、毎年12月に開催され、神戸の冬の風物詩として定着し、他府県からも多くの来場者が訪れている。その一方で、事業を継続的に実施していくための安定的な財源の確保が課題となっている。

また、「宝塚映画」の実績を見直し、市民ぐるみで始まった「宝塚映画祭」や、震災で被害を受けた酒蔵等を美術館やレストランとして再整備した灘五郷や西宮・酒蔵通りの取り組みなど、地域独自の文化資源等のツーリズム資源を活かした集客促進の取り組みが見られる。

こうした中、幅広い観点から集客を進めるツーリズム振興という視点からの取り組みが重要になってきており、被災地をはじめ県内のツーリズム振興にあたり、今後10年間の指針となる「ひょうごツーリズムビジョン」を平成14年4月に策定した。

さらに、震災発生直後から現在までの姿を迫力ある映像や被災者等から提供された貴重な資料等で伝える「人と防災未来センター」（H14.4開館）や、新長田地区の商店街による修学旅行生向けの震災体験学習の取り組みなど、震災の経験と教訓を、全国の多くの修学旅行生や観光客等に伝えていく取り組みも始まっており、これらの取り組みを、まちのにぎわいや地域の活性化にいかにつなげるかが課題となっている。

[関連データ]

観光入込客数

(単位：千人、%)

年 度	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13
被災地 合 計	72,561 (100)	64,921 (89.5)	47,109 (64.9)	61,855 (85.2)	63,726 (87.8)	83,787 (115.5)	77,196 (106.4)	78,823 (108.6)	73,911 (101.9)
神 戸	27,500 (100)	22,150 (80.5)	12,280 (44.7)	21,130 (76.8)	22,710 (82.6)	25,130 (91.4)	26,310 (95.7)	25,250 (91.8)	27,670 (100.6)
阪神地域	28,901 (100)	27,722 (95.9)	22,033 (76.2)	25,821 (89.3)	26,686 (92.3)	27,607 (95.5)	27,878 (96.5)	28,361 (98.1)	27,837 (96.3)
明石三木	7,270 (100)	7,163 (98.5)	6,787 (93.4)	7,875 (108.3)	7,097 (97.6)	8,075 (111.1)	7,981 (109.8)	7,902 (108.7)	8,057 (110.8)
淡路地域	8,890 (100)	7,886 (88.7)	6,009 (67.6)	7,029 (79.1)	7,233 (81.4)	22,975 (258.4)	15,027 (169.0)	17,310 (194.7)	10,347 (116.4)

(観光客動態調査)

神戸ルミナリエの来場者数

(単位：万人)

年 度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13
来場者数	254	385	473	516	516	474	519

(神戸ルミナリエ組織委員会調べ)

残り3か年の施策の基本方向

< 震災復興のシンボルイベントとしての神戸ルミナリエの継続的な実施 >

震災復興のシンボルイベントであり、被災地における観光入込客数においても大きなウェイトを占めている神戸ルミナリエについては、ツーリズム産業の復興、地域経済の活性化等につながるため、新たな事業展開の検討や財源の確保など、今後とも継続的に事業を実施していくための方策を検討する。

< 地域資源を活かしたツーリズム振興 >

被災地には、歴史や文化、自然、地場産業など多彩な地域資源を有していることから、宝塚映画祭の推進や酒蔵地域のまちづくり、地場産業や最先端技術などを活かした産業ツーリズムの推進など、多彩なツーリズム資源を活用したツーリズム振興を図っていく。また、都市と農山漁村の交流を進めるとともに、被災地の集客促進を図るため、被災地と農山漁村との交流によるグリーン・ツーリズム、エコ・ツーリズムを推進するための拠点づくりを進めるとともに、海や漁港・漁村での新たな楽しみ方、過ごし方をブルー・ツーリズムとして、広く県民に提案する。

< 「震災の経験と教訓」の発信による戦略的なツーリズム振興 >

震災の経験と教訓を発信する「人と防災未来センター」や神戸東部新都心に形成しつつある国際防災・人道支援拠点等を広く内外に向けて積極的にPRするとともに、新長田地区の商店街に見られるような震災体験の情報発信と商業活性化をミックスした取り組みを幅広く展開するなど、「震災の経験と教訓」を全国に向けて発信し、それを目掛けて、全国から修学旅行生をはじめ観光客や防災関係者・研究者等が集まってくるような戦略的なツーリズム振興を図っていく。

残り3年間で重点的に取り組む事業

神戸ルミナリエ

- ・震災犠牲者の鎮魂と街の復興・再生への希望を託して開催する「光の彫刻」。

ひょうごツーリストインフォメーションデスクの運営支援など国際ツーリズムの推進

- ・国際ツーリスト受入のための環境づくりを進め、外客誘致を図るため、海外向け宣伝活動の実施、外客受け入れ体制の整備等を進める。

体験・交流型ツーリズムの推進

- ・多彩な体験・交流型ツーリズムを推進するため、複数の市町にまたがる広域的な地域における連携の仕組みづくり、情報集約・発信、プロモーション等の事業計画を募集し、支援する。

産業ツーリズムの推進

- ・地場産業や最先端技術など魅力的な資源（産業）の掘り起こしやツーリストへの情報提供を行う産業ツーリズム・アドバイザーを設置する。また、阪神・淡路百名所を活用し、産業ツーリズムのモデルルートの設置等を行う。

グリーン・ツーリズムの推進

- ・農山漁村地域に出かけ農林水産業体験等を行うグリーンツーリズムバスや、滞在型市民農園の活用等により、農林水産業の体験・交流を推進する。

エコ・ツーリズムの推進

- ・エコツーリズムバス等を活用し、環境関連施設での学習機会や自然環境等にふれる機会を提供する。

ブルー・ツーリズムの推進

- ・漁業体験学習や豊かな自然とのふれあい等地域資源を活かした豊かさややすらぎが実感できる交流を推進する。

温泉を活用した地域魅力づくりの推進

- ・温泉地の新たな魅力の発掘、活性化方策の検討などを実施し、阪神・淡路百名所の温泉地をはじめ、温泉を活用した地域の魅力づくりを進める。

観光ホームページにおけるトップセールスによる情報発信

- ・本県の観光ホームページ「ひょうごツーリズムガイド」において、トップセールスにより、動画配信で兵庫の魅力を発信する。

宝塚映画祭の推進

- ・映画を愛好する市民が集まって計画し、映画上映、コンクール、シンポジウム等を行う。

ひょうご教育旅行誘致促進事業

- ・農業や漁業、ものづくり体験のできる県下の教育学習施設を活用して、総合的な学習時間への対応や修学旅行等の誘致を促進する。

(4) 災害に強く、安心して暮らせる都市づくり
 ~ 震災の経験と教訓の継承・発信 ~

地域の防災力を高める安全・安心なまちづくり

現状と課題

震災後、市町と連携して自主防災組織の育成を支援した結果、兵庫県の自主防災組織の組織率が3倍以上にアップした。また、希望者に住宅の耐震診断を行う「わが家の耐震診断推進事業」を平成12年度から実施し、自主防災組織の協力を得ながら、住まいの安全への意識を高めつつ、耐震化の促進を図っている。

今後は、自主防災組織の組織率の低い地域の組織率の向上や、自主防災組織の活動の活性化を図る必要がある。

また、災害時の救援・救助活動等の基地となる「広域防災拠点」の整備を進めており、平成11年3月に西播磨ブロック拠点、平成13年8月に但馬ブロック拠点が供用開始されたのに続き、県域の総合的な防災拠点となる三木震災記念公園（仮称）の整備を進めている。

さらに、震災の経験と教訓を踏まえ、淀川水系から阪神地域の諸河川に水を導水する「阪神疏水構想」を進めており、平成12年度から神戸市等でモデル実験に取り組んでいる。また、六甲山麓地域の市街地に隣接する山腹斜面一帯を一連の防災樹林帯として整備する「六甲山系グリーンベルト整備事業」も進めているが、これらの事業への長期的かつ着実な取り組みを行う必要がある。

[関連データ]

自主防災組織の組織率

(単位：%)

区分	H7.4	H8.4	H9.4	H10.4	H11.4	H12.4	H13.4	H14.4
組織率	27.4	34.3	51.0	62.4	66.5	76.9	87.5	91.2

(兵庫県消防課調べ)

わが家の耐震診断推進事業の実績

(平成14年3月現在)

区分	棟数	戸数
戸建て住宅	8,517	8,288
長屋	136	512
共同住宅	587	19,632
合計	9,240	28,432

(兵庫県建築指導課調べ)

残り3か年の施策の基本方向

< 自主防災組織の充実と活動の活性化 >

住民が自らの安全を確保し、「自分たちのまちは自分たちで守る」ための防災活動をより促進できるよう、自主防災組織の組織率の低い地域における組織率の向上や自主防災組織と消防団などの団体との連携、地域防災を支える人づくりの推進、安全・安心コミュニティ・ファイルづくりの支援等により平時からの組織活動の活性化を図る。

< 住宅や公共施設の耐震化の推進 >

震災の教訓として、日常的に建築物の防災性の維持に努め、災害に強い環境を形成していくため、耐震診断制度などとの連携を考慮して、民間住宅や公共施設に対する耐震補強の取り組みを計画的に推進する。

特に、災害時の救援・救助の拠点や応急的な避難所としての役割を果たす警察署、病院、学校施設等県有施設については、重点的に耐震化に取り組んでいく。

< 広域防災拠点の整備促進 >

三木震災記念公園（仮称）内において、学習・訓練ゾーンの消防学校等学習・訓練施設や緊急消防援助隊広域訓練拠点施設については、平成15年度一部完成、総合防災公園ゾーンの陸上競技場など各種運動施設については、平成17年度オープンを目指して整備を進める。

< 六甲山「水と緑の回廊」の形成に向けた取り組みの推進 >

阪神疏水構想の推進にあたっては、事業評価のためのデータ収集や住民ニーズの把握、地域のイベントを活用したPR活動などに努めながら、住民の参画と協働による水と緑のまちづくりを進めていく。また、六甲山系グリーンベルト整備事業については、引き続き、山腹基礎工や樹林帯の整備を進めるとともに、行政と地域の人々が一体となって、安全で緑豊かな生活環境を守り、育てることができる参画と協働のシステムづくりを進める。

なお、長期的な取り組みが必要なこれらの事業については、復興計画期間終了後も引き続き取り組んでいく。

< 「安全・安心」を確保するための都市基盤の着実な整備 >

「山手ふれあいロード構想」のもと、住民参加による環境、福祉、景観に配慮した道づくりや交流事業を進める都市計画道路「山手幹線」や、緊急時における代替性を備えた都市高速道路ネットワークの形成に不可欠な大阪湾岸道路西伸部（阪神高速道路湾岸線8・9期）など、震災の経験と教訓を踏まえ、「安全・安心」を確保するための都市基盤の着実な整備を図っていく。

< 災害時における緊急交通路の確保 >

災害時に救助活動や救援物資等の輸送を円滑に行うため、高速道路及び高速道路と市役所等を結ぶ一般道路を緊急交通路として指定しており、災害発生時には一般車の通行を制限し、救助・救援活動専用道路として活用する。

なお、山手幹線についても緊急交通路の指定を検討していく。

残り3か年で重点的に取り組む事業

自主防災組織の育成支援

- ・自主防災活動の充実強化の取り組みを総合的に支援するとともに、地域防災を支える人づくりを推進し、地域防災力の向上を図る。

被災建築物応急危険度判定制度の推進

- ・被災建築物応急危険度判定制度に基づく判定士の養成を推進する。

(5) 多核・ネットワーク型都市圏の形成
 ~ 復興市街地整備の推進とまちのにぎわいづくり ~

土地区画整理事業、市街地再開発事業の早期完成と未着工地区の対応

現状と課題

被災市街地の復興を図るため、復興土地区画整理事業及び復興市街地再開発事業を実施している。

復興土地区画整理事業では、既に20事業地区すべてで工事着手、8割以上が仮換地指定されており、復興市街地再開発事業でも、14事業地区すべてで管理処分計画が決定しているなど、概ね順調に推移しているものの、地権者の権利調整等のため、地区によって事業の進捗に格差が生じている。

また、事業地区内では、土地利用がなされていない空き地が見受けられたり、事業中の商業機能の低下等によって、まちのにぎわいが回復しない状況が続いており、まちのにぎわいの確保が課題となっている。

[関連データ]

復興土地区画整理事業の仮換地指定率

(単位：%)

区分	H9.3	H10.3	H11.3	H12.3	H13.3	H14.11
仮換地指定率	9	28	45	56	73	88

(兵庫県市街地整備課調べ)

< 地区別の進捗状況 >

(神戸市)	・森南	第一地区 97%	第二地区 97%	第三地区 85%
	・六甲道駅西	西地区 100% (完了)	北地区 96%	
	・松本	96%		
	・御菅	東地区 100%	西地区 93%	
	・新長田・鷹取	新長田駅北地区 78%	鷹取東第一地区 100% (完了)	
		鷹取東第二地区 84%		
	・湊川町1・2丁目	100% (完了)		
	・神前町2丁目北	100% (完了)		
(芦屋市)	・芦屋西部	第一地区 97%	第二地区 94%	
	・芦屋中央	100% (完了)		
(西宮市)	・森具	100% (完了)		
	・西宮北口駅北東	95%		
(尼崎市)	・築地	90%		
(北淡町)	・富島	57%		

復興市街地再開発事業の管理処分決定率

(単位：%)

区分	H9.3	H10.3	H11.3	H12.3	H13.3	H14.11
管理処分決定率	19	39	51	55	55	71

(兵庫県市街地整備課調べ)

< 地区別の進捗状況 >

(神戸市)	・六甲道駅南	第1地区 100% (建築工事完了)	第2地区 100%	第3地区 100% (建築工事完了)	第4地区 100%
	・新長田駅南	第1地区 69%	第2地区 64%	第2-B地区 24%	第2-C地区 58%
		第3地区 39%	第3地区 (大橋4地区) 100%		
(西宮市)	・西宮北口駅北東	100% (建築工事完了)			
(宝塚市)	・宝塚駅前第2工区 (花のみち)	100% (事業完了)			
	・売布神社駅前	100% (事業完了)			
	・仁川駅前	100%			

残り3か年の施策の基本方向

< 復興市街地整備事業のさらなるスピードアップ >

住民やまちづくり協議会等の理解を得ながら、復興土地区画整理事業・復興市街地再開発事業の早期完了をめざし、さらなるスピードアップに努める。

復興土地区画整理事業については、早期の仮換地指定率100%到達及び平成16年度の概成を目指して取り組み、平成17年度以降の早期の換地処分につなげる。特に、進ちよくの遅れている北淡町・富島地区については、定期的な進捗会議を開催するなど、住民の理解や合意を得ながら、事業の着実な進捗を図っていく。

復興市街地再開発事業については、事業未完了地区（六甲道駅南、新長田駅南、仁川駅前）の事業促進を図る。特に、新長田駅南地区については、事業計画・管理処分計画が未決定の工区において、まちづくり協議会や地権者等と精力的に協議・調整や計画の弾力的な見直しなどを行いながら、早期工事着手・完成を図る。

< 復興市街地整備事業地区におけるにぎわいの確保 >

土地利用の進んでいない土地区画整理事業地区における住宅建設・購入を促進するとともに、事業進ちよくに時間を要している市街地再開発事業地区における商業施設の早期定着を図るため、再開発ビルの保留床等のさらなる利用促進を図るなど、事業期間中も含めた、まちのにぎわいの確保に努める。

< 復興市街地整備事業の経験の継承と情報発信の推進 >

今年度実施している復興市街地整備事業の分析調査結果等を踏まえ、震災後から取り組んできた復興市街地整備事業の経験を活かして、今後の市街地整備やまちづくりを進めていくとともに、全国に情報発信していく。

残り3か年で重点的に取り組む事業

被災市街地復興土地区画整理事業地区内土地利用促進事業[復興基金]

- ・対象地区内に新たに住宅建設等をする者に対して利子補給する。

復興市街地再開発商業施設等入居促進事業[復興基金]

- ・商業施設等として保留床を取得するための資金融資に対する利子補給や賃借に対する家賃補助を行う。

復興土地区画整理事業

- ・防災空間ともなるゆとりある生活空間や公共施設等を整備し、住環境を向上させる。
 - （神戸市）森南、六甲道駅西（北地区）、松本、御菅、新長田・鷹取（新長田駅北地区、鷹取東第二地区）
 - （芦屋市）芦屋西部
 - （西宮市）西宮北口駅北東
 - （尼崎市）築地
 - （北淡町）富島

復興市街地再開発事業

- ・道路・公園等の公共施設の整備や不燃化共同建築物の建設を行うことにより、快適・健全で防災性の高い都市環境を整備する。
 - （神戸市）六甲道駅南、新長田駅南
 - （宝塚市）仁川駅前

復興土地区画整理事業の進捗状況

(H14.11.1)

都市名	地区名	面積 (ha)	都市計画 決定年月	事業計画 決定年月	仮換地指定 開始年月	工事着工 年 月	換地処分 完了予定	仮換地 指定率
神戸市	森南	16.7	H7.3	H9.9 (第一地区)	H10.3	H10.4	H15.3	97%
				H10.3 (第二地区)	H10.11	H10.12	H15.3	97%
				H11.10 (第三地区)	H12.5	H12.6	H16.3	85%
	六甲道駅西	19.7	H7.3	H8.11 (北地区)	H9.2	H9.3	H15.3	96%
	松本	8.9	H7.3	H8.3	H8.11	H8.12	H15.3	96%
	御菅	10.1	H7.3	H8.11 (東地区) H9.1 (西地区)	H9.10 H10.1	H9.10 H10.1	H15.3 H15.3	100% 93%
新長田・鷹取	87.8	H7.3	H8.7 (新長田駅北地区)	H9.1	H9.1	H16.3	78%	
			H9.3 (鷹取東第二地区)	H9.9	H9.9	H15.3	84%	
芦屋市	芦屋西部	21.0	H7.3	H10.5 (第一地区)	H11.8	H11.8	H15.3	97%
				H10.3 (第二地区)	H11.3	H11.3	H15.3	94%
西宮市	西宮北口駅 北東	31.2	H7.3	H8.11	H9.10	H9.10	H18.3	95%
尼崎市	築地	13.7	H7.8	H7.12	H9.2	H9.3	H17.3	90%
北淡町	富島	20.9	H7.3	H8.11	H9.12	H10.1	H17.3	57%

「仮換地指定」とは、土地区画整理事業において、従前の土地に代わって、仮に使用収益をすることができる土地を施行者から指定されること。

復興市街地再開発事業の進捗状況

(H14.11.1)

都市名	地区名	面積 (ha)	都市計画 決定年月	事業計画 決定年月	管理処分計 画決定年月	建築工事 着工年月	建築工事 完了予定	管理処 分計画 決定率
神戸市	六甲道駅南	5.9	H7.3	H10.8 (第2地区)	H12.3	H10.11	H16.3	100%
				H10.3 (第4地区)	H11.3	H10.5	H15.8	100%
	新長田駅南	20.1	H7.3	H8.10 (第1地区)	H9.8	H9.8	H16.3	69%
				H9.1 (第2地区)	H10.1	H9.5	H16.3	64%
				H11.1 (第2-B地区)	H14.8	H14.9	H16.3	24%
				H12.1 (第2-C地区)	H13.12	H13.2	H16.3	58%
				H9.10 (第3地区)	H10.8	H11.1	H16.3	39%
H11.10 (大橋4地区)	H12.3	H12.5	H16.3	100%				
宝塚市	仁川駅前	1.6	H7.3	H9.6	H10.3	H11.5	H15.3	100%

「管理処分」とは、市街地再開発事業において、事業区域内の建物や土地をいったん買収し、その買収代金に変えて、新しい建物等の所有権等が与えられること。

まちのにぎわいづくりの推進

現状と課題

被災地においては、住民主体による復興まちづくりを進めるため、多くの地域でまちづくり協議会等が結成され、市街地復興におけるまちづくり活動の中心的な役割を果たしてきた。こうしたまちづくり協議会等の取り組みに対して、アドバイザーやコンサルタントの派遣等の支援を行う「復興まちづくり支援事業」も活発に活用されているが、今後の成熟社会におけるまちづくりの主たる担い手として、引き続き、まちづくり協議会等の活動を支援していく必要がある。

また、急速なモータリゼーションの進展や消費者のライフスタイルの多様化、人口の郊外への移転等に伴い、市街地の中心部における店舗数の減少や空き店舗の増加、大型店の退店など商業機能の空洞化が深刻化しつつある。このような中心市街地の活性化を図るため、中心市街地活性化法に基づく「タウンマネジメント機関(TMO)」が被災地各地で設立されるなど、中心市街地活性化の取り組みも動き出している。

一方、震災や景気低迷の影響等により、被災地における人口構成や土地利用等の地域構造が変化したことなどから、市街地には有効に活用されていない空き地や駐車場が散在しており、景観や防災、にぎわい等の面からも問題となっている。

中心市街地活性化法（「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」 空洞化が進行している中心市街地の活性化を図るため、関係省庁が連携し支援措置を講じるもので、中核的商業施設・駐車場整備等の建設費補助、無利子融資、空き店舗の家賃補助等の支援を行う）

タウンマネジメント機関(中心市街地活性化法に基づき、商店街のテナント誘致や店舗配置等の事業を実施し、まちの運営をプロデュースする機関)

[関連データ]

復興まちづくり支援事業の支援件数

(単位：件)

年 度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13
件数(累計)	141	290	465	659	890	1,067	1,181

(兵庫県課長(都市政策担当)調べ)

まちづくり事業完成後のまちづくり協議会の存続意向

(H14.6)

存 続	30.9%
自治会等に移行	29.1%
解 散	14.5%
未 定	16.4%
そ の 他	9.1%

55 団体

(兵庫県復興企画課調べ)

長田・須磨地区における空地率の推移

全体的にみると、空地率は順次低くなってきているが、土地区画整理事業地区では、事業の進捗に伴う住宅の移動、解体等により、1999年から2000年にかけて一度高くなり、その後、また低下している。

< 調査時期別空地率 >

区 分	A 須磨区 養老町一丁目	B 長田区 戸崎通三丁目	C 長田区 大池町一丁目	D 長田区 若松町十丁目	E 長田区 駒ヶ林三丁目
1995年2月	42.8%	89.8%	96.5%	88.6%	44.7%
1995年8月	27.6%	63.8%	65.1%	53.0%	30.4%
1995年11月	21.4%	55.0%	62.1%	52.2%	24.6%
1996年2月	14.8%	52.8%	61.8%	51.5%	22.5%
1996年7月	10.5%	43.8%	55.4%	50.8%	19.8%
1998年5月	8.3%	57.7%	66.4%	18.1%	10.1%
1999年6月	4.2%	36.2%	65.6%	19.9%	4.3%
2000年12月	4.4%	59.2%	61.7%	46.5%	7.1%
2001年12月	4.2%	26.8%	22.0%	29.6%	6.0%

B、C、D地区が土地区画整理事業地区

三宮北部地区における店舗数の変化

北野坂では建物の被害は軽微であったことや下山手通りの建物再建が早く進行したことにより、現在は復興を意識しないまでに至っている。一方、東門街では、中央部において放置建物や仮設建物、空地が残存する状況に変化がない。着実に店舗数は増加してきたが、建物復興に比べると、そのペースは遅い。特に、東門街の店舗数（調査地区内）は、平成6年時点の81.3%である。

(単位：件、%)

年度	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13
下山手	790 (86.9)	909 (100.0)	898 (98.8)	659 (72.5)	720 (79.2)	746 (82.1)	759 (83.5)	782 (86.0)	814 (89.5)
北野坂	456 (92.9)	491 (100.0)	474 (96.5)	458 (93.3)	489 (99.6)	489 (99.6)	468 (95.3)	491 (100.0)	489 (99.6)
東門街	663 (93.2)	711 (100.0)	714 (100.4)	457 (64.3)	529 (74.4)	561 (78.9)	573 (80.6)	587 (82.6)	578 (81.3)
合計	1,909 (90.4)	2,111 (100.0)	2,086 (98.8)	1,574 (74.6)	1,738 (82.3)	1,796 (85.1)	1,800 (85.3)	1,860 (88.1)	1,881 (89.1)

灘区南東部における空地・駐車場の推移

空地・駐車場が震災以前に比べて増加しているとともに、人口回復が遅れているエリアでは、空地・駐車場が著しく増加し、空地の「細切れ化」が目立って進行している。

< 空地・駐車場の推移（町丁目の人口指数別） >

区 分	人口回復が遅れているエリア			人口回復が進んでいるエリア		
	95年1月 A	01年8月 B	増減指数 B/A*100	95年1月 A	01年8月 B	増減指数 B/A*100
空地等の敷地数	222	384	173.0%	185	224	121.1%
空地等の面積(m ²)	36,063	45,531	126.3%	28,980	33,577	115.9%
面積/敷地数(m ²)	162.4	118.6	73.0%	156.6	149.9	95.7%

人口回復が遅れているエリア：1995年1月（震災直前）の人口を100とする2001年10月の指数が100未満

人口回復が進んでいるエリア：同100以上

(出所：(財)阪神・淡路大震災記念協会「街の復興カルテ 2001年度版」)

残り3か年の施策の基本方向

< 復興まちづくりと一体化したまちのにぎわいづくり >

震災により失われたまちのにぎわいを取り戻すため、まちづくり協議会やまちづくりNPO等による復興まちづくりの取り組みが持続・発展していくように、引き続き支援していくとともに、再開発商業施設への入居促進や多彩なイベントの開催など、復興まちづくりと商業活性化が一体化した、まちのにぎわいづくりの取り組みを積極的に支援する。

< まちづくり協議会を中心とした自律的なまちづくりの推進 >

震災以降、復興まちづくりの中心的な担い手として重要な役割を果たしてきたまちづくり協議会等については、将来においても、まちづくりの中心的な担い手としての役割が期待されることから、今後の一般のまちづくり活動に対して、現在実施している「まちづくり支援事業」を活用して、引き続き支援していく。

< 中心市街地の活性化の推進 >

中心市街地活性化法等の枠組みを最大限に活かし、地域に応じた支援メニューの効果的な活用や、TMO（タウンマネジメント機関）が中心市街地活性化の中心的な担い手としての機能を発揮できるようなきめ細かな支援を行う。

< 空き地の活用等によるまちのにぎわいの創出 >

イベント・行事の開催等による空き地の暫定活用や、空き地の緑化など「花・緑」による景観形成、地域の自然や歴史的資源等のまちの再発見の取り組み等を行い、まちのにぎわいを創出する。

残り3か年で重点的に取り組む事業

復興まちづくり支援事業[復興基金]

- 被災市街地における住民主体の市街地復興のまちづくりを支援するため、アドバイザーやコンサルタントの派遣、まちづくり活動への助成を行う。

被災地商店街等にぎわい創出イベント事業[復興基金]

- 商店街・小売市場が実施する地域と一体となったイベントの継続実施を支援する。

被災地“花・緑いっぱい”推進事業[復興基金]

- 住民団体等による花づくり活動や空き地の緑化活動に助成する。

被災地空き地活用パイロット事業[復興基金]

- まちづくり協議会、自治会、商店街組合、グループ等が空き地を活用して、まちの賑わい創出をする活動に助成する。

まちの再発見運動[復興基金]

- 自治会、老人クラブ、子ども会等による、地域の自然や歴史的資源等のまちの再発見の取り組みを支援する。

被災宅地危険度判定制度の推進

- ・被災宅地危険度判定制度に基づく判定士の養成を推進する。

住宅の耐震改修の推進

- ・わが家の耐震診断推進事業や、住宅耐震改修促進利子補給制度等を活用し、耐震改修の促進を図る。

県有施設耐震化の推進

- ・災害時には応急対策活動拠点や、被災者の救護、避難所としての重要な役割を担う県有施設の耐震化の観点からの改修・改築工事等を計画的に推進する。

災害広域支援体制の推進

- ・被災自治体への行政職員の派遣や災害救援専門ボランティア制度の推進、初動チームの編成等を行う。

三木震災記念公園（仮称）の整備

- ・震災の教訓を踏まえ、安全とゆとりを基調とした県域の総合的な防災拠点、また平時には地域の優れた自然環境を活かした県民のスポーツ・レクリエーションの拠点として、学習・訓練ゾーン及び総合防災公園ゾーンの整備を進める。

阪神疏水構想

- ・自己水源の乏しい阪神地域において、淀川水系から阪神地域の諸河川に水を導水し、火災や大地震等の非常災害時には「防災用水」の供給源として活用するとともに、平常時には「環境用水」として水と緑豊かな潤いのある水辺空間の形成を目指す。

六甲山系グリーンベルト整備事業

- ・六甲山麓地域の土砂災害に対する安全性を高めるとともに、緑豊かな都市環境及び自然環境や景観の保全・創出を図るため、市街地に接する山麓から山腹までの斜面に一連の防災樹林帯を形成する。

山手ふれあいロード構想の推進

- ・阪神間の都市をつなぐ山手幹線を「創造的復興のシンボルロード」として位置づけ、沿線の文化・歴史施設を活用したネットワークの形成、災害時には緊急車両専用道路となる緊急交通路や、都市内の貴重なオープンスペースとしての機能を持つポケットパークの整備と有効活用など、ハード・ソフト両面からの構想を推進する。

大阪湾岸道路西伸部（阪神高速道路湾岸線 8・9 期）の整備推進

- ・大阪湾岸道路西伸部として、阪神高速道路湾岸線 8・9 期（六甲アイランド～名谷ジャンクション間約 21 キロ）の早期整備を推進する。

実戦的な防災体制の構築

現状と課題

震災を教訓に、県地域防災計画を全面的に見直すとともに、災害対策活動の中核拠点として、全国自治体初の防災専用庁舎である「災害対策センター」を平成12年8月に開設し、24時間監視・即応体制を運営している。また、災害時の円滑な情報収集・処理を図る「災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）」の運用を平成8年9月から開始し、防災関係機関との情報の共有化を図っている。さらに、防災関係機関の災害対応能力の向上を図るため、市街地型訓練など実戦的な防災訓練を展開している。

今後は、市町をはじめ消防、警察、自衛隊などの関係機関と一層密接に連携し、防災通信体制の強化や津波災害対策の充実など、実戦的な防災体制づくりを進める必要がある。

また、神戸東部新都心には、大規模な災害に対応できるよう、災害救急医療システムの中核施設として、県立災害医療センター（仮称）を平成 15 年 8 月の開設に向けて整備中であるが、このセンターを核とした災害救急医療システムの整備を進める必要がある。

[関連データ]

災害対策センターの施設概要

- < 所在地 > 神戸市中央区中山手通（兵庫県庁北向かい）
- < 施設規模 > 地上 6 階、地下 1 階 敷地面積 1,508.23m² 延床面積 4,133.95m²
災害対策本部室、災害対策本部事務局室、宿直室、放送室 等
- < 特 徴 > いかなる自然災害に対しても対応可能（風水害、阪神・淡路大震災クラスの地震にも耐える耐震構造）ライフライン途絶時にも機能が確保できる多重化した設備、災害対策関連の諸施設が完備。

災害待機宿舎の施設概要

- < 目 的 > 震災を教訓とし、災害発生時における職員の迅速な対応を図るため、県庁近辺に災害待機宿舎を整備した。
 - ・湊川宿舎 50 戸
 - ・北長狭宿舎 16 戸
 - ・下山手宿舎 10 戸

災害対応総合情報ネットワークシステムの概要

- < 運用開始 > 平成 8 年 9 月
- < 防災端末設置数 > 344 台
- < 主なシステム > 観測情報収集、即時被害予測、被害情報収集、地図情報、映像情報、災害対応支援 等
- < 通信手段 > 兵庫情報ハイウェイ・県庁 W A N、衛星回線、地上無線、専用回線、I S D N 回線

残り 3 か年の施策の基本方向

< 防災情報システムの充実 >

被害予測をもとに、必要な要員・物資などの需給推計を行い、初動時の主要な応急対策の意思決定を支援する「災害対応支援システム」を運用するとともに、実戦的な訓練等を通じて検証し、その一層の充実に取り組む。

また、災害対応総合情報ネットワークの経年劣化などの問題も踏まえ、インターネットを活用したシステムへの改修に着手し、安定した防災情報システムの運営を確保するなど、災害情報の収集、分析、提供機能の充実強化を図っていく。

< 津波災害対策の推進 >

今世紀前半に発生するといわれている南海地震に備え、広域災害としての特性を踏まえた的確な対策を講じることができるよう、防災計画やマニュアルの充実を図る。また、津波防災訓練等を通じて関係機関との連携体制を強化するほか、津波災害に関するパンフレットの作成、講演会の開催などを通じて地域が一体となった体制づくりを促進していく。

< 県立災害医療センター（仮称）を核とした災害救急医療システムの整備 >

災害救急医療システムの中核施設として、平時には救命救急医療を広域的に提供するとともに、災害時には後方支援病院である日赤新病院と連携して、被災患者の受け入れや救護班の派遣等を行う県立災害医療センター（仮称）を整備する。

また、各2次保健医療圏域において初動体制の確立を図るため、地域災害救急医療マニュアルを策定するほか、災害拠点病院の耐震構造化、自家発電装置、ヘリポートの設置及びドクターヘリの導入等、災害救急医療システムの総合的な充実・強化を図る。

残り3か年で重点的に取り組む事業

災害対応総合情報ネットワークシステムの充実強化

- ・インターネット技術を活用した web システムへの改修を行うとともに、必要なハードウェアを導入する。また、実戦的な訓練等を通じて、災害対応支援システム等の機能の充実を図る。

津波災害対策の推進

- ・関係機関と連携し、南海地震の特性を踏まえた実戦的な救急・救助・搜索活動や物資備蓄・輸送対策等について、検討するほか、地域津波防災マニュアルの点検・充実、防潮鉄扉等の閉鎖や避難訓練等を行う。

県立災害医療センター（仮称）の整備

- ・県立災害医療センター（仮称、平成15年8月開設予定）を整備し、災害救急医療の提供、医薬品の備蓄等を行うほか、県立災害医療センター（仮称）内に広域災害・救急医療情報システムの情報指令センターを設置して、災害医療情報の収集・提供、医療機関への患者受け入れ要請、搬送機関への患者搬送要請を行う。

災害救急医療システムの整備

- ・県立災害医療センター（仮称）の整備を踏まえた災害救急医療システムの整備のために、医療、消防等関係者の連携体制の整備、平時からの県立災害医療センター（仮称）医師の同乗によるヘリコプター搬送の活用等搬送システムの充実、各二次保健医療圏域における初動体制確立のためのマニュアル策定等を行う。

防災の担い手づくりの推進

現状と課題

的確な災害対策を実施するには、防災に関する人材の育成、活用を図ることが重要であるため、ひょうご防災カレッジにおいて、県内の防災担当職員等を対象に防災に関する基礎知識を習得するための講座を開設しているほか、県民局単位で、県民を対象に地

域の災害特性を考慮した防災講演会を開催している。また、災害救援専門ボランティア（ひょうごフェニックス救援隊「HEART-PHOENIX」）を対象に、救助・救急、医療、介護など8つの分野で、分野ごとの専門研修を実施するとともに、市町と連携し、自主防災組織の活動を支える地域防災リーダーの養成を行っている。

さらに、人と防災未来センターにおいて、総合的・実戦的な防災の専門家の育成に着手するとともに、全国の地方公共団体、政府関係機関、公共機関の管理職員などを対象に災害対策専門研修を実施している。

今後は、こうした人材育成事業について、NPOなどが行う事業との連携も図りつつ、総合的・体系的に展開していく必要がある。

また、県立災害医療センター（仮称）の整備を踏まえ、医療以外の分野も含めた関係機関との連携体制の整備、災害医療従事者の体系的な研修、養成を行う必要がある。

残り3か年の施策の基本方向

< 総合的・体系的な防災に関する人材育成の推進 >

三木震災記念公園（仮称）における学習・訓練機能の整備、人と防災未来センターの人材育成事業の展開、さらには国やNPO等の動きを踏まえ、県内の防災・危機管理担当職員をはじめ、防災ボランティア、自主防災組織関係者、児童・生徒、住民等を対象とした総合的・体系的な人材育成に取り組んでいく。

また、県立災害医療センター（仮称）では、医師会等の協力やNPOとの連携等により災害医療従事者の確保を図るとともに、救急医療、災害医療の研修、人材養成を行う施設として、医師、看護師、救急救命士等医療従事者への専門研修、指導者養成研修を体系的に行う。

< 人と防災未来センターを活用した防災ボランティアや防災専門家の育成 >

現在、行政の防災担当職員等を対象とした災害対策専門研修において、ボランティアとの連携や、ボランティアコーディネートに関する講座を設けているが、さらに、団体・NPO等とも連携し、相互に交流・情報交換のできる研修システムを構築するとともに、子どもたちを対象とした防災学習プログラムを進める。

また、大規模災害時に総合的・実戦的な助言等のできる専門家の養成も行うほか、災害対策専門研修においては、自治体の首長等を対象とした危機管理能力の向上等を図るコースを開始する。

残り3か年で重点的に取り組む事業

総合的・体系的な防災に関する人材育成の推進

- ・地域における防災力の向上等を図るために「ひょうご防災カレッジ」の充実等を行う。

人と防災未来センターを活用した防災ボランティアや防災専門家の育成

- ・団体・NPO等とも連携し、相互に交流・情報交換のできる研修プログラムを構築するとともに、子どもたちを対象とした防災学習プログラムを開発する。

災害、救急医療に関する人材養成

・ 県立災害医療センター（仮称）において、医療系教育機関、神戸新都心に立地する関連機関と協力し、調査研究、医師、看護師、救急救命士等への教育、研修、訓練、災害時に指導的な役割を果たす人材の養成等を行う。

また、被災地への医療従事者の派遣、県立災害医療センター（仮称）の医療スタッフの確保、医療ボランティアの県内外での活動支援のために、医療関係団体、兵庫県災害救援専門ボランティア、団体・NPO等の関係団体、関係者と協力して、研修・訓練の実施、組織化、情報の提供等を行う。

国際防災・人道支援拠点の形成

現状と課題

阪神・淡路大震災の経験と教訓を後世に継承し、国内外の災害による被害の軽減に貢献するとともに、いのちの尊さや共生の大切さなどを世界に発信する人と防災未来センターは、平成14年4月の1期オープンに続き、平成15年春の2期開館に向けて整備を進めている。

人と防災未来センターが立地する神戸東部新都心には、アジア防災センター、国連地域開発センター防災計画兵庫事務所など国際的な防災機関等の集積が進んでいる。

今後、人と防災未来センターの機能を強化・充実するとともに、同センターを核に防災・人道支援関連機関のネットワーク体制の強化を図る必要がある。

[関連データ]

人と防災未来センターの施設概要

- < 整備場所 > 神戸東部新都心
- < 施設規模 > 地上7階地下1階、2棟、延床面積約 18,400 m²（1期-8,200 m²、2期-10,200 m²）
- < 施設機能 > ・ 大震災にかかる資料等の収集・保存・展示といのちの尊さの発信
・ 災害対策にかかる専門家の派遣及び実戦的な人材の育成
・ 災害対策に関する実戦面を重視した総合的な調査研究
・ 国内外の防災関係機関等との交流・ネットワーク
- < 開設時期 > 1期 平成14年4月27日、2期 平成15年春

防災関連施設の集積

- ・ **アジア防災センター**
H10.7 神戸東部新都心に開設。アジア地域レベルでの多国間防災協力を推進する中心機関として、防災情報の収集・提供や調査研究等を行う。
設置主体：(財)都市防災研究所
- ・ **国連地域開発センター防災計画兵庫事務所**
H11.4 神戸東部新都心に開設。災害に強い地域づくりのための計画技術の普及を目指し、自然災害に強い住まいと街づくりのための研究を行う。
- ・ **国連人道問題調整事務所アジアユニット**
H12.2 神戸東部新都心に開設。アジア地域の大規模災害発生時に、政府・国連機関等と連携し、迅速で効果的な国際的人道支援を調整する。

- ・国連人道問題調整事務所リリースウェブ神戸オフィス
H13.8 神戸東部新都心に開設。ニューヨーク、ジュネーブの事務所と連携して、24 時間体制で世界の最新災害情報を提供するウェブサイト管理運営している。
- ・地震防災フロンティア研究センター
H10.1 県立三木山森林公園内に開設。都市部を中心とする地震災害の軽減を目指す先導的な研究を行なう。
設置主体：独立行政法人防災科学技術研究所
- ・実大三次元震動破壊実験施設
H17 三木震災記念公園（仮称）内に完成予定。阪神・淡路大震災級の地震動を模擬し、実物大規模での建造物の破壊現象を解明する。
設置主体：独立行政法人防災科学技術研究所

残り3か年の施策の基本方向

< 人と防災未来センターの機能強化による震災の経験と教訓の継承・発信 >

人と防災未来センターの活動を広く国内外に強くアピールするとともに、集積しつつある国際的な防災関連機関と連携しながら、災害による被害の軽減や防災力の向上を目指し、本格的な活動を進める。

< 防災・人道支援関連機関のネットワーク体制の強化 >

人と防災未来センター、アジア防災センター、国連地域開発センター防災計画兵庫事務所、国連人道問題調整事務所等の国際防災関係機関の情報・連携ネットワークの構築や国際防災・人道支援協議会の設立支援などを行う。

また、県立災害医療センター（仮称）との救急医療にかかる教育・研修、及び現在建設中の三木震災記念公園の学習・訓練ゾーンとの情報交流や人材育成、調査研究について連携を図っていく。

残り3か年で重点的に取り組む事業

人と防災未来センターの整備・運営

- ・震災の経験と教訓を継承し、国内外の災害による被害の軽減に貢献し、いのちの尊さ、共生の大切さなどを発信していくとともに、実戦的な防災専門家の育成などを行う。

国際防災・人道支援拠点形成の推進

- ・国際防災・人道支援協議会の設立を支援し、国際的な防災・人道支援関係機関の一層の機能発揮を図る。

住宅再建支援制度の実現

現状と課題

超党派の国会議員の会（自然災害議連）が、平成 12 年 10 月に「法案骨子」を発表し、また、全国知事会でも検討が進められているほか、国土庁（現内閣府）の検討委員会が

平成 12 年 12 月に「住宅再建の公共性」を明記した報告書を発表した。

また、平成 14 年 2 月に、自民党有志議員から、全額公的資金による住宅再建支援制度の試案が示され、同試案が 6 月の自然災害議連の総会で了承されるなど制度実現に向けた取り組みが進められている一方で、7 月に中央防災会議において、従前の「地震保険や共済制度への加入による対処が基本」とする専門調査会の提言が了承されている。

[現在までの取り組み経緯]

- H7.10 兵庫県が住宅地震災害共済制度を提唱
- H8.7 自然災害に対する国民的保障制度を求める国民会議を創設、署名活動
- H9.2 国民会議が内閣総理大臣あて全国の約2,500万人分の署名を提出
- H9.3 兵庫県が総合的国民安心システム（案）を全国知事会に提案
- H10.5 被災者生活再建支援法が成立
- H12.10 「自然災害から国民を守る国会議員の会」が法案骨子を発表
- H12.12 被災者の住宅再建支援の在り方に関する検討委員会が、「住宅再建の公共性」を明記し、「共助の精神に基づく相互支援策について検討する必要がある」とした報告書を発表
- H14.2 自民党有志議員が全額公的資金による試案を提示
- H14.6 「自然災害から国民を守る国会議員の会」が総会で自民党試案を了承
- H14.7 中央防災会議において、私有財産の損失補填を公費で行うことは問題があり、「地震保険や共済制度への加入により対処することが基本」とした専門調査会の報告書を了承

残り 3 か年の施策の基本方向

< 住宅再建支援制度の実現に向けた取り組みの継続 >

東海地震、東南海・南海地震等の発生が危くされるなど、自然災害に関して国民の関心が高まっている中、被災者住宅再建支援制度の実現は喫緊の課題である。

そのため、住宅再建支援制度の創設にあたっては、「阪神・淡路大震災の教訓を生かした制度」「国民的なコンセンサスを得やすい制度」として、「共済」と「公費負担」を組み合わせた制度を基本として、早期実現に向け、引き続き取り組みを推進する。

残り 3 か年で重点的に取り組む事業

被災者住宅再建支援制度の早期実現に向けた取り組み

- ・震災の教訓を生かし、国民的なコンセンサスを得やすい制度の早期実現に向けた議論がさらに進展するよう、全国知事会等関係方面に引き続き、積極的に働きかけていく。

周年記念事業の推進

現状と課題

震災の悲しみや教訓を風化させることなく、社会の安全・安心に活かすため、住まい、生活、産業などの復興に向けた様々な取り組みや被災地の体験を、シンポジウム、イベント等の周年記念事業を実施することにより、国内外に情報発信している。

震災復興10周年を視野に入れた事業の取り組みや、今後の事業のあり方についての検討を行う必要がある。

[関連データ]

周年記念事業の形態別一覧

	1周年 (H8)	2周年 (H9)	3周年 (H10)	4周年 (H11)	5周年 (H12)	6周年 (H13)	7周年 (H14)
講演会	5	4	7	4	5	2	1
シンポジウム	26	29	26	23	29	17	16
コンサート	17	14	13	22	23	21	21
展示会	10	4	6	8	8	7	7
集い・交流会	14	14	21	12	16	23	18
合計	72	65	73	69	81	70	63

(兵庫県復興企画課調べ)

残り3か年の施策の基本方向

< 多様な参画による拡がりのある周年事業の展開 >

周年事業の実施にあたっては、多くの住民、団体・NPOなどが参画できるよう配慮し、拡がりのある事業の展開を行っていくとともに、震災の経験と教訓、被災地における10年間の創造的復興の取り組みと成果を全国に発信する10周年記念事業のあり方を検討していく。

< 震災の経験と教訓を継承・発信していくための取り組みの検討 >

震災の経験と教訓を継承・発信していくために、1・17ひょうごメモリアルウォークの実施のあり方の検討をはじめ、平成17年度以降の取り組みをどのような形で実施するのか検討を進める。

残り3か年で重点的に取り組む事業

阪神・淡路大震災周年記念事業(8・9周年)[復興基金(一部一般財源充当)]

・シンポジウムやイベントなど、震災の経験と教訓を発信する事業を実施する。

1・17ひょうごメモリアルウォーク

・「防災とボランティアの日」である1月17日に被災地内をともに歩き、終点では震災犠牲者への「追悼のつどい」を開催し、震災で学んだ経験と教訓を新しい兵庫づくりにつなげていく。

阪神・淡路大震災メモリアルコンサートの開催

・震災のあった1月17日に、コンサートを開催することで、犠牲者への追悼の意を表すとともに、復興に向けての希望の灯火とする。

阪神・淡路大震災10周年記念事業(仮称)の検討

・震災からの創造的復興を発信する10周年記念事業のあり方を検討していく。

復 興 事 業 一 覽

1.2.1 世紀に対応した福祉のまちづくり
 ~ 少子・超高齢社会における本格的な生活復興 ~

(1) 被災高齢者の見守り体制の整備

- SCS（高齢世帯生活援助員）による支援[復興基金]
- 地域見守りネットワーク会議の開催支援[復興基金]
- 高齢世帯生活援助員による電話訪問事業[復興基金]
- ラジオによる被災高齢者等への語りかけ事業[復興基金]
- 支援者の合同研修・交流会の開催[復興基金]
- 「まちの保健室」事業[復興基金]
- 災害復興公営住宅高齢者元気アップ活動支援事業[復興基金]
- 巡回型いきいき仕事塾の開設[復興基金]（再掲）
- 被災地域コミュニティプラザ設置運営事業[復興基金]（再掲）
- 復興住宅コミュニティプラザ活動支援事業[復興基金]（再掲）
- LSA（生活援助員）による支援
- 見守り推進員による支援（神戸市）
- 民生委員・児童委員による支援
- いきいき県住推進員による支援
- 交番相談員による支援
- 保健師・栄養士による支援
- 被災高齢者自立生活支援事業
- LSA活動強化事業
- ふれあいネット連絡会（神戸市）
- 小地域助け合いネットワーク（明石市）
- ほのぼのネットワーク（伊丹市）
- 被災者自立支援金の支給[復興基金]
- 生活復興資金貸付事業[復興基金]
- 震災復興広報強化事業[復興基金]
- 生活福祉資金貸付
- 生活支援委員会の運営
- 被災者への継続的な生活復興調査

(2) 被災高齢者の健康づくり・生きがいづくり

- まちの保健室事業[復興基金]（再掲）
- 災害復興公営住宅高齢者元気アップ活動支援事業[復興基金]（再掲）
- いきいき仕事塾の開催[復興基金]
- 巡回型いきいき仕事塾の開設[復興基金]
- いきいきネットワークの活動支援[復興基金]
- 地域活動ステーションの運営[復興基金]
- 活動情報サポーター[復興基金]（再掲）
- ラジオによる被災高齢者等への語りかけ事業[復興基金]（再掲）
- 地域活動推進講座の開催支援[復興基金]（再掲）
- 保健師・栄養士による支援（再掲）
- 健康コミュニティづくり推進事業
- 被災高齢者自立生活支援事業（再掲）
- 健康づくり自主グループ育成事業

(3) こころのケアの推進

- アルコールリハビリテーション支援事業[復興基金]
- こころのケア相談室の設置・運営
- こころのケア研究所の設置・運営
- こころのケア研究・研修センター（仮称）の整備
- 精神保健福祉センターの整備
- 教育復興担当教員の配置
- スクールカウンセラーの配置
- キャンパスカウンセラーの配置
- 教員のカウンセリング能力の向上
- 児童・生徒等に対するこころのケア（西宮市）
- 心のSOSキャッチ学校支援事業（神戸市）
- 震災遺児健全育成支援事業
- 震災遺児就学激励金支給事業（芦屋市）

(4) 住み続けたい住まいづくり

- 被災者住宅再建支援事業補助[復興基金]
- 被災者住宅購入支援事業補助[復興基金]
- 民間賃貸住宅家賃負担軽減事業[復興基金]
- 公営住宅特別交換（暫定入居）支援事業（退去時補修助成）[復興基金]
- 災害復興準公営住宅（建設事業補助）[復興基金]
- 住宅債務償還特別対策[復興基金]
- 民間住宅共同化支援利子補給[復興基金]
- 被災マンション建替支援利子補給[復興基金]
- 被災マンション共用部分補修支援利子補給[復興基金]
- 県・市町単独住宅融資利子補給[復興基金]
- 小規模共同建替等事業補助[復興基金]
- 隣地買増し宅地規模拡大支援融資利子補給[復興基金]
- 高齢者住宅再建支援事業補助[復興基金]
- 高齢者特別融資（不動産活用型）利子補給[復興基金]
- 大規模住宅補修利子補給[復興基金]
- 特定借上・特定目的借上公共賃貸住宅建設支援事業補助[復興基金]
- 被災者向けファミリー賃貸住宅建設促進利子補給[復興基金]
- 学生寄宿舎建設促進利子補給[復興基金]
- 被災者向けコレクティブ・ハウジング等建設事業補助[復興基金]
- ひょうごカムバックコール&メール事業[復興基金]
- いきいき県住推進員による支援（再掲）
- 若年世帯の優先入居
- 公営住宅入居希望者の入居促進
- 災害復興公営住宅の家賃対策
- 災害復興公営住宅に隣接した福祉施設の併設
- シルバーハウジングの供給
- 高齢者向け仕様住宅の整備
- ひょうご県民住宅復興ローン制度の推進
- 住宅金融公庫融資の活用
- 住宅復興助成基金の活用
- 優良建築物等整備事業による支援
- 個人住宅資金融資あっせん制度（神戸市）
- 民間賃貸住宅復興支援事業（尼崎市）
- いきいき下町推進協議会推進事業の展開（神戸市）
- 近隣住環境計画制度（インナー長屋制度の拡充）（神戸市）
- 災害復興グループハウスへの介護員・看護師の派遣
- フリーダイアルによる総合相談
- 震災復興総合相談センターによる相談
- 県外居住被災者支援情報提供事業
- 兵庫県に戻りたい被災者の登録制度

2. 世界に開かれた、文化豊かな社会づくり ～ 参画と協働の“創造的市民社会”づくり～

(1) 県民ボランティア活動への支援

- 災害復興ボランティア活動助成事業[復興基金]
- 被災地NPO活動応援貸付制度[復興基金]
- NPOと行政の協働会議[復興基金]
- 地域活動推進講座の開催支援[復興基金]
- 地域活動スキルアップ事業[復興基金]
- 地域活動見本市の開催[復興基金]
- 地域活動ステーションの運営[復興基金]（再掲）
- ひょうごコミ²ネットの管理・運営[復興基金]
- 災害復興公営住宅高齢者元気アップ活動支援事業[復興基金]（再掲）
- 被災地域コミュニティプラザ設置運営事業[復興基金]
- 復興住宅コミュニティプラザ活動支援事業[復興基金]
- 生活復興NPO情報プラザの運営[復興基金]
- フェニックス出会いの広場事業[復興基金]
- 地域活動コーディネーターの設置[復興基金]
- 活動情報サポーター[復興基金]
- 地域活動推進クラブの活動支援[復興基金]
- いきいき仕事塾の開催[復興基金]（再掲）
- 巡回型いきいき仕事塾の開催[復興基金]（再掲）
- いきいきネットワークの活動支援[復興基金]（再掲）
- 生きがいしごとサポートセンターの運営[復興基金]（再掲）
- ひょうごボランティアプラザの運営
- 情報ネットワークシステムの構築
- 生活復興のためのNPO活動支援事業
- 地域通貨実践支援事業
- Hyogoしごと情報広場、地域労働相談、しごと情報広場の設置・運営（再掲）
- 被災者復興支援会議
- 中間支援組織づくり

(2) 子どもの体験活動や子育て環境づくりなどの促進

- こどもの心の広場づくり事業[復興基金]
- まちの子育て広場事業
- ウィークエンド・子ども・いきいき体験事業
- 育児ファミリーサポートセンター事業
- 「まちの保育園士（仮称）」の設置
- 児童虐待防止市町ネットワークシステムの充実強化
- 保育環境の整備・充実

(3) 文化を活かした個性ある地域づくり

- 被災地芸術文化活動への助成[復興基金]
- 歴史的建造物等修理費助成事業[復興基金]
- 芸術文化センター（仮称）の整備推進
- 県立美術館「芸術の館」の運営
- 文化復興支援フォーラムの実施
- 神戸文明博物館群構想の推進（神戸市）
- 景観復興マスタープログラムの推進
- 「ひょうごグリーンネットワーク運動」など森づくりの
ための様々な団体・NPOの活動支援
- ひょうご国際プラザの運営
- WHO神戸センターの運営支援

3. 既存産業が高度化し、次世代産業もたくましく活動する社会づくり
 ~産業構造の転換期におけるしごと活性社会づくり~

(1) 中小企業・地場産業等の第二創業・経営革新への支援

- 地域産業活性化支援事業[復興基金]
- 小規模製造企業復興推進事業[復興基金]
- 災害復旧資金利子補給事業[復興基金]
- 本格復興促進支援利子補給事業[復興基金]
- 先進的中小企業新分野進出支援事業
- 中小企業経営革新支援事業
- チャレンジ企業への総合的支援の実施
- 共同受注グループによる新製品開発等の取り組みに対する支援
- 工業技術センターの機能強化
- ものづくり産業における後継者養成の推進
- 産地活性化リーディング企業に対するトータル支援
- 地場産業新分野進出支援事業
- 地場産業新製品マーケット開拓事業
- 地域産業を支える人材育成の推進
- 中小企業融資制度の拡充
- 政府系中小企業金融機関の災害貸付の取扱期間の延長
- 産業の復旧・復興状況の調査

- ベンチャー支援税制の検討
- 兵庫県産学官連携イノベーションセンターの運営推進
- 技術移転事業
- T L O びょうごの運営推進
- 産学官連携による戦略的研究の推進
- 国際フロンティア産業メッセの開催
- 循環型社会先導プロジェクト推進事業
- ひょうごIT戦略新計画の策定
- 兵庫情報ハイウェイの民間開放
- ITクリエイティブビレッジ事業
- 神戸国際マルチメディア文化都市(KIMEC)構想の推進(神戸市)
- 神戸医療産業都市構想(神戸市)
- 海外研究員招聘事業
- ものづくり試作開発支援センターの運営支援
- デジタル映像工房の運営
- 技術移転セミナー等のイベント・セミナー事業の推進
- 新産業技術交流研究会事業
- 新産業構造拠点地区への企業立地の促進

(2) 商店街・小売市場の活性化対策

- 被災商店街空き店舗等活用支援事業[復興基金]
- 被災商店街にぎわい創出イベント事業[復興基金]
- 被災商店街コミュニティ形成支援事業[復興基金]
- 商店街等が主体的に取り組むイベント開催への助成[復興基金]
- 商店街・小売市場の共同施設建設費助成事業[復興基金]
- 共同店舗実地研修支援事業[復興基金]
- 総合空き店舗対策事業
- 商店街等活性化先導事業
- 商店街等活性化プラン策定支援事業
- やる気中小小売業総合支援事業
- 中心市街地商業の活性化推進
- 商店街・商業集積活性化事業
- 災害復旧高度化事業
- 被災地事業再開・新規開業支援事業

(5) 国内外企業の立地促進

- 産業集積条例に基づく企業立地の推進
- 企業立地のフォローアップ
- ひょうご投資サポートセンター(H I S)
- 外資系企業の有するネットワークを活用した海外企業の誘致促進
- 誘致ツールの充実
- 首都圏での外資系企業サミットの開催
- 広東省投資促進事業(仮称)
- 上海・長江交易促進プロジェクトの推進
- F A Z 地域における輸入関連事業者に対する支援

(3) しごとの創造と多様なワークスタイルづくり

- 被災地コミュニティ・ビジネスマン離陸応援事業[復興基金]
- コミュニティ・ビジネスコンサルティング事業[復興基金]
- 被災地コミュニティ・ビジネス支援センターの設置[復興基金]
- 生きがいしごとサポートセンターの運営[復興基金]
- 被災地若年者元氣あっぷ事業[復興基金]
- 被災者就業支援事業[復興基金]
- 失業者の生活安定のための融資制度の創設
- 離職者等に対する生活支援相談の実施
- ワークシェアリング導入促進プロジェクト
- Hyogoしごと情報広場・地域労働相談・しごと情報広場の設置・運営
- 若年者就職支援総合プログラム
- 兵庫しごとカレッジシステムの構築
- 兵庫人材マーケットの開催によるマッチングの実施
- 「地域共生ビジネス(仮称)」の創出支援
- 就職活動力開発事業
- 産業・雇用支援制度の情報アドバイザーの設置

(6) 構造改革特区の形成推進

- ~国際経済拠点構想、神戸医療産業都市構想などの推進~
- 特区推進体制の確立
- 先端医療産業特区の推進
- 国際みなと経済特区の推進
- 国際経済立地促進特区の推進
- 自然産業創造特区の推進
- 国際経済拠点構想の推進
- 神戸医療産業都市構想の推進(再掲)

(7) 新しいライフスタイルを創出する地域産業の創出

- アグリライフ推進大作戦の展開
- アグリチャレンジャー支援事業
- 「ひょうご安心ブランド認定制度」の推進
- 「食」の安全・安心相談室の設置と消費者活動への支援
- 食品事業者への対策
- 食品の監視体制の強化

(4) 新産業創造の推進と成長産業の育成

- 地域産業情報化推進事業[復興基金]
- 起業家育成システム
- 新産業創造プログラム
- 新産業創造キャピタル制度の再構築による民間投資の促進等

(8) 地域資源を活かしたツーリズムの推進

- 神戸ルミナリエ
- 国際ツーリズムの推進
- 体験・交流型ツーリズムの推進
- 産業ツーリズムの推進
- グリーン・ツーリズムの推進
- エコ・ツーリズムの推進
- ブルー・ツーリズムの推進
- 温泉を活用した地域魅力づくりの推進
- 観光HPにおけるトップセールスによる情報発信
- 宝塚映画祭の推進
- ひょうご教育旅行誘致促進事業
- 阪神・淡路百名所づくりの推進

4. 災害に強く、安心して暮らせる都市づくり ～ 震災の経験と教訓の継承・発信～

(1) 地域の防災力を高める安全・安心なまちづくり

- 宅地防災工事融資利子補給[復興基金]
- 民有海岸保全施設復旧融資利子補給[復興基金]
- 自主防災組織の育成支援
- 被災建築物応急危険度判定制度の推進
- 被災宅地危険度判定制度の推進
- 住宅の耐震改修の促進
- 県有施設耐震化の推進
- 災害広域支援体制の推進
- 三木総合防災公園の整備・活用
- 三木震災記念公園（仮称）学習・訓練ゾーンの整備
- 阪神疏水構想
- 六甲山系グリーンベルト整備事業
- 山手ふれあいロード構想の推進
- 大阪湾岸道路西伸部（阪神高速道路湾岸線8・9期）の整備推進
- 神戸震災復興記念公園（仮称）の整備（神戸市）
- 末広中央公園、笹原公園（仮称）、八木遺跡公園、高木公園等
- 御崎公園の再整備（神戸市）
- 防災空間としての公園・緑地の整備（明石市他）
- コミュニティ防災拠点の整備
- 広域防災帯の整備
- 河川緑地軸の整備

(2) 実戦的な防災体制の構築

- 災害対応総合情報ネットワークシステムの充実強化
- 津波災害対策の推進
- 県立災害医療センター（仮称）の整備
- 災害救急医療システムの整備
- 県庁・県庁周辺における防災体制の整備
（災害対策センターの運営）
- 日赤新病院の整備
- 医療近代化施設整備事業

(3) 防災の担い手づくりの推進

- 総合的・体系的な防災に関する人材育成の推進
- 人と防災未来センターを活用した防災ボランティアや防災専門家の育成
- 災害・救急医療に関する人材養成

(4) 国際防災・人道支援拠点の形成

- 人と防災未来センターの整備・運営
- 国際防災・人道支援拠点形成の推進
- 防災に関する国際的な調査研究機関への支援
 - ・ 地震防災センター研究センターへの支援
 - ・ 実大三次元震動破壊実験施設の整備支援
 - ・ アジア防災センターへの支援
 - ・ 国連地域開発センター防災計画兵庫事務所への支援
 - ・ 国連人道問題調整事務所アジアユニットへの支援
- アジア太平洋地球変動研究ネットワークセンターの活動支援
- (財)地球環境戦略研究機関関西研究センターの運営
- (財)阪神・淡路大震災記念協会による調査研究等事業

(5) 住宅再建支援制度の実現

- 被災者住宅再建支援制度の早期実現に向けた取り組み

(6) 周年記念事業の推進

- 阪神・淡路大震災周年記念事業（8・9周年）
[復興基金]
- 1・17ひょうごメモリアルウォークの実施
- 阪神・淡路大震災メモリアルコンサートの開催
- 阪神・淡路大震災10周年記念事業（仮称）の検討
- 阪神・淡路大震災復興記念 神戸全日本女子ハーフマラソン大会

5. 多核・ネットワーク型都市圏の形成

～復興市街地整備の推進とまちのにぎわいづくり～

(1) 土地地区画整理事業、市街地整備事業の早期完成と未着工地区の対応

- 被災市街地復興土地地区画整理事業地区内土地利用促進事業
[復興基金]
- 復興土地地区画整理事業等融資利子補給[復興基金]
- 復興市街地再開発商業施設等入居促進事業[復興基金]
- 復興土地地区画整理事業
 - (神戸市)
 - ・ 森南第一地区震災復興土地地区画整理事業
 - ・ 森南第二地区震災復興土地地区画整理事業
 - ・ 森南第三地区震災復興土地地区画整理事業
 - ・ 六甲道駅北地区震災復興土地地区画整理事業
 - ・ 松本地区震災復興土地地区画整理事業
 - ・ 御菅東地区震災復興土地地区画整理事業
 - ・ 御菅西地区震災復興土地地区画整理事業
 - ・ 新長田駅北地区震災復興土地地区画整理事業
 - ・ 鷹取東第二地区震災復興土地地区画整理事業
 - (芦屋市)
 - ・ 芦屋西部第一地区震災復興土地地区画整理事業
 - ・ 芦屋西部第二地区震災復興土地地区画整理事業
 - (西宮市)
 - ・ 西宮北口駅北東震災復興土地地区画整理事業
 - (尼崎市)
 - ・ 築地震災復興土地地区画整理事業
 - (北淡町)
 - ・ 富島震災復興土地地区画整理事業
- 復興市街地再開発事業
 - (神戸市)
 - ・ 六甲道駅南地区震災復興第二種市街地再開発事業
 - ・ 新長田駅南地区震災復興第二種市街地再開発事業
 - (宝塚市)
 - ・ 仁川駅前地区震災復興第二種市街地再開発事業

(2) まちのにぎわいづくりの推進

- 復興まちづくり支援事業[復興基金]
- 被災地商店街等にぎわい創出イベント事業[復興基金](再掲)
- 被災地“花・緑いっぱい”推進事業[復興基金]
- 被災地空き地活用パイロット事業[復興基金]
- まちの再発見運動[復興基金]

資

料

残された3か年の課題と取り組み方策一覧

1 21世紀に対応した福祉のまちづくり ～ 少子・超高齢社会における本格的な生活復興～

項目	趣旨・ねらい	これまでの取り組み	残り3か年の重点課題	10年目以降を見据えた課題
(1) 被災高齢者の見守り体制の整備	災害復興公営住宅における高齢者等の見守り体制づくり 超高齢社会を見据えた、住民同士の連携による見守り体制づくり	災害復興公営住宅等における、SCS（高齢世帯生活援助員）、LSA（生活援助員）、保健師、民生委員・児童委員、いきいき県住推進員、交番相談員など各種支援者による被災高齢者等への見守り活動の展開 地域見守りネットワーク会議や支援者の合同研修・交流会等の開催による支援者同士の意見・情報交換 ひとり暮らしの高齢者世帯等への緊急通報装置の設置	災害復興公営住宅におけるSCS等によるきめ細かな見守り体制の充実 被災地におけるLSA活動の継続と充実 コミュニティプラザにおける活動の支援 病気や怪我等緊急時の対策の強化	平成17年度以降の災害復興公営住宅における見守り支援体制の検討 超高齢社会を見据えた住民同士の連携による見守り体制のしくみづくり
(2) 被災高齢者の健康づくり・生きがいづくり	ADLの低下した高齢者の健康づくり 閉じこもりがちな高齢者の仲間づくり、生きがいづくりに対する支援	「まちの保健室」の開設や保健師による健康相談、栄養士による訪問栄養指導、コミュニティプラザでの医療相談等の健康づくり 「いきいき仕事塾」、「地域活動推進講座」、「被災高齢者自立支援事業」等の被災高齢者の仲間づくり、生きがいづくりの支援	「まちの保健室事業」や保健師・栄養士による支援など、きめ細かな訪問・相談活動等を通じた健康づくりへの支援の充実 NPOや自治会、支援者等との協働による高齢者の生きがいづくりへの支援など、多様なメニューによる生きがいづくりへの支援の充実	「まちの保健室事業」を全県に拡充する方策の検討 「被災高齢者自立支援事業」の復興計画期間終了後の継続の検討
(3) こころのケアの推進	震災によるPTSDやアルコール依存に悩む被災者のこころのケアの推進 児童・生徒のこころのケアの推進	こころのケア相談室での相談やアルコールリハビリテーション支援事業など、被災者のこころのケアの推進 教育復興担当教員やカウンセラーの配置など、児童・生徒のこころのケアの推進	こころのケア相談室や精神保健福祉センター等によるこころのケアのネットワークの強化 アルコールリハビリテーションホームを中心としたアルコール依存者の自立支援の推進 教育復興担当教員や教員のカウンセリング能力向上等による児童・生徒に対するこころのケアの継続 こころのケアに関する全国的な拠点施設となる「こころのケア研究・研修センター(仮称)」の整備、同センターにおける実践的研究や研修等の推進	「アルコールリハビリテーション支援事業」の一般施策化
(4) 住み続けたい住まいづくり	生活基盤となる住宅復興 高齢者・障害者などに配慮した新たな住まいづくりの推進 災害復興公営住宅等におけるコミュニティづくり 入居者のニーズにあった災害復興公営住宅の運営・活用	災害復興公営住宅の早期かつ大量供給 災害復興公営住宅等へのいきいき県住推進員の配置による団地の活力向上や良好なコミュニティの形成 災害復興公営住宅等入居後の世帯の状況変化に対応するための住宅交換制度の実施 住宅金融公庫、県等による住宅資金融資での優遇措置・利子補給、税制上の特例措置、被災マンションの建て替え促進、民間賃貸住宅入居者の家賃低減制度、住宅再建に関する相談・情報提供等による民間住宅の再建支援 シルバーハウジングやコレクティブ・ハウジング、グループハウスなど、震災の中から生まれた新たな住まいづくりへの支援	入居者のニーズにあった災害復興公営住宅の運営・活用 ・いきいき県住推進員によるコミュニティづくり ・若年世帯の優先入居 ・住宅交換制度の改善・活用による住み替え促進 ・収入状況に応じた家賃負担の軽減等 災害復興公営住宅の空き室活用等の検討 ・デイケア、グループハウス等への空き室活用の検討 ・災害復興公営住宅に社会福祉施設の設置を推進 住宅再建資金や利子補給、民間賃貸住宅家賃補助など、民間住宅再建への支援の継続 民間コレクティブ・ハウジングの普及促進 県外居住被災者への支援	公営住宅における新しい住まいづくりの推進 ・シルバーハウジング、コレクティブ・ハウジングなどの新しい住まいづくりの検討 民間住宅支援施策の検証や、民間コレクティブ・ハウジング普及促進のための支援のあり方の検討

2 世界に開かれた、文化豊かな社会づくり ～ 参画と協働の“創造的市民社会”づくり～

項目	趣旨・ねらい	これまでの取り組み	残り3か年の重点課題	10年目以降を見据えた課題
(1) 県民ボランティア活動の推進	震災を機に広がったボランティア活動の育成・支援	災害復興ボランティア活動に対する助成 生活復興県民ネットの取り組み ・地域活動コーディネーターによる相談・情報提供やマッチング ・ひょうごコミニネットによる地域活動情報の提供	「ひょうごボランティアプラザ」を核とした、団体・NPO等に対する活動助成・情報提供 ・ネットワークづくり等の推進 コミュニティプラザで活動するNPOや自治会等への助成制度等による支援の充実	「ひょうごボランティア基金」を活用したボランティア活動助成の段階的な移行 生活復興県民ネットのしくみの発展・継承 ・仲間づくり、情報ネットワークづくり ・地縁組織とNPOの連携による地域活動の活性化

項 目	趣旨・ねらい	これまでの取り組み	残り3か年の重点課題	10年目以降を見据えた課題
		<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動ステーションの設置 ・地域通貨導入への実験的取り組み 等 いきいき仕事塾や地域活動推進講座の開催、高齢者語りべ・昔の遊び伝承事業、フェニックス・リレーマーケット等による仲間づくり、生きがいづくりへの支援 NPO・ボランティアグループへの全県的な支援ネットワークとしての「ひょうごボランティアプラザ」の開設 	<p>「いきがいしごと」に関するマッチング、情報提供、相談等の推進</p> <p>被災者復興支援会議との協働の取り組みの推進</p>	<p>今後のボランティア活動支援に関する検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間支援組織や有償ボランティアの位置づけ ・団体運営費を含めた助成のあり方 ・NPO 等とそこで活動したい人とのマッチングのしくみの充実 ・住民から団体への運営資金の寄附のあり方
(2) 子どもの体験活動や子育て環境づくりなどの促進	子どもたちが、被災地の担い手として、生きる力を育み、たくましく成長するためのしくみづくり	<p>自然学校や、トライやる・ウィーク、クリエイティブ21、スポーツクラブ21ひょうご、ひょうごの匠キャラバン隊等、子どもの生きる力を育む本県独自の取り組みの展開</p> <p>被災地の子ども体験活動を促進する「子どもの体験活動促進事業」の実施や、全県施策としての、「ウィークエンド・子ども・いきいき体験事業」、「まちの子育てひろば」の実施</p> <p>子育てのセーフティネットとしての「児童虐待防止プログラム」の推進</p>	<p>学校と地域の連携や NPO・ボランティアグループなどの参画による子どもの体験活動促進のしくみづくり</p> <p>「冒険遊び場(プレーパーク)」の設置など、子どもたちが主体的に活動できる居場所づくり</p> <p>子どもたちが健やかに育つ安全・安心な子育て環境づくり</p>	
(3) 文化を活かした個性ある地域づくり	被災者のこころのケアや地域の活性化に寄与する文化活動の復興の促進 阪神・淡路地域の文化の発信を行い、復興のシンボルとなる文化の拠点づくり	被災地の文化復興を促進する被災地の芸術文化活動への助成 被災地の文化復興のシンボルである県立美術館「芸術の館」の開館(平成14年4月) 芸術文化センター(仮称)の平成17年度の完成を目指した事業推進	芸術文化の鑑賞機会の提供と活動支援の継続 芸術文化センター(仮称)の整備(平成17年度完成予定) 県立美術館における文化復興イベントの実施	芸術文化の振興に関するビジョンづくりの中で芸術文化活動支援のあり方の検討

3 既存産業が高度化し、次世代産業もたくましく活動する社会づくり
～産業構造の転換期におけるしごと活性社会づくり～

項 目	趣旨・ねらい	これまでの取り組み	残り3か年の重点課題	10年目以降を見据えた課題
(1) 中小企業・地場産業等の第二創業・経営革新への支援	被災中小企業・地場産業等の本格復興への支援 第二創業・経営革新をめざす中小企業等の新たなチャレンジへの支援	被災中小企業・地場産業等の倒産防止や早期事業再開に向けた金融支援や仮設工場等による事業の場の確保 第二創業や経営革新による本格復興に向けた新商品・新技術開発、販路開拓等への支援	中小企業・地場産業等の第二創業、経営革新、技術高度化等への支援 厳しい経営環境におかれた中小企業・地場産業等への金融支援制度の充実	
(2) 商店街・小売市場の活性化対策	被災商店街・小売市場の本格復興への支援 にぎわいや活気を取り戻すための商店街・小売市場の活性化	災害復興高度化事業等を活用した共同店舗や共同施設等の基盤施設整備への支援 空き店舗を活用したチャレンジショップやイベントの開催など、商店街等のにぎわいづくりへの支援	<p>やる気・意欲のある商店街等による、にぎわいづくりやコミュニティ機能向上とまちづくりと一体となった商業活性化の取り組みの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き店舗を活用したにぎわいの場づくり ・商店街等の将来構想・地域の活性化構想づくりへの支援 ・後継者やリーダーとなる人材の育成 ・TMOやまちづくり会社等の取り組みの支援等 <p>本格復興の遅れている商店街等の基盤施設整備等への支援</p>	商店街等の実態調査結果を踏まえた、今後の商店街の活性化対策のあり方の検討 新たな事業手法も含めた、人の集まるための場所としての商店街等の再整備等の検討
(3) しごとの創造と多様なワークスタイルづくり	雇用・就業機会のさらなる創出 厳しい状況にある被災中高年齢者への支援 コミュニティ・ビジネスなど生きがいにあふれた新しいワークスタイルづくり	雇用調整助成金や被災者雇用奨励金、被災地しごと開発事業等の雇用対策事業の実施 Hyogo しごと情報広場、地域労働相談・しごと情報広場の設置・運営等によるワンストップサービスの情報提供・相談 中高年齢被災者に対するキャリアカウンセリング、講習・職業訓練等の支援 ワークシェアリングの導入促進 コミュニティ・ビジネスへの支援や生きがいしごとサポートセンターの設置	雇用のセーフティネットの充実 ワークシェアリングの導入促進 中高年齢者に対する職業訓練、情報提供・相談やカウンセリング等のきめ細かな支援や、雇用のミスマッチの解消、創造性豊かな人材の育成 新たな雇用・就業機会につながるコミュニティ・ビジネスの創出	コミュニティ・ビジネス等の生きがいしごとに対するこれまでの実績を踏まえた取り組み方策の検討

項 目	趣旨・ねらい	これまでの取り組み	残り3か年の重点課題	10年目以降を見据えた課題
(4) 新産業創造の推進と成長産業の育成	起業家の掘り起こしから事業化に至るまでのきめ細かなベンチャー支援の推進 新産業構造拠点地区の形成による成長産業分野の集積の促進	起業家の掘り起こしから事業化に至るまでのきめ細かなベンチャー支援 ・新事業創出総合支援体制（プラットフォーム）の構築 ・新産業創造キャピタルや新産業創造プログラム等の公的資金支援制度 ・ベンチャー企業と投資家とのマッチングを図るベンチャーマーケット事業 産業復興条例（H14 から産業集積条例）による新産業構造拠点地区等の形成（ボーアイ2期、西宮名塩、ひょうご情報公園都市等）	起業家、ベンチャー企業の一点突破型の挑戦への継続的な支援 ・HERO（阪神・淡路産業復興推進機構）の起業家育成事業等 ・プラットフォーム事業 ・TLOひょうごの運営推進 等 被災地における成長産業分野の発展への支援 ・先端技術集積型産業、生活文化関連産業、環境・エネルギー産業への支援 ・兵庫情報ハイウェイの活用など IT 関連産業への支援	新産業創造支援の一翼を担ってきた HERO について、実績等を踏まえた、平成 17 年度以降の組織や事業のあり方の検討
(5) 国内外企業の立地促進	成長産業分野の集積と外国・外資系企業の誘致の促進	産業復興条例（H14 から産業集積条例）による税制優遇措置や補助制度等を活用した外資系企業等の立地支援策の展開 ひょうご投資サポートセンター（HIS）による外資系企業等に対するワンストップサービスの情報提供等の支援 神戸国際ビジネスセンターの設置による外資系企業等の受け皿整備	産業集積条例を活用した「新産業構造拠点地区」等形成の促進 産業基盤、生活環境、国際機関の集積、安全・安心など、被災地の特色を活かした戦略的な外国・外資系企業の誘致	平成 17 年度以降の産業集積のあり方の検討 HIS の果たしているワンストップサービス機能等について、実績を踏まえた、平成 17 年度以降の対応の検討
(6) 構造改革特区の形成推進 ～国際経済拠点構想、神戸医療産業都市構想などの推進～	被災地の経済活性化を先導する構造改革特区の実現	「国際経済拠点構想」の推進 先端医療センターや発生・再生科学総合研究センターの整備など神戸医療産業都市構想の推進 県・市町・産業界が連携した構造改革特区の提案	被災地における構造改革特区の実現 ・先端医療産業特区、国際みなと経済特区、国際経済立地促進特区、自然産業創造特区	
(7) 新しいライフスタイルを創出する地域産業の新展開	新しいライフスタイルの創出による地域経済の活性化	都市と農山漁村の交流や市民農園、体験農園の整備 フードシステムを踏まえた取り組みや食品の安全性の確保など「食」の安全・安心対策の推進	新たなライフスタイルを創出する楽農生活（アグリライフ）の推進 「食」の安全・安心と食生活・食文化を支える産業の育成	
(8) 地域資源を活かしたツーリズムの推進	地域固有の文化資源等のツーリズム資源を活かしたツーリズムの推進 震災の経験と教訓の発信によるまちのにぎわいづくり・地域の活性化	神戸ルミナリエの継続的な開催 宝塚映画祭や酒蔵地域の再整備など、ツーリズム資源を活かした集客促進の取り組みへの支援	震災復興のシンボルイベントとしての神戸ルミナリエの継続的な実施 歴史、文化、自然、地場産業など多彩な地域資源を活かしたツーリズム振興やグリーン・ツーリズム等の推進 人と防災未来センターや新長田商店街等による「震災の経験と教訓」の発信による戦略的なツーリズムの推進	神戸ルミナリエの事業展開や財源確保など、継続的に事業を実施していくための方策の検討

4 災害に強く、安心して暮らせる都市づくり
～震災の経験と教訓の継承・発信～

項 目	趣旨・ねらい	これまでの取り組み	残り3か年の重点課題	10年目以降を見据えた課題
(1) 地域の防災力を高める安全・安心なまちづくり	震災の経験と教訓を踏まえた災害に強い安全・安心のまちづくり	市町と連携した自主防災組織の育成支援 「わが家の耐震診断推進事業」などによる住まいの耐震化の促進及び公共施設耐震化の推進 「三木震災記念公園（仮称）」など広域防災拠点の整備 六甲山系グリーンベルト整備事業など、「六甲山水と緑の回廊構想」の推進	市町と連携した自主防災組織の充実と活動の活性化 住宅や公共施設の耐震化の推進 三木震災記念公園（仮称）など広域防災拠点の整備促進 災害時における緊急交通路の確保	六甲山「水と緑の回廊」の形成に向けた取り組みの推進 大阪湾岸道路西伸部（阪神高速道路湾岸線 8・9 期）など「安全・安心」を確保するための都市基盤の着実な整備 山手幹線の緊急交通路の指定
(2) 実戦的な防災体制の構築	市町、消防、警察、自衛隊等との連携等による実戦的な防災体制づくり	災害対策センター等の整備・24 時間監視・即応体制の運営 災害対応総合情報ネットワークシステムの運用 県立災害医療センター（仮称）の整備（H15.8）	災害対応総合情報ネットワークシステムの WEB システムへの改修と災害対応支援システムの充実 防災計画の充実や津波防災訓練等による津波災害対策の推進 県立災害医療センター（仮称）を核とした災害救急医療システムの整備	

項 目	趣旨・ねらい	これまでの取り組み	残り3か年の重点課題	10年目以降を見据えた課題
(3) 防災の担い手づくりの推進	防災に関する人材の育成・活用	ひょうご防災カレッジの開催 災害救援専門ボランティアを対象とした専門研修や地域リーダーの養成 人と防災未来センターにおける防災専門家の育成	総合的・体系的な防災に関する人材育成の推進 ・ひょうご防災カレッジの充実 ・三木震災記念公園（仮称）における学習・訓練機能の整備 ・人と防災未来センターの人材育成事業 ・県立災害医療センター（仮称）における救急医療・災害医療の研修・人材養成等 人と防災未来センターを活用した防災ボランティアや防災専門家の育成	
(4) 国際防災・人道支援拠点の形成	震災の経験と教訓を継承・発信する人と防災未来センターなど、国際防災・人道支援拠点づくりとネットワーク体制の強化	人と防災未来センターの開館（1期）、2期施設の整備推進 神戸東部新都心への、アジア防災センター、国連地域開発センター防災計画兵庫事務所など国際的な防災機関等の集積	人と防災未来センターの機能強化による震災の経験と教訓の継承・発信 人と防災未来センター等を核とした防災・人道支援関連機関のネットワーク体制の強化 ・国際防災・人道支援協議会の設立支援 ・県立災害医療センター（仮称）や三木震災記念公園との連携	
(5) 住宅再建支援制度の実現	大震災を経験した被災地の責務としての、住宅再建支援制度の実現	住宅再建支援制度の早期実現に向けた全国知事会等と連携した取り組み	住宅再建支援制度の実現に向けた取り組みの継続	
(6) 周年記念事業の推進	復興に向けたさまざまな取り組みや被災地の体験など、震災の経験と教訓の発信	震災の経験と教訓を発信する周年記念事業の展開 平成12年度から「1.17 ひょうごメモリアルウォーク」を実施	多様な参画による拡がりのある8、9周年事業の展開と節目となる10周年記念事業のあり方の検討 平成17年度以降における1.17 ひょうごメモリアルウォークの実施のあり方の検討など、震災の経験と教訓を継承・発信していくための取り組みの検討	

5 多核・ネットワーク型都市圏の形成
～復興市街地整備の推進とまちのにぎわいづくり～

項 目	趣旨・ねらい	これまでの取り組み	残り3か年の重点課題	10年目以降を見据えた課題
(1) 土地区画整理事業、市街地再開発事業の早期完成と未着工地区の対応	被災市街地の復興のための面的な市街地整備事業の促進 市街地整備事業期間中も含めた、まちのにぎわいづくり	復興土地区画整理事業 ・20事業地区すべてで工事着手、仮換地指定率は88% 復興市街地再開発事業 ・14事業地区すべてで管理処分計画決定（決定率71%） 復興市街地整備事業地区における住宅建設等のための資金に対する利子補給等の支援	復興市街地整備事業のさらなるスピードアップ <復興土地区画整理事業> ・早期の仮換地指定率100%到達 ・平成16年度の概成 ・平成17年度以降の早期換地処分 ・北淡町富島地区の着実な事業促進 <復興市街地再開発事業> ・事業未完了地区（六甲道駅南・新長田駅南・仁川駅前）の事業促進 ・新長田駅南地区の計画の弾力的な見直し等による早期工事着手・完成 復興市街地整備事業地区におけるにぎわいの確保 ・土地区画整理事業地区における住宅建設等の促進 ・再開発ビルの保留床等の利用促進	復興市街地整備事業の経験の継承と情報発信の推進
(2) まちのにぎわいづくりの推進	まちづくり協議会等による住民主体のまちづくりの推進 中心市街地の活性化 市街地における空き地活用等によるにぎわいづくり	復興まちづくり支援事業による、まちづくり協議会等の活動助成やアドバイザー・コンサルタントの派遣等の支援 空き地の緑化や活動助成等によるまちのにぎわいづくりへの支援	まちづくり協議会やまちづくりNPO等による復興まちづくりと一体となったまちのにぎわいづくりへの支援 中心市街地活性化を推進するTMOへの支援 空き地の活用等によるまちのにぎわいの創出	まちづくり協議会を中心とした自律的なまちづくりの推進

「阪神・淡路震災復興計画最終3か年推進プログラム」案の とりまとめにあたって

このプログラム案は、その性格上、県をはじめとした行政サイドが実施する事業を掲載しているが、市民サイドでも創造的復興に向けた様々な先駆的な取り組みが行われ、多くの成果をあげているという認識のもと、とりまとめを行ったものである。

「創造的復興に向けた取り組みの検証」において、シルバーハウジングやコレクティブハウジングなど生活支援と一体となった「新しい住まいづくり」、被災地各地で展開され、今後とも復興への大きな原動力として期待される「ボランティア活動」、生きがいややりがいにつながり、地域の雇用・就業機会を創出する「コミュニティ・ビジネス」、震災後、組織率が大幅に向上した「自主防災組織の育成支援」、復興まちづくりの中心的な役割を果たしてきた「まちづくり協議会等の取り組みへの支援」の5つのしくみを提示した。これらについては、震災を契機に拡がり、今後の成熟社会につないでいくべきものとして、特に留意して、その定着を図っていかねばならない。

そのためには、復興の担い手として主体的に参画する「県民」、専門的あるいは地域密着型のきめ細やかな支援を行う「団体・NPO」、自らの事業展開を図る一方、地域社会とも共存しながら行動する「企業」、そして、それらの活動を支援するとともに、被災者や被災地の復興に必要な環境や基盤を整備する「行政」など、様々な主体が相互に補完しながら、それぞれの役割を果たすことが求められる。今後、震災の経験と教訓を踏まえ、成熟社会につなぐ創造的復興を成し遂げるため、このような形でそれぞれが努力することが必要である。

なお、プログラム案のとりまとめにあたっては、できる限り、人口や経済などのデータをもとに被災地の復興状況について分析するとともに、これまでの取り組みについて検証を行ったが、節目となる震災復興10年には、復興施策・事業の本格的な検証を行い、創造的復興の成果や教訓を発信することが求められる。

阪神・淡路震災復興計画後期5か年推進プログラムフォローアップ委員会

< 阪神・淡路震災復興計画後期5か年推進プログラムフォローアップ委員会の検討経過 >

第1回フォローアップ委員会（平成14年6月24日）

平成14年度のプログラムのフォローアップについて

- ・「復興計画最終3か年推進プログラム（仮称）」の策定について
- ・生活復興調査の実施について
- ・復興モニター調査の実施について
- ・災害復興公営住宅団地コミュニティ調査の実施について

震災復興の現状と残された課題について

第2回フォローアップ委員会（平成14年7月30日）

震災復興にかかる現状と課題等について

被災者復興支援会議 からの提言について

「復興計画最終3か年推進プログラム（仮称）」骨子（案）について

第3回フォローアップ委員会（平成14年8月27日）

「復興計画最終3か年推進プログラム（仮称）」（素案）について

「復興モニター調査2002」中間報告について

「災害復興公営住宅団地コミュニティ調査事業」について

第4回フォローアップ委員会（平成14年9月19日）

「復興計画最終3か年推進プログラム（仮称）」（案）について

県民意見提出手続（パブリック・コメント手続）の実施

実施時期 平成14年10月22日～11月11日

実施内容

- ・中央情報センター、地域情報センターでのプログラム案等の閲覧・意見募集
- ・県ホームページによるプログラム案等の情報発信・意見募集

第5回フォローアップ委員会（平成14年11月27日）

「復興計画最終3か年推進プログラム（仮称）」（案）について

阪神・淡路震災復興計画後期5か年推進プログラムフォローアップ委員会委員名簿

氏 名	所 属 ・ 職
市川 禮子	社会福祉法人尼崎老人福祉会理事長
岩原 雅子	P & G エクスターナル・リレーションズ マネージャー
加藤 恵正	神戸商科大学商経学部教授
角野 幸博	武庫川女子大学生生活環境学部教授
河内 厚郎	文化プロデューサー
小林 郁雄	阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク代表
佐藤 友美子	サントリー不易流行研究所部長
中島 克元	神戸まちづくり協議会連絡会事務局長
鳴海 邦碩	大阪大学大学院工学研究科教授
端 信行	京都橘女子大学文化政策学部教授
林 敏彦	放送大学大学院文化科学研究科教授
北条 勝利	日本労働組合総連合会兵庫県連合会会長代行
松原 一郎	関西大学社会学部教授
南 裕子	県立看護大学学長
宮道 博	兵庫県商工会議所連合会専務理事
森 綾子	特定非営利活動法人宝塚NPOセンター事務局長

(: 委員長)

阪神・淡路震災復興計画最終3か年推進プログラム

平成14年12月発行
発行：兵庫県

お問い合わせ：兵庫県阪神・淡路大震災復興本部総括部復興企画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
TEL (078)341-7711 (代) 内線 2673・2674
<http://web.pref.hyogo.jp/hukkou/saisyu/index.htm>
e-mail fukkoukikakuka@pref.hyogo.jp